

## 令和3年9月天栄村議会定例会会議録目次

### 第1号（9月7日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	12
大須賀 溪 仁 君	13
大 浦 トキ子 君	33
渡 部 勉 君	39
散会の宣告	52

### 第2号（9月8日）

議事日程	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員	54
欠席議員	54
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	54
職務のため出席した者の職氏名	54
開議の宣告	55
議事日程の報告	55
報告第1号の上程、説明、報告	55

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第5号～議案第19号の一括上程、説明	62
延会の宣告	95

### 第 3 号 (9月9日)

議事日程	97
本日の会議に付した事件	97
出席議員	97
欠席議員	98
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	98
職務のため出席した者の職氏名	98
開議の宣告	99
議事日程の報告	99
議案第5号～議案第19号の説明	99
議案第5号の質疑	130
延会の宣告	148

### 第 4 号 (9月10日)

議事日程	149
本日の会議に付した事件	150
出席議員	150
欠席議員	150
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	150
職務のため出席した者の職氏名	151
開議の宣告	152
議事日程の報告	152
議案第6号の質疑、討論、採決	152
議案第7号の質疑、討論、採決	155
議案第8号の質疑、討論、採決	156
議案第9号の質疑、討論、採決	156

議案第10号の質疑、討論、採決	157
議案第11号の質疑、討論、採決	158
議案第12号の質疑、討論、採決	158
議案第13号の質疑、討論、採決	159
議案第14号の質疑、討論、採決	159
議案第15号の質疑、討論、採決	160
議案第16号の質疑、討論、採決	160
議案第17号の質疑、討論、採決	161
議案第18号の質疑、討論、採決	161
議案第19号の質疑、討論、採決	162
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	181
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	183
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	184
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	187
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	189
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	192
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
陳情審査報告	195
各委員会閉会中の継続審査申出	197
日程の追加	199
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	200
招集者あいさつ	201
閉会の宣告	202

9 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

# 令和3年9月天栄村議会定例会

## 議事日程（第1号）

令和3年9月7日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君

参事兼  
住民福祉課長 小山 富美夫 君 産業課長 黒澤 伸一 君  
建設課長 櫻井 幸治 君 湯所本長 星 裕治 君  
教育課長 関根 文則 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 北 畠 さつき 書記 石井 大 輔  
書記 森 歩

---

### ◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和3年9月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和3年9月天栄村議会定例会は成立いたしました。

7番、渡部勉議員は、事故処理のため遅れる旨の報告がありました。

ただいまから令和3年9月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 北 畠 正 君

2番 円 谷 要 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る8月31日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和3年9月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は9月7日より13日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君から報告がありましたとおり、本日より9月13日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月13日までの7日間とすることに決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆様のお手元に配付いたしました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆様のお手元に配付いたしておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎陳情の付託

○議長（服部 晃君） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は2件で、皆様のお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。なお、この件につきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので、報告申し上げます。

---

#### ◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和3年9月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。



村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和3年9月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、議案32件を提案し、ご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、6月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。感染力の強いデルタ株による急速な感染拡大により、全国の1日当たりの新規感染者は、8月中旬から1日2万人を超える日が続き、各地で過去最多を更新するなど、第5波が猛威を振るい、歯止めがかからない状況が続いており、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象地域も拡大しております。

本県においても、8月には1日当たりの新規感染者数がこれまでで最多を数え、クラスターも相次いで発生が確認されるなど、急激に感染が拡大していることから、まん延防止等重点措置の対象となった福島、郡山、いわきの3市を除く全県域に非常事態宣言を発出し、今月12日までの間、より強い対策を集中的に講じることとされました。

本村においては、9月に入り2名の新規感染者が確認され、累計6名となりました。感染された方に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。村民の皆様には、感染された方やそのご家族に対する差別的な言動や誹謗中傷などがないよう、お互いを思いやる気持ちを持ち、冷静に行動していただくようお願いいたします。

ワクチン接種につきましては、7月末までに集団接種を希望した65歳以上の方へ2回目の接種が終了し、8月から64歳以下の方を対象とした集団接種を開始いたしました。村内医療機関及び県立医科大学などのご協力の下、スムーズに進んでおり、8月末現在の接種率は、65歳以上は91.7%、64歳以下は75.5%であります。今週末には64歳以下の2回目の接種が完了いたしますが、来週18日及び19日には、これまで接種できなかった方への集団接種を実施することとしており、これにより希望する方へのワクチン接種はおおむね完了するものと考えております。

しかしながら、ワクチン接種後であっても感染リスクはゼロではありませんので、村民の皆様には、マスク着用や手指消毒、小まめな換気など基本的な感染対策を徹底し、引き続き感染防止にご協力をお願いいたします。

次に、7月5日に国道118号鳳坂トンネルの貫通式が開催され、工事関係者が貫通を祝うとともに、今後の早期開通を願いました。開通後は、安全で円滑な交通が確保されるとともに、住民の利便性向上や観光振興、緊急医療の向上につながるものと期待しております。

次に、7月15日に天栄村公共施設のあり方検討委員会から、優先的に検討を要する3施設についての検討結果をご報告いただきました。

2施設については老朽化及び安全性の確保等の観点から廃止、1施設については別用途への転用を図るべきとの内容であり、今後、ご提言を踏まえ、実施に向けた手続を進めてまいりる考えであります。

次に、今後5年間の村の施策の基本となる第5次天栄村総合計画後期基本計画につきましては、庁内検討委員会を立ち上げ、前期基本計画の検証と計画策定に着手し、7月には住民の意見を本計画に反映させるための住民アンケートを実施し、現在、取りまとめを進めております。

次に、地方創生事業につきましては、主にインターネットを通じて村内の写真を募集する天栄フォトコンテストを実施しております。

村内外から多くの写真が寄せられており、今後、審査を経て、来年のカレンダーや村の魅力を発信する際の素材として活用を図り、新型コロナウイルス感染症の収束後には観光等で村に来ていただけるよう、関係人口創出に努めてまいりる考えであります。

次に、村民の健康づくりにつきましては、6月の住民総合健診におきまして、新型コロナウイルス感染防止対策として予約制を導入し、486名が受診し、本年度より40歳代の方を対象とした、血液検査でできる胃がんリスク検診を実施いたしました。

総合健診の結果につきましては、8月上旬に送付し、早期受診、早期治療を勧めております。

また、7月6日には乳がん、子宮頸がん検診を実施し、延べ206人が受診いたしました。

集団健診の未受診者に対しましては、通知及び訪問活動により、再度、施設健診の受診を勧める予定としております。

また、産後の母親の健康支援や育児不安の解消を図るため、保健師による母子訪問を実施し、希望する世帯に福島県助産師会等の産後ケア事業を活用していただいております。妊娠後期の妊婦の方には、保健師の訪問による保健指導及び育児用品の提供を実施し、出産に向けた不安の解消に努めております。今後も、感染防止対策を図りながら訪問や広報等による啓発活動に取り組み、新しい生活様式に配慮した心と体の健康づくりを推進してまいりる考えであります。

次に、高齢者福祉関係につきましては、9月に開催予定でありました敬老会を新型コロナウイルス感染防止のため中止といたしました。

また、介護予防のための健康サロン事業につきましては、十分な感染症対策を講じながら実施しており、健康づくりや閉じこもり防止の取り組みとして、感染状況を見ながら継続してまいりる考えであります。

次に、児童福祉関係につきましては、8月2日に天栄村要保護児童対策地域協議会を開催いたしました。児童相談所や警察署、各小・中学校等の代表者の方々に参加いただき、子育て支援や相談体制の確認、個別ケースへの対応などについて意見交換等を行いました。今後も、各関係機関と連携を図りながら、子どもたちの支援を行ってまいる考えであります。

また、低所得の子育て世帯を支援する子育て世帯生活支援特別給付金制度が新たに始まり、本村においても、18歳未満の児童を養育する父母等で住民税非課税世帯の方を対象として、7月に児童1人当たり5万円を支給いたしました。

次に、本年度の主要4税目の課税状況につきましては、対前年比で個人住民税が3.8%の減、固定資産税が8.6%の減、軽自動車税が3.1%の増、国民健康保険税が9.0%の減となっております。

次に、国土調査につきましては、新規地区である牧本第28地区の一筆地調査を10月中旬に着手できる見込みとなり、継続調査の牧本第27地区については、現在、一筆地測量を実施しております。

次に、農業関係につきましては、7月中旬以降、高温や好天が続き、本県の水稲の作柄概況は8月15日時点で平年並みとされましたが、8月中旬の低温や、長雨と日照不足により生育への影響も懸念されております。今後、生育状況を注視しつつ、県やJAと連携を図り、刈取り適期などの各種情報提供に努めてまいります。

また、令和3年産米における本村の生産数量の目安につきましては、昨年度より大幅に飼料用米への作付転換が進んでおり、おおむね達成する見込みであります。

令和3年産米のモニタリング調査につきましては、円滑な検査が実施できるよう準備を進めております。

次に、てんえいふるさと公園整備事業につきましては、建設を予定している直売施設について、天栄村農林水産物直売施設整備検討委員会において議論を重ねていただき、7月29日に意見書が提出されました。今後、これらの意見を反映した施設整備を進めるべく、地質調査や設計委託料を一般会計補正予算に計上しております。

次に、鳥獣被害防止対策につきましては、わなによる捕獲や電気柵の設置を継続して進めており、8月までの捕獲数はツキノワグマ7頭、イノシシ44頭、ニホンジカ30頭、ハクビシン20匹となっております。イノシシにつきましては、昨年の同時期より152頭少なく、また、被害報告も例年より少ないことから、被害防止対策に一定の成果は認められますが、一方でニホンジカの被害が増加傾向にあることから、村鳥獣被害対策実施隊及び地域おこし協力隊と連携を図り、被害防止対策に努めてまいる考えであります。

次に、商工関係につきましては、昨年に引き続き、購入額に20%を付与したプレミアム付てんえい商品券を8月9日に商工会及び湯本支所で販売し、コロナ禍で低迷している村内で

の消費喚起を図っております。

次に、企業誘致につきましては、6月18日に株式会社フジ電科と工場等立地に関する基本協定を締結し、ハイテク大山工業団地への誘致が決定いたしました。分譲可能面積は残り6,200平方メートルとなり、早期完了に向け、今後も企業誘致を進めてまいる考えであります。

次に、2月の福島県沖地震で被災した村道沖内・久来石線の災害復旧工事につきましては、6月に着手いたしました。

被災住宅修理支援事業につきましては、現在までに16件、555万円を交付しております。

次に、学校教育関係につきましては、8月25日から各幼・小・中学校で2学期が始まりましたが、事前に各校で感染症対策を再確認するとともに、夏休み明けの子どもたちの体調管理や観察をより徹底することを申し合わせ、新学期をスタートいたしました。現在のところ感染者の発生は確認されておらず、今後も感染防止対策を徹底して、学校行事の安全な実施に努めてまいる考えであります。

6月24日に幼・小・中学校合同引渡し訓練を村内全ての園、学校を対象に実施いたしました。この訓練は、緊急時における避難や引渡しの仕方を確認し、児童・生徒や教職員、保護者の防災意識や知識を高めることを目的とし、大雨を想定するとともに、感染症対策を講じた訓練を実施することで、新たな課題や改善点を確認することができました。

また、中学校におきましては、昨年度に引き続き、民間塾を活用した補充学習を実施いたしました。この学習は、コロナ禍の中で不安を抱え、高校受験を控える中学3年生を対象に、英語及び数学に特化して学力面をより手厚く支援するもので、民間塾から講師を派遣し、7月中の放課後や夏休み期間中の8日間、授業を実施いたしました。受講した中学生の多くからは、充実した講習であったとの声をいただき、学習意欲の向上につながるものと考えておりますので、今後、冬休み期間中にも実施してまいる考えであります。

次に、子どもたちの活躍につきましては、天栄中学校の生徒が、7月11日に行われました福島県中学生テニス選手権大会において、女子ダブルスで3位に入賞し東北大会への出場権を獲得、男子団体においても、3位に入賞するとともに、8月27日に開催されました岩瀬地区英語弁論大会において、暗唱の部で第1位となり県大会の出場権を獲得、創作の部においても2位に入賞するなど、すばらしい成績を残しました。

次に、幼稚園につきましては、7月16日に天栄幼稚園において、年長児が保護者と参加した夕涼み会を実施いたしました。ゲームや制作を親子で一緒に行い、関わりや触れ合いを大切にした行事となりました。

次に、生涯学習につきましては、ふるさと学び教室を6月に3回開催し、各小学校の6年生が村内の県・村指定文化財を見学いたしました。当日は、村文化財保護審議会委員の方々

から説明をいただきながら、史跡をまわるとともに、鳳坂トンネルの工事現場やノーザンファーム天栄の見学を行い、愛村心を育むふるさと教育の実践に努めました。

次に、7月3日に天栄中学校において、つなぐ英語教育推進事業を開催いたしました。この事業は、早稲田大学国際教養学部の学生を中心とした学生団体セカクルとの共同事業であり、新型コロナウイルス感染症対策として、GIGAスクール構想で整備したタブレット端末を活用して、オンラインにより実施いたしました。生徒たちは、様々な国籍の学生とのオンライン交流やセカクルの学生が制作したプログラムにより、英語を学びながら多様な文化に触れることができました。今後もこのような学びの機会を提供してまいる考えであります。

また、7月21日から8月24日の夏休み期間における子どもたちの安全な居場所として、てんえい子ども教室を開設いたしました。牧本小学校30名、大里小学校16名、湯本小学校1名の児童が参加し、牧本小学校と大里小学校を会場に、読書や工作、プールでの活動などを行い、安全管理員及び活動指導員の下、安全・安心に過ごすことができました。

次に、東京2020パラリンピック関連事業につきましては、8月11日にパラリンピック聖火に係る種火起こしを屋内運動場で実施いたしました。パラリンピック聖火は、全国の自治体から届いた種火を一つにしてともされており、本村では、村内小・中学校の代表児童・生徒が種火を起こし、「共生社会の実現」や「パラリンピック成功」など、それぞれの思いが書かれたメッセージカードの前で、幼稚園児が作成したキャンドルに火がともされ、多くの子どもたちの思いが込められた種火を届けました。

次に、8月15日の開催を予定しておりました成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大や県へのまん延防止等重点措置の適用を考慮し、延期することといたしました。開催時期につきましては、今後、成人式実行委員会の意見や感染の状況等を踏まえ、決定してまいる考えであります。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、議案32件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が9月30日をもって満了となることから、委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員5名の任期が9月30日をもって満了となることから、委員を選任するに当たり、財産区管理会条例の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

議案第3号 天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第4号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、引用条文及び文言の改正並びに規定の一部を削除するものであります。

議案第5号 令和2年度天栄村一般会計決算認定から、議案第19号 令和2年度天栄村水道事業会計決算認定までの15議案につきましては、一般会計及び13の特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。

令和2年度決算の概要であります。一般会計につきましては、歳入総額が55億9,025万1,475円、歳出総額が53億6,069万2,004円、歳入から歳出を差し引いた形式収支が2億2,955万9,471円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源9,649万3,000円を差し引いた実質収支が1億3,306万6,471円であります。

13の特別会計につきましては、合計で歳入総額が20億8,573万4,678円、歳出総額が19億6,761万4,276円、形式収支が1億1,812万402円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源680万円を差し引いた実質収支が1億1,132万402円であります。

会計ごとに申し上げますと、天栄村国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定におきまして、歳入総額が7億689万9,473円、歳出総額が6億5,110万2,164円、形式収支並びに実質収支が5,579万7,309円であります。

診療施設勘定においては、歳入総額が5,095万4,036円、歳出総額が4,155万1,362円、形式収支が940万2,674円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源280万円を差し引いた実質収支が660万2,674円であります。

牧本財産区特別会計につきましては、歳入総額が156万4,607円、歳出総額が97万5,972円、形式収支並びに実質収支が58万8,635円であります。

大里財産区特別会計につきましては、歳入総額が26万8,259円、歳出総額が22万2,984円、形式収支並びに実質収支が4万5,275円であります。

湯本財産区特別会計につきましては、歳入総額が174万3,923円、歳出総額が139万68円、形式収支並びに実質収支が35万3,855円であります。

工業用地取得造成事業特別会計につきましては、歳入総額が3,362万9,455円、歳出総額が2,674万6,490円、形式収支並びに実質収支が688万2,965円であります。

大山地区排水処理施設事業特別会計につきましては、歳入総額が1,397万7,012円、歳出総額が1,020万4,056円、形式収支並びに実質収支が377万2,956円であります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入総額が2億1,895万8,363円、歳出総額が1億9,815万2,164円、形式収支が2,080万6,199円、翌年度に繰り越すべき財源400万円を差し引いた実質収支は1,680万6,199円であります。

二岐専用水道特別会計につきましては、歳入総額が211万2,853円、歳出総額が125万7,763円、形式収支並びに実質収支が85万5,090円であります。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入総額が3,682万3,502円、歳出総額が3,262万3,119円、形式収支並びに実質収支が420万383円であります。

簡易排水処理施設特別会計につきましては、歳入総額が265万2,518円、歳出総額が136万9,681円、形式収支並びに実質収支が128万2,837円であります。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額が6億5,385万2,961円、歳出総額が6億3,979万8,158円、形式収支並びに実質収支が1,405万4,803円であります。

風力発電事業特別会計につきましては、歳入総額、歳出総額ともに3億852万368円、形式収支並びに実質収支はゼロ円であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が5,377万7,348円、歳出総額が5,369万9,927円、形式収支並びに実質収支が7万7,421円あります。

水道事業会計につきましては、収益的収支においては、収入総額1億4,401万694円、支出総額1億3,411万4,856円、収支差額989万5,838円、資本的収支においては、収入総額3,900万円、支出総額1億2,255万1,978円、収支不足額は、過年度損益勘定留保資金7,993万1,978円及び当年度消費税資本的収支調整額362万円で補填しております。

議案第20号 令和3年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入においては、繰越金及び普通交付税の確定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金などの増、歳出においては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、農林水産物直売所施設設計業務委託料、除雪車購入費、避難所照明機器整備工事の増など、歳入歳出それぞれ2億5,477万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億6,820万9,000円とするものであります。

議案第21号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定においては、歳入歳出それぞれ1,347万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億377万5,000円とするものであります。

診療施設勘定においては、歳入歳出それぞれ850万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,940万1,000円とするものであります。

議案第22号 令和3年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を337万3,000円とするものであります。

議案第23号 令和3年度大里財産区特別会計補正予算につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

議案第24号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,386万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,900万5,000円とするも

のであります。

議案第25号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ97万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,385万3,000円とするものであります。

議案第26号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ280万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,081万1,000円とするものであります。

議案第27号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を250万6,000円とするものであります。

議案第28号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,143万3,000円とするものであります。

議案第29号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ48万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を219万3,000円とするものであります。

議案第30号 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,417万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,589万6,000円とするものであります。

議案第31号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,476万5,000円とするものであります。

議案第32号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出を233万8,000円を追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和3年9月7日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで村長の行政報告を終わります。

暫時休議いたします。

(午前10時39分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時55分)

---

### ◎一般質問



○議長（服部 晃君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は3名です。

質問は、最初に9番、大須賀溪仁君、次に3番、大浦トキ子君、7番、渡部勉君の順序によって行います。

質問者の質問持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出版されておりますので、答弁については的確に大きな声でお答え願います。

---

#### ◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（服部 晃君） 初めに、9番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

9番、大須賀溪仁君。

[9番 大須賀溪仁君質問席登壇]

○9番（大須賀溪仁君） 通告のとおり一般質問を行います。

1点目、本村の新型コロナウイルスワクチン接種の状況について。

本村民の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、医療関係者並びに村長はじめ役場職員、関係団体のご尽力により、計画的に接種が進んでいることに感謝申し上げます。

そこで、今回の本村における集団接種を実施した高校生以上の接種率や、集団接種を受けていない方のワクチン接種の把握、併せて、中学生以下のワクチン接種対策と今後の動向について伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、関係機関のご協力により、5月26日から高齢者の集団接種を始め、7月末で2回目の接種が終了し、8月3日から基礎疾患をお持ちの方々を含めた、高校生以上から64歳までの一般の方々を対象とした集団接種を実施しております。現在、2回目の接種を行っており、今週10日には終了の予定となっております。

集団接種を実施した高校生以上の接種率につきましては、8月31日現在で72.6%であります。また、集団接種を受けていない方のワクチン接種の把握につきましては、各医療機関が本村に提出する請求書や、国において管理しているワクチン接種記録システムにより把握しております。

次に、中学生以下のワクチン接種につきましては、変異株による感染の拡大も懸念されることから、小学6年生から中学3年生までを対象とした集団接種を、1回目は夏休み期間中

の8月21日に実施し、2回目を今週末11日に実施する予定であります。

さらに、今までの集団接種等で接種できなかった方々を対象とした追加集団接種を、1回目は来週18日と19日、2回目を10月9日と10日に設定し、ワクチン接種の推進を図っております。

今後につきましては、国や県からの具体的な内容が示され次第、適切に対応してまいる考えであります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 中学生以下のワクチン接種の予定はもともとはなかったと思いますが、どういった経緯でいつ決定したのか伺います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

中学生のワクチン接種でございますが、先ほど村長の答弁にもありましたように、全国に緊急事態宣言、また、福島県におきましてまん延防止等重点措置のほうが適用されて、非常にデルタ株も急速に拡大しているというところもございました。

その中で、先ほどお話もありましたように、当初予定はしておりませんでしたが、やはり中学生の感染、今のように子どもたちにも感染も広がっているということもありまして、ちょっと日にちはあれだったんですが、7月中旬頃に私どもの対策本部のほうで相談をさせていただきまして、中学生の接種のほうを急遽進めようということで、11日に、夏休み期間に実施という形を取らせていただいたところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 迅速な対応で高校生含め中学生、接種が進んでいるということで、大変ありがたいことだと思います。

ワクチン数の調整だとかは大丈夫だったのでしょうか。当初予定にはなかったもので、ワクチンの数とかまた追加したのとか、そういったあたりを伺います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

ワクチンの供給の話でございますが、7月中旬頃の、1回目の一般接種の実施中に、全国的に供給が非常に厳しいということでありましたが、幸いにも、私どもに関しましては、間に合うだろうという予測がございました。その中で、やはり先ほど申しましたように、中学生においても、緊急にやらなければならないというふうに判断をさせていただきまして、実施となったわけでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今回の小学生の該当年齢12歳以上から中学生の接種率というのはどのようなものか伺います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 今ほどのご質問、中学生以下、12歳から15歳までを対象としますが、その方々の接種率でございますが、先ほど申しましたように、11日に、1回目しかまだやっておりますが、その1回目の接種率でいきますと63%強ということでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

集団接種以外で、個人でかかりつけ医などでワクチン接種する方もおられると思いますが、これは随時、医療機関とか県のほうから連絡が入ってくるのでしょうか。まとめて、期間を決めて一括で情報が入ってくるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

集団接種ではなくて医療機関の受診の状況でございますが、医療機関におきましては、接種をした場合にまとめて請求書というのを作成しまして、連合会のほうにお出しします。まとめてでございますので、多分月単位で送られて、それが連合会のほうで審査をされて私どもの方に来るということでございますので、先ほどの答弁の中にもありましたように、請求書に関しましては月遅れが通常でございます。

また、国のVRS、システムのほうでございますが、そちらのほうは、先ほどの、接種したときに随時上がってくるということでございますが、ただ、そちらのほうは数字だけが上がってくるという形でございますので、細かな点まではちょっと承知はできないというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 現在までに個人的に接種を受けた方というのは、人数的にはどのぐらいになるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

全体に集団接種プラス個別接種も含めてということと承知しますが、それでよろしいです

か。

○9番（大須賀溪仁君） 個別だけ。

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 個別だけ。

お答えいたします。

日々変わっておりますが、私ども、最終的に把握していたのが8月31日でございますが、その時点では約500人ほどの方々が個別でやられているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

追加のワクチン集団接種の案内がありました。どのくらい見込んでいて、現在どのぐらいの申込みがあるのか伺います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

追加のワクチン接種が、先ほど申しましたように、18日と19日の2日間にわたって1回目を開催する予定でございます。

予定としますと、そこで最大500人を予定しておりますが、3日現在におきましては、合わせて300人がご予約の申込みをされているというところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 全体としてといいますか、ワクチン、やっぱり余る感じになるんですかね。そういった場合、ワクチンの保管とかは、そういったものはどういう感じになるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

ワクチンの余剰分ということでのご質問と思いますが、先ほど申しましたように、私ども、この追加接種につきまして、もっと受診率を勧奨してまいりたいというふうに思っております。それでも余った場合でございますが、今、県内におきましてワクチンバンクというのを設立しております。そのワクチンバンクというのは、県内のそれぞれの端数と申しますか、余った分を供給し合いながらお互いでやっていこうという流れでございますが、そちらに登録をさせていただきまして、必要な分は、例えばどこかが必要な分でしたらばお渡しして、また、私どもが必要な場合でしたらばそちらからもらうと、そういった流れを県全体で構築しておりますので、そちらのほうに登録をさせていただいて、余剰がないように進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

村としての集団接種はこれで終了ということですのでよろしいのでしょうか。また、今後は個人で、医療機関でワクチン接種の推奨を行っていくという感じなんですか。

あと、基本的にこれ、ワクチン接種は無料ですよ。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

先ほど申しました18日、19日、こちらのほうで、村といたしましての全体的な集団接種は、終了の予定をさせていただいております。

また、その中でできなかつた方に関しましては、先ほど議員おっしゃるのように、個別受診の推奨をしていきながら、私どもも個別受診に関しまして積極的に関与してまいって、できるだけ多くの方々にワクチン接種をお願いしたいというふうに考えているところであります。

〔「費用」の声あり〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 費用、すみません。

あと、もう一つ、費用でございますが、費用は無償になっております。今現在ずっと進めておりますが、全員の方々、おいでいただいて、無償でワクチンの接種を行っているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

今現在、誰がいつ新型コロナウイルスに感染してもおかしくない状況の中で、ワクチン接種が一番の有効策だと思っております。家庭内での感染も増えております。特に12歳未満のお子さんや、何らかの理由で接種を受けられない方もいる家庭においては、保護者を含めた家族のワクチン接種が重要だと考えております。当面の間、ワクチン接種のアナウンスを続けていきたいと思いますが、どういった考えでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほど議員おっしゃるように、これからもワクチンの有効性を住民の方々に周知するとともに、ただ、ワクチン接種をしても、これで安心だということではなくて、なお一層の予防対策、換気、そういったものをさらに皆様方に周知して感染予防拡大に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

それと、あと一つ、新型コロナウイルス相談窓口という相談専用ダイヤルのパンフレットを以前に村民の皆様様に配布したと思いますが、改めて再度、配布してほしいと思っております。

ちょっと罹患した方に話聞きますと、一度もらっているけれども、いざどこに電話していいのか分からないとかそういうことがありましたので、改めて再配布というのは可能なんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどの相談窓口に関しましてですが、やはり1回のみでなくて、もう一度皆様方に周知できるように努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。ぜひともよろしくお願い致します。

1点目は以上で終わります。

2点目、小学校の統合について。

村民の方々、小学生以下の保護者の方々から、小学校統合はいつになるのかと問われます。村では、以前に統合に向けて計画策定をするとの説明がありましたが、統合に向けての進捗状況と構想を伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

小学校の統合につきましては、本年度、天栄村小中学校統合委員会の委員の皆様、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら先進事例の視察を実施していただき、必要な敷地面積、校舎や体育館等の規模、さらには、実際に統合を実施した現場の様々な問題や課題などを集約していただくこととしております。その結果をいただいた上で、財源確保の見通しなども踏まえながら小学校の統合を進めてまいる考えであります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 統合検討委員会というのは、どういった方々が委員なんですか。伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

昨年度開催いたしました小中学校統合委員会の委員につきましては、福島大学の特任教授の方に委員長になっていただきまして、そのほかの委員につきましては、議会のほうから2名出していただいて、そのほかは小・中学校校長会の代表と、あとPTA関係、それから学校運営協議会の委員の方々に、合計20名程度で委員を構成しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） まだ視察研修は行っていないということですよ。今回の小学校の夏休み期間でも行けたのではないのかなと思うんですけども、コロナ禍で行けないとかそういう感じなんですかね。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

視察に関しましては、今年2月に、事務局においてであります、矢祭町の教育委員会を視察してまいりました。そのときは、コロナということで、学校のほうでも大人数ではやはり来ていただきたくないというようなご意見もありましたので、事務局の2名のみで視察を行ってまいりました。

やはり今年度も視察を計画はしていたんですが、そういった学校等のご意見、あるいは、昨年度より今のコロナの感染拡大が広がっているということで、委員の方々みんなで行くという視察は先延ばしにしているというような状況でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 視察研修は非常に大事だと思います。ただ、コロナ禍にある現在においては、20名、皆さんで行く必要もないのかなと思います。PTAの代表とか、いろんな代表を人数を絞って研修を行って、そこで頂いた資料とかをメンバーの皆さんに配付して、その中で検討するという形でもいいんじゃないかと思うんですが、そうでもしなければなかなか話が進まないような気がします。

今後、研修にまた行くということなんですが、差し支えなければ、どういったところに行く予定ですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

近年、統合を行った学校が県内でも幾つかありますので、ここ5年程度以内で統合を行った中通り地方の学校を検討して、また、統合した学校の人数等の規模もなるべく天栄村に近いような学校を選んでまいりたいと考えております。現在、ちょっとその辺の具体的な視察先は検討中でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

計画自体はまだこれからということですが、ある程度の構想というか、いつ頃までには新しい学校を開校したいとかそういった考え、思いはあるのか。また、そこまでもやっぱり白紙なんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まず、いつ頃に建設かということですが、今、必要な敷地面積、校舎や体育館等の規模について、やはりその辺の具体的な案を出していかないと、本当に具体的に建てる場所も、統合委員会では役場や中学校周辺とは言っておりますが、実際の本当に具体的に建てる場所を決めないと、なかなか具体的ないつ建てるかという計画が出せないものですから、その辺も視察を行って、適正な規模等を調査した上で考えてまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。

保護者を含めた地域の方々は今回の統合をすごく期待しております。そういった意見も執行部のほうにも届いておるのかなと思うんですが、聞いていませんかね、そういう意見は。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

やはりそういった、早く新しい学校でというような希望は、統合委員会の学校関係者の皆様方からもご意見は何っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） それぞれの学校で、生徒数の減少と、それに伴っての複式学級の問題とか老朽化とか、様々な問題が生じ始めているから統合しようという形になったんじゃないでしょうか。新校舎の建設ありきの統合でなくてもいいと思うんですよ。複式学級の解消だったり、水道光熱費等の経費削減のためにも、新校舎ができる前にでも、今あるどちらかの校舎を利用して統合を始めてもいいと思います。段階的な統合は、校歌の問題だったり、生徒の負担が大きいという意見も、それもよく分かります。

そこで、例えばですけれども、校歌を選考したり体操着などの統一をして、校歌も統一して、先にそういうことをしておくことというのはできないのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕



○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

先行して校歌や校章を決めるというご意見でございますが、やはり具体的な学校の規模等も決まっていない中で先行して進めるというのも、ちょっとどうしても、何というんですかね、住民の方もご理解いただけないのかなという私なりの思いもあるものですから、ちょっとその辺は視察を行った中で、その辺も、進め方も調査を行って、その後に計画と併せて検討してまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） もう少し具体的な案が煮詰まってからということですよ。はい、分かりました。

それにしても、生徒のよりよい教育環境の整備のために、早く計画の策定をお願いしたいと思います。

以上で2番目の質問を終わります。

3点目、安心して通所できる保育所の確保について。

天栄保育所については、危険区域にあるため、以前より安全確保の面が指摘されております。また、今回、公共施設のあり方検討委員会の審議にもかけられており、早急な対策が必要と感じるが、村の対応策を伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

天栄保育所は土砂災害警戒区域内に位置しており、豪雨等による災害が懸念されることから、村では土砂災害に関する避難確保計画を策定し、万が一の事態を想定した避難訓練を毎月実施して、乳幼児や職員の安全確保に努めております。

しかしながら、ソフト面での対策等には限界があり、施設の移転が必要であると認識しており、公共施設のあり方検討委員会や小中学校統合委員会からのご意見を踏まえながら対応に取り組んでまいりる考えであります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 一応、現在ではソフト面の避難訓練だけということでしょうか。また、その避難訓練の内容を伺います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 天栄保育所における避難訓練の内容でございますが、全職員及び子どもたちを対象といたしまして、台風などであらかじめ土砂災害を想定をしまして、中での通報訓練、それと、場所の移動訓練、そういったものを実施しております。あ

くまで全体的なところでございますので、子どもたちを誘導し、また、職員においてもその指揮系統を確認をして、実施しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今年に入っても各地で土砂災害が発生しておりまして、多くの犠牲者が出ております。現在のところの対応策が避難訓練だけというのは、危機管理として考えが甘いのではないかと、十分ではないと私は思います。そういった認識はおありでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどご指摘ありましたように、今、天栄保育所におきまして、先ほど村長からもありましたように、土砂災害警戒区域の中で、ソフト面でその避難訓練を行っているというところでございます。

私どももソフト面だけでは非常に十分でないということは承知しておりますが、今ほどの場所の問題、また、警戒区域からどうやって逃げるか、やはりそのほうを今、重視して、とにかくそういった災害が起きた場合には早い避難行動を行うようにということで、特にそれを重視して、とにかくけが人やそういったものを出さないということで今進めているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 移転も考えているということでございますが、具体的に伺いますか、移転の時期というのはいつ頃になるのかという考えはあるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

先ほどの移転の件でございますが、現有施設の状況、また、財政的な面を考慮するとともに、先ほどの村長の答弁の繰り返しになりますが、公共施設のあり方検討委員会や小中学校統合委員会、そういった皆様方のご意見を慎重に伺いながら、どういった教育、また保育が望ましいのか、今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今現在では、単独での保育所建設のための補助事業というのはあるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

補助の件でございますが、保育所等に関しましても、あるというふうには伺っておりますが、補助額が子どもの人数によって積算されるということです。

また、現在におきましては、補助対象者、補助事業者というか、主体者でございますが、そういったものは社会福祉法人や学校法人等に限られているというふうには伺っております、今後、その対応等を協議しなければならないというふうには考えているところでございます。これは最近聞いたところでございますので、今後の話はちょっとまだ不透明なところはございますが、現時点ではそういったお話を伺っているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） すみません、もう一度伺います。

村には、村としては補助金が入らないということですか。福祉団体とかそういうところに対しての補助があるということですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 説明不足で申し訳ありません。お答えいたします。

今ほどの件でございますが、地方自治体には、補助は今のところないと伺っております。現在は、学校法人や社会福祉法人等に対して、補助を出しているということで承知しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

保育所、幼稚園ともに老朽化が進んでいると思われまます。危険区域ではない幼稚園周辺に認定こども園を早急に建設してもいいと思いますが、そういった考えはあるのでしょうか。やはり検討委員会とかの意見を踏まえてからになるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどの認定こども園の件でございますが、今は私ども、天栄保育所をお預かりさせていただいておりますが、認定こども園と申しますと、幼稚園と保育所が合体した施設になります。こういった場合に、私ども、保育の部分だけではなくて教育の部分というところも併せて検討しなければならないというふうには考えているところでございます。

そういった中では、繰り返しになりますが、あり方検討委員会や小学校統合委員会、そちらにも議題の中で入れていただいて、そういったところを検討していただいて、その意見を踏まえながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 仮にですけれども、認定こども園になるとした場合ですが、そうすると管轄はどちらになるんですかね。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

現在、保育所に関しましては私どもの管轄、また、幼稚園に関しましては教育委員会の管轄になります。

国のほうでございますが、認定こども園に関しましては内閣府の直轄で進めているというところございまして、そのこの区分につきましては、今現在におきましてはまだ協議中でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 認定こども園を開設するとなった場合には、こども園に対しての補助事業というのはあるんでしょうか。建設の補助。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどの認定こども園の補助でございますが、県のほうでは、幼稚園と保育所を合わせての施設でございますので、その両方の部分を合わせて補助があるということで伺っているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） こども園の補助は地方自治体にも入るんですか。やっぱり保育所と同じで、福祉団体とかそういったところに補助が下りるといった感じなんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今現在におきましては、保育所及び幼稚園に関しましても、先ほど申しました社会福祉法人や学校法人にのみ補助を出しているというふうにご伺っているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） どういった状況で災害が発生するか、予想しにくいとは思いますが、被害のリスクを減らすためにも、あえてその危険箇所には保育所を置いておく必要はないと思います。保育児童、保護者、職員の皆様が安心して通える、また預けられる保育所の確保のために要検討してもらいたいです、村長の考えを伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、天栄保育所については、危険区域だというようなことで私も認識しておりますし、危機意識を持ちながら対応をしていかなくちやならないと。

それとまた、保護者の方々からも、利便性も考えて、幼稚園の近くであれば送迎等が入ってくる場合、大変いいですよというお話もいただいておりますので、その点につきましては、なるべく集約をする考え方を持ちながら、小学校も当然でございますが、公共施設、その他もろもろ、そういうことを視野に入れながら、そして、あとは財源の確保、こちらについても、様々な補助等を活用しながらやる方向を持ちながら進めてまいりたいという思いがございます。今後、さらに検討しながら、より子どもたちの環境づくりに努めてまいります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。ぜひともよろしく願いいたします。

3番目の質問は終わります。

○議長（服部 晃君） ただいま一般質問の途中でございますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

（午前 11時41分）

---

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

---

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） それでは、4点目に移ります。

道の駅季の里天栄について。

多くの村民の方々や、生産者、製造業者の方の大きな関心事である道の駅季の里天栄について、現在までの進捗状況と、これからの増設オープンに向けての構想等を伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

道の駅季の里天栄の整備については、てんえいふるさと公園整備事業として、令和元年10月に福島県の開発許可を受け、同年11月より、第1期工事として表土の剥ぎ取り及び調整池の造成を行い、令和2年度の第2期工事においては、駐車場敷の造成等を行うとともに、ふくしま森林再生事業を活用し、敷地内の約1ヘクタールの森林整備を行いました。

また、昨年度より、農林水産物直売施設整備検討委員会において、有識者による直売施設の検討を行い、今年7月には、その検討結果を取りまとめた意見書を提出していただきました。

今年度においては、第3期工事として、芝生広場側溝の整備工事と防災備蓄倉庫の建築工事、約2ヘクタールの森林整備を実施するとともに、検討委員会の意見を盛り込んだ直売施設の実施設計を完了させる予定であります。

来年度には、直売施設の建築工事に着手し、令和5年度中のオープンを目指し工事を進めてまいる考えであります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今年度の第3期工事分までの工事費の総額はどのぐらいか伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、3期目分までの造成工事の工事費ということですので、第1期目が4,918万7,600円、第2期目が9,680万円、第3期目が2,827万円ということで、合計いたしますと1億7,425万7,600円となります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） これらはどういった補助金事業を活用してあるのか、改めて伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの敷地の造成部分につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金という補助金を活用させていただいております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 森林公園というのは、森林再生事業の中の補助金事業ということですか。

あと、防災備蓄倉庫、これらの補助事業というのはどういったことなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、敷地の造成工事という部分でございまして、そのほかに森林整備の委託事業として、昨年から今年にかけて行ってございます。こちらにつきましては、

ふくしま森林再生事業の補助金を活用させていただいております。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

防災備蓄倉庫につきましては、緊急防災・減災事業債、こちらを活用していきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 防災備蓄倉庫自体の工事費というのは幾らぐらいなんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

備蓄倉庫のほうの本体工事でございますが、こちらにつきましては、4,700万ほどを予定しておるところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。

防災備蓄倉庫に給水車も配備する予定と説明ありましたが、それらはいつ頃になりますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

給水車の配備計画ということでございますが、給水車を保管しておく場所ということで、そちらが確保できてからの配備ということで考えております。

〔「給水車。給水タンク」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 失礼いたしました。給水タンクでございます。よろしくお願いたします。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 防災備蓄倉庫に給水車を入れるということではなくて、また別に建屋を造るということなんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

防災備蓄倉庫も含めて、今後検討していきたいと考えております。

ただ、今後、備蓄倉庫に入れるものによっては、場所、そういったものも検討しなければならないかと考えておりますので、防災備蓄倉庫のほうが出来てから検討していきたいと

考えております。

〔「給水車か」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 失礼いたしました。給水タンクということでご理解いただきたいと思います。訂正をお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

来年度からの直売施設の建築工事の工事費や備品購入といった費用はどのぐらいかかる見通しか。どういった補助金事業を利用するのか伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今回の議会で、直売施設の実施設設計の業務委託を上程しております。この設計によりまして、金額についても想定できるかなと思っております。まだちょっとその辺の数字が拾えていないところがございます。

なお、補助につきましては、今のところ地方創生拠点整備交付金を想定しておりますが、このほかにも当該事業に充てられる補助金があればいろいろ探してまいって、充てていきたいなというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 備品購入費も補助の対象になるということですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

一応メニューを確認しますと、建屋に付随しているような、いわゆるシンクとか棚とかそういうものについては該当になるかと思いますが、独立した食器であるとかそういったものについては該当にならないかというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 食器とかそういった備品に関しては、これは村がやっぱり負担するのか、振興公社が独自で負担をするんですか、どちらですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

備品の取扱いというか、購入する実施主体について特に決まっているわけではないんですが、ただ、あの施設自体が村のほうから指定管理で委託をしている建物なものですから、そ



れに付随するものと考えれば、村のほうがい求めるのが適正ではないかと思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今年度、直売施設の実施計画を完了させると今ほどお聞きしましたが、直売所の建築目的とか図面の申請をするということなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、こちらのほうは地方創生拠点整備交付金事業を充てたいというふうを考えております。そこに応募するために、設計の図面であったり、数量であったりそういったものが必要になるということで、今回設計をしていただいて、出来上がったものを持ちまして、こちらの国のほうの交付金のほうに申請していきたいというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） じゃ、もう図面などはできているということですよ。そうしましたら、一度ぜひ全協などで説明いただきたいんですが、明日の全協とかでは説明できますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

資料はそろっておりますので、明日、議会議員の皆様が都合よければ説明をさせていただきます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） ありがとうございます。

芝生広場、遊歩道の管理費というのは、幾らぐらいかかるか見積もってはおりますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

芝生広場、それから遊歩道の管理費等については、まだちょっと積算していないところでございます。今後、そういった部分を含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。

検討委員会の意見書の内容というのは伺えるんでしょうか。支障がありますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

検討委員会につきましては、この3月から7月までの間に3回ほど開催させていただきまして、村長に7月29日に意見書というような形で提出されました。

意見書の主な内容を申し上げます。

まずは道の駅としての機能の充実ということで、トイレのスペースであったり、ベビールームであったり、休憩スペースの確保と、それから観光情報の発信など、誰にでも使いやすい施設にしていいただきたいというようなこと。

それから、地元の木材を使った木質調のつくりとして、自然光を取り入れた明るい施設とし、極力、中の柱などを少なくした開放感のある施設にしていいただきたい。

それから、売場内の通路については、ショッピングカートやベビーカーが十分にすれ違えるくらいの通路の確保と、消費者が利用しやすい陳列棚の配置をしていただきたい。

それから、生産者が搬入しやすい搬入経路の確保と、従業員の方が働きやすいバックヤードの整備をしていただきたい。

それから、地産地消を促進し、村民の雇用の場の創出、そして、この道の駅が村のにぎわい、そして交流の拠点となる施設にしていいただきたいなどでした。

以上です。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今、道の駅羽鳥湖高原、そこに6次化商品のための真空パックとか、様々な調理器がございますが、こちら季の里天栄については、それらの設置という予定はないんですかね。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

6次化というようなことですが、今のところ、ちょっと具体的な計画としてはないのですけれども、最終的には、もともとの道の駅の直売施設のほうが空きスペースということになりますんで、こういったところも、今後の6次加工品のそういったスペースにできればなというふうなことを構想はしております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。

現在使われている直売所は、今後どのような利活用をしていくのか伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

現在の直売施設の建屋については、今後、様々な会議などに利用できる研修施設、それから、先ほども申し上げましたが、農林産物を加工する6次化の施設、そういったものに使えればというようなことと、あと、中では飲食を伴う会合なんかも行える施設にしたいなというところで想定はしております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今現在、新しい道の駅オープンに向けて進んでおりますが、これと同時に今の直売所の改装なりを考えていくということなんでしょうか。一度新しいほうをオープンしてから、それから古いほうの改装工事に入るのか伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

オープンまでの旧道の駅と今度の道の駅というようなことで、確実な開店までのロードマップという部分はまだできていないんですが、基本的にあそこが、今の使っている直売所、それから道の駅のほうは、やはりそういった、トイレであるとか生産物直売所というような機能を持っていますので、こちらについては、新しい道の駅がオープンするまでの状態はそのままの状態でも運営させていただいて、新しい道の駅がリニューアルオープンしましたらそちらにだんだんと移していくというような形を取っていければというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

注目されています道の駅季の里天栄のオープンに向けまして、検討委員会の意見を踏まえながら、多くのお客様を呼び込める道の駅にしていきたいと思っております。

そこで、最後に、各事案について検討委員会、今、設置しております。あまりにも委員会任せの感じがいたします。何も進んでいないと思っております。やはり執行部がある程度たたき台をつくってから検討していかないと、方向性も構想も湧かないと思っております。検討委員会の在り方も見直すべきと思っておりますが、村長、どう思いますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

道の駅の整備の検討委員会のことでございますが、利用する方々のより多くの意見を聴きながら、多くの方々に利用していただきたいというのがこの道の駅でございます。そしてまた、ふるさと公園としての位置づけを持ちながら、村民の皆様があそこで一日ゆっくり過ごせるというようなコンセプトを持たせながら進めていくというようなことで、今のところは

皆様方のご意見を聴きながら、そして、村としての考え方とある程度合ってきた部分もありますので、今後もそのご意見を聴きながら進めてまいると。

そしてまた、現在使っている道の駅、この使い方についても、先ほど担当課長からお話がありましたように、6次化であるとか、今後、村内を見れば、コロナ禍でなかなかできませんが、総会、懇親会をする場所、高齢化とともに、足が悪くて和室ではなかなか座れないという方がいたり、椅子、テーブル、そういったものも必要になってくるというようなご意見もいただいております。

また、今後は中学生の教育旅行、高校生までの教育旅行が入って、農業体験をさせると。農業の体験、収穫まで行ったらば、それを料理をしたり、6次化につなげたりと、そういう体験施設も一連のものがやっぱり必要になってくると思いますし、今後、そういうことを視野に入れながら、そして多くの方のご意見を聴きながら、より道の駅として発展できるよう、そして跡地利用もしっかりとなれるように進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 質問の仕方がちょっと悪かったんですが、各事案というのは、教育委員会とか、公共施設のあり方検討委員会、小学校統合委員会を含めた検討委員会の在り方はどういうことか、見直した方がいいんじゃないかという質問でございます。

○議長（服部 晃君） 公共施設と統合の問題と、その委員会の進め方だべ。結局、季の里も何も、たたき台がなくていきなりやったって進まないべという話なんで。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ふるさと公園、季の里天栄の拡張事業につきましては、ある程度の構想をお示しして、その中で皆さんからご提案をいただいて、最終的な、このような道の駅、あとは施設がいいのではないかなというようなご意見をいただいて、今回、国の地方創生関係の補助をいただきながら進められるような、そういったものに移行してきましたので、やり方としては、このやり方が村としてはいいことだし、全く何もないところからご意見をいただいているわけではございませんので、今後、公共施設の在り方についてもある程度年数がたったもの、そして利活用についても、こういう状況も説明した中のご意見をいただくと、そこから村としての方向性、判断をするというようなことで来ていますので、このやり方で、私としては進めていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。

一般質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了します。

---

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 次に、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

〔3番 大浦トキ子君質問席登壇〕

○3番（大浦トキ子君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

1、横断歩道の設置について。

このことについては、令和3年6月定例会において質問したところでありますが、次の点について伺いたい。

1、県道下松本・鏡石停車場線と県道郡山・矢吹線の交差点への横断歩道設置については、「平成29年からこれまで6回実施しております」との村長の答弁でしたが、その後、須賀川警察署への要望はしているのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

横断歩道の設置につきましては、8月4日に須賀川警察署、須賀川土木事務所、村の3者で、再度、設置に向けた現地調査を実施いたしました。

村といたしましては、通行者の安全確保を図るため、今後も横断歩道の設置を要望してまいる考えであります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 今、村長の答弁で、8月4日に現地調査をしたということでしたが、横断歩道設置については、信号機から何メートル以内に設置しなければならないなどとかいう、そういう規定というのはあるんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

横断歩道の設置基準ということでございますが、横断歩道、道路の改良と併せて設置する場合については、道路交通法上でのある程度の基準はあるかと思えます。

ただ、今回の既設の道路に対しての場合に関しましては、安全上の確認が取れるような状況であればというふうなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほど村長さんが現地調査をしたということなんですが、その現地

調査をした結果、横断歩道の設置ということは可能であるとか、早ければ早急にしていきたいんですが、無理だとか、どのような結果が出たんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

あくまでも現地調査というふうなことでございます。実際にそちらのほうで歩行者がいるかどうか、また、安全上、設置が可能かどうかというふうなところでの検討を行いまして、それについて、併せて要望も行っていったような状況でございますので、結果はその際には出ておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） それで、拡幅工事が完了してから左側の歩道も広がっております、待機場所も十分あるんですね。ないとよく答弁されていたんですが。だから、信号機のある場所から何メートル以内に設置しなければならないという、こういう規定というのはないということでしょうか、ですね。だから、現場を見たんですか、課長。現場。その現場を見て、信号機から5メートルくらいかなと思うんですが、そこから拡幅工事で随分広がっているんですね。だから、あそこにはすぐに横断歩道できると思うんですけども。広いんですよ、場所が。行ったんですか、課長さん。んじゃ、答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

現状の交差点につきましては、拡幅といいますか、広がってはおりますが、複雑な形状をしております。このため、大型車、こういった車両が通りますと、内輪差とかそういった部分で、今の交差点にもゼブラゾーンがあったり、広い部分がございますが、そこに人が立った場合に危険性も伴うということもございますので、そういった部分も含めて検証をいたしましたところでございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、拡幅工事が完了してあれだけの広い場所あるんで、あそここの場所しかないと思いますよ。全部取っ払ってなんていうことになる、またそれ何年先になるか分からないですから。大型車がどんどんそれは通っていますけれども、こちらの役場村から向こうの須賀川のほうに抜ける、そこはすごく交通量が多いんですけども、あとは横断歩道をつくる場所といたらないでしょう。何年か前も私、質問したことあるんですけども、大山団地こっちにあると、左側に、こっちから行くと右側にクリニックさんとかありますね。そこに、そちらに渡るのに歩道が欲しいという、やっぱり結構そういう要

望があったものですから議会で取り上げたんですが、ちょっと下からずっと上がってくるのに、結構坂で急なんですね、飯豊のほうからね。そうするとスピードを上げて来るから、そこで横断歩道を設置するとかえって事故に巻き込まれるということで、ちょっとそこは横断歩道の設置は無理ですと、こういう村長の、昔ね、答弁だったんですけども、今度は見通しもいいし、そこの、私も何回もあそこ、ちょこちょこ行っています、セブンに買物に。そうすると、こっちから行くと、左側の拡幅工事のところは待機場所も広いし、大型ダンプだのスピードを上げて来たとしても信号機がすぐ目の前にあるんですから、5メートルくらい先に。だから、こっち見てこっちパッと行かれるんじゃないかと思うんですよね、歩道があれば。そういうことは、それしかないと思いますよ、考えるのは、私。どのように考えますか、そこ。その場所に横断歩道ということに。どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

横断歩道の設置に関しましては、あくまでも須賀川警察署のほうの公安のほうと、須賀川土木事務所さんのほうと協議をしておる中で、やっぱりそれぞれに危険性を感じる場所があるということで、現在の交差点にはなかなか難しいということと、前回もありましたけれども、待機所としての場所、あとは横断者の信号機を設置するような場所であるとかそういった要件、課題となる要件が様々ございまして、そちらをクリアしないとなかなか設置は難しいだろうということで、どうしても今回のご質問のように下松本・鏡石停車場線と郡山・矢吹線の交差点ということでのお話ですので、どうしてもその周辺というふうなことになってしまいますので、なかなかその周辺には設置は難しいのかなというふうなことで理解はしています。

ただ、確かに議員おっしゃるように、こういった交通弱者の方を守らなければならないということもございまして、今後も積極的に要望などを進めながら、設置に向けて働きかけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） セブンイレブンができてから買物客がすごく多いんですね。車で行く人は分からないんですね、あんまり。だからやっぱり年配の方、私もちょこちょこ行きますよ、あそこ。自転車でちょっと行ったりね。あと、小学生、中学生の方が行くんです。そうすると、「大浦さん、いつもあんなね、議会で何回も取り上げているんだけど」と、こう言われます、近所の方にね。それで、「何かずっと危ないし、前、もう昔、パチンコ店のそこのところで幼稚園児がバスから降りた途端に亡くなったという、そういう事故もあったし、積極的にやっぱり役場のほうにも働きかけて、役場の村長さんから、みんな課長さん

から警察署に何回も行って、それで早くそこに横断歩道を設置していただくようお願いしたいんです」と、こう言われます、あちこちから。

だから、やっぱり二度と事故が起こらないように何回でも足運んで、今回は8月4日に現地調査をしたということで、村長さんと全部、立会いの下で。だから、年に1回ではなくて何回か、今年になってから行ったかななんて思うんですが、やっぱりそういう安全のためには何回でも足を運んで、早急に、早くやっぱり横断歩道、安全確保のためにしていただきたいと思います。

1つ目は終わります。

議長、いいですか。

○議長（服部 晃君） はい、どうぞ。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 2、天栄村いきいきクラブ連合会について。

この連合会の目的は、「会員相互の親睦を図り、健康・友愛・奉仕を基本に、生きがいのある生活の実現」となっている。この精神にのっとり、現在、各地区の方たちと交流をしております。

そこで、次の点について伺いたい。

1、令和3年度における各单位老人クラブの会員数、補助金はそれぞれ何名で、幾らになるのか。

2、連合会に加入していない単位老人クラブに対して補助金を出すということについて、今後、村はどのように考えているのか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の、令和3年度の単位老人クラブの会員数と補助額でございますが、高林老人クラブが22名で4万1,000円、大山老人クラブが14名で3万7,000円、大里東部老人クラブが17名で3万8,500円、小川老人クラブが30名で5万5,000円であります。

2点目につきましては、昨年の9月定例会でもお答えいたしましたが、老人クラブには会員相互の親睦はもとより、住み慣れた地域で生きがいを持って健康に生活するために重要な役割を果たしており、その活動を支援するために補助金を交付しております。単位老人クラブ、連合会、それぞれが高齢者の活動にとって重要な事業を実施しておりますので、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） ②の連合会に加入していない単位老人クラブに対して補助金を出す



ということについては、今後は、村はどのように考えているのかということに対しての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

2点目でございますが、地区老人クラブまたは老人クラブ連合会は、高齢者の活動にとって重要な役割を果たしているというふうに認識をしており、それぞれが、私ども、重要な役割をしているというふうに思っていますので、村といたしましては両方とも引き続き、支援を行ってまいるといふふうに考えているところでございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 小川地区の会員の方からは、小川地区は連合会に入っていないんですよね。加入しておりません。たまたま私がちょうど通りかかったときに、その会員の方から、小川地区のね、「いやいや、大浦さん、村からは補助金もらっているし、あと、行政区からももらっている。10万以上もたまたま使って使い道がなくて」と、こういうふうな、笑いかけて話をしておりました。名前は分かりません、私。通りすがりだから。そういうことに対して、連合会に入っている方は不満を持っております。

前も、昨年、令和2年9月議会において、私、質問しました、これ。当時の課長さんはこう言っているんです。「老人会の補助金は今後、様子を見てから」との答弁、様子を見てからですからいつになるか分かりません。ただ、今年9月で1年になります。補助金を出さか出さないかということは、その後検討しておりますか。伺います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

村といたしましては、それぞれの単位老人クラブの事業に関しまして、補助金申請のときにご意見をいただきまして、それに対しまして、これが重要だという活動があるということであればそれぞれに補助金を出しております。各地区における補助につきましても、出しているところも出していないところもございしますが、村といたしましては、それぞれの地区の活動に関しましては、きちっと支援をしていかなければならないというふうに思っております。

今ほどの老人クラブ連合会のお話もございましたが、連合会につきましては、単位老人クラブと同じ補助金要綱で、補助金のほうを支出しております。ご不満というところは、ちょっと私ども、承知はしておりませんが、それぞれの単位クラブが自分の地区の活動をきちっ

と行っていただいておりますし、また、連合会におきましても、他団体や、他町村の老人クラブとの、交流事業とかそういったものもございまして、それぞれが大事な役割を担っておりますので、再三でございますが、やはり両方とも私どもは重要だというふうに認識をしておりますので、今後とも支援のほうは進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、今後、連合会に入っていない入らなくても、地区ごとにやっている、いろいろ活動しているところには、これからはずっと、今までどおり補助金を出すということでもいいんですね。そういう受け取り方で。

あまりちょっとほかの地区の悪口は言いたくないんですけども、1年前の議会でも話したように、高林の連合会の会長の、須田会長はすごく一生懸命やっているんですね。会長になられて10年以上も。それで、小川地区の方が、「会長が辞めない限りは連合会に入りません」と、こうはっきり言いましたから。そういうことを、やはりそこら辺は村としても、ちょっと連合会に入らないと、地区の方はちょっとでも補助金を少し減らすとか、やっぱりそういうことをしてもらいたいという声が多く聞こえてくるんですね。そう言われています。

何で連合会に入って、私らも入っていますけれども、福祉協議会、そこでも老人会の会員数が少なくなっているんですね。この前も花いっぱい運動とかいろいろ手伝ってやりましたけれども、やはりそういうところは、村としてはそういう連合会関係なく平等に補助金を出したいという気持ちは分かりますけれども、小川地区のほうだって一生懸命やっていますけれども、一生懸命やっていますよ、小川地区の方も。ただ、会長が辞めない限りは入らないという、ちょっとそういう考え方も、一応やはり村長はじめ課長さんたちも交えてお話を、これからのことについてちょっと検討されて、話をされたほうがいいんじゃないかと思いますが、その点はどのように考えておりますか。このままの状態、本当に亀裂を招いたような状態で、部落ごとに仲悪くなって、そういうことで天栄村はいいのかどうかということで、やはり会員の方からも、やっぱりおかしいんじゃないかという不満がすごく出ていますから、その点はどのように考えますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

老人クラブに関しましては、先ほども申し上げましたとおり、補助金交付要綱によりまして、老人クラブ、連合会それぞれに補助金をお出ししております。また、単位老人クラブということで、連合会とは別に、各団体それぞれに補助金交付申請をしていただきまして、補

助を出しているところがございます。したがって、連合会加盟の有無を問わずお出ししているということがございます。今、連合会に加盟されているのは、2つの単位老人クラブでございますが、そちらに入っている入っていないにかかわらず、直接私どもが補助金を出しているということをご理解いただきたいと思います。

また、今後の老人クラブの在り方でございますが、高齢者が多くなっているにもかかわらず単位老人クラブが消えているということは私どもも承知をしているところがございます。

これに関しましては、組織の在り方というか、各単位老人クラブの中で、役員の問題とか事業の問題とか、それぞれがいろいろな問題を抱えていると思います。これに関しましては、補助金という観点ではなくて、これからの単位老人クラブを含めた老人クラブの在り方をいま一度見直さなければならないのかなというふうに私どもも感じているところがございます。そのときにはやはり皆様方ともっと深く議論をしながら、これからの在り方につきまして私どもも検討してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） この老人会の単位クラブというのは、本当に気の合った人同士じゃないとなかなかできないことなんで、村のほうとしてもやはり、私らも入っていますけれども、村としても今後、やはり連合会も何もみんな一緒になって、交流会みたいな、そういうのを1つぐらい、1年に1回ぐらい計画してもらえれば、別に個人で入っている方もいると思うんで、やっぱり単位老人クラブと個人と一緒に合わせて、そういう大きな催しをしていただくを取り除くと、やっぱりこういう方向性もちょっと必要なと思います。そういうことになれば、じゃ、俺も、俺たちも連合会に入るかなという気持ちにもなるかもしれないですから。やっぱり村は団結というのが必要なんで、そういうところはやはり村のほうで率先して引っ張っていくような、そういう感じでしていただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了します。

一般質問の途中でございますが、ここで暫時休議いたします。

（午後 2時26分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

---

#### ◇ 渡 部 勉 君

○議長（服部 晃君） 次に、7番、渡部勉君の一般質問の発言を許します。

7番、渡部勉君。

[7番 渡部 勉君質問席登壇]

○7番(渡部 勉君) 通告により一般質問を行います。

1、人口減少に対する村の対策について。

我が村の人口は年々減り続け、8月1日現在、5,440人、住民基本台帳上ですね、となっております。

このような状況において、村はどのような対策を取っているのか伺いたい。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

人口減少に対する村の対策につきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少に歯止めをかけ、地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある村づくりを維持することを目的に、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、4つの基本目標を定め、各種施策に取り組んでまいりました。

具体的には、1つ目の「安定した雇用の確保と地域産業力の強化」の目標では、奨励金交付事業による村内新規雇用者の確保や農業後継者の定着など、2つ目の「若い世代の出産・子育て等サポート体制の充実」の目標では、出産・育児に対する経済的負担の軽減や子育て環境の整備、特色ある学校づくりなど、3つ目の「天栄村への新しいひとの流れの創出」の目標では、移住希望者等への情報発信や体験ツアー、合宿誘致、助成事業の実施など、4つ目の「暮らしやすい生活環境の形成」の目標では、空き家の活用や高齢者も安心して暮らせる環境づくりなどに取り組んでまいりました。

これらの施策の展開によって、第1期総合戦略終了時における人口は、住民基本台帳人口が5,604人、現住人口が5,238人と、戦略人口をほぼ維持できております。令和2年度からの第2期総合戦略では、第1期の検証結果を踏まえ、施策を重点化するとともに、SDGsの推進や関係人口の創出・拡大などに重点を置いた施策も盛り込み、戦略人口の達成に向け、事業を展開することとしております。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大によって事業中止や延期をせざるを得ない状況となっておりますが、実施可能な事業から取り組んでおり、コロナ収束後を見据えながら、今後とも事業の展開を図ってまいる考えであります。

○議長(服部 晃君) 7番、渡部勉君。

○7番(渡部 勉君) 今、村長からお答えいただいた中で、令和2年度ですか、現住人口5,238人というふうなたしか言われたと思うんですが、私、調べた限りは現住人口が5,074人になっています。8月1日現在。もう既にそれだけ現住人口が減り始めているということで

すね。

これは子育てとか教育とか、雇用とかいろんなことを今、言われましたけれども、私は一番、何回か私、申し上げているんですが、やっぱり移住者をどう増やすかだと思うんですね。出産を、今、1人当たりの女の方が出産される人数が天栄村ほどのぐらいか私、存じませんが、全国的に見て減っていると。こういうもの、もちろんこれにも力入れなくちゃいけません。今、申し上げられた子育てとか学校とかそういうの中で最も効果的なのは、やっぱり移住者をどれだけ増やすかだと思うんですね。これは実績既にあると思うんですが、何年前ですか、広戸小学校の前にアパートを造りましたね。あれだけでもう四十何世帯ですね。あれが満杯です。簡単に増やせるというか、そういうことが最も手っ取り早い増やし方ではないかなと思っています。

それで、基本的なことなんですが、令和元年度と2年度の出生者ですか、出産された子どもの数、それから、同じく令和元年度と2年度の死亡者は何人ぐらいになっているでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

令和元年度と令和2年度の出生者数、死亡者数でございますが、まず、令和元年度1年間におきましては、出生者数が35名でございます。死亡者のほうが99名でございます。続きまして、令和2年度でございますが、出生者が22名、死亡者が82名でございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今、住民課長から聞いたとおり、もちろん出生者を増やすことは本当に大事なんですが、幾らやっても追いつかない、これだけの差が、要するに出生者と死亡者の間には出ている、もう約3倍ですね。そんな感じになっているというのが現況だと思います。

これも住民課になるんでしょうかね、年間の転入者、令和元年度の転入者、転出者、それから令和2年度の転入者、転出者はどうなっていますでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

令和元年度と令和2年度の転入者、転出者でございますが、まず、令和元年度におきましては、転入者が202名、転出者が229名です。続きまして、令和2年度でございますが、転入者が156名、転出者が202名でございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これもやはり転入者よりも転出者のほうが多いという、こういう結果ですね。ですから、いかにやっぱり人口が減り続けているかということだと思っんですね。私も、村長がさっき言われました、まち・ひと・しごとですか、創生総合戦略読ませていただきましたが、なるべく穏やかに人口減少を持っていこうというふうな、これ見るとそういうふうないろんなことが書いてあるようですが、なかなかこれどおりはどうも進まない。もう既にそういうふうな、まだ数年しかたっていないんですが、そういうふうな現象が、予定どおり人口が保てないという状況が続いているように思います。

それで、もう一つ、令和元年度と令和2年度の村内への移住者ですね。全部含めて、企画政策課で恐らくこれ、移住のことやっておられると思うんですが、移住者はどのぐらいになっていますでしょうか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

移住者の数につきましては、移住者向けの何らかの制度を利用して村のほうに転入された方を移住者と定義づけますと、その数につきましては、令和元年度が7世帯の18人、令和2年度が7世帯の22人です。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この移住者はどこの地区が多いですか。村内ばらばらですか。前は何か、結構湯本に来られた方とかいろんな方が、前の企画政策課長の時代には、話を聞いたらそういう方もいらしたんですが、どこの地区が一番多いんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

どこの地区かというご質問ですが、行政区ごとにはちょっと今、まとめていなかったんですけれども、空き家バンクを利用されている方は、どちらかというとう湯本地区のほうに行かれる方もいらっしゃるんですが、最近では本庁地区も多いです。あと、新生活・住まいづくりにつきましては、ほとんどが本庁地区のほうのお住まいになっております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっとこの質問の要旨から外れるかもしれないんですが、今、湯本地区という話が出ましたのでお聞きしますが、いわゆる学校の統合という問題が現在出てきています。湯本地区に来られた方が、統合はどうも嫌だと言われている方がその移住された方々だということを聞いています。新たに移住された方々には、今後、そういう小・中学校統合ありますよというふうなことはある程度説明されているんでしょうか。いきなり来られ

て、説明ないと反対されてどうしようもないことになるかと思うんですが、その辺どうですか、課長。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

湯本地区のほうに移住された方で、統合問題が出てきてから新たに移住された方の中には、小さいお子さんがいない方ですので、ちょっと説明のほうはしておりませんでした。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この場の質問にはすぐわないかもしれませんが、仮にどこに移住されても、された方、あるいは土地を買ってこられる方には、やっぱり今後そういうことがありますよということは、一言、これは各課、承知して言うておかないと、後でこんなはずじゃなかったみたいな話になりがちなことがあると思いますんで、十分この辺は気をつけた方がいいんじゃないかと思います。

ちょっと話がそれましたけれども、年間7世帯ぐらいの方が移住されてきているということですね。そういう移住されてきている方も含めても、転入者よりは転出者が上回っているということになるんでしょうね、これね。移住・定住に関する、何かいわゆる補助というんですかね、そういうのがあるんですかね。定住される方にいろんな何か補助金みたいなものを出すような制度がたしかあったように思うんですが、どんな制度があるのか教えてください。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

移住者向けの補助につきましては、まず新生活・住まいづくり応援助成金というものがありまして、こちらにつきましては、40歳未満の婚姻世帯、または世帯主が50歳未満で中学生以下の子どもがいる世帯に対して、新築とか中古住宅を取得する際に出る補助金になります。最高ですと170万、そこに、県外から転入であれば県のほうの90万がプラスになりますので、最高260万まで助成金が出るようになります。

あと、もう一つは、空き家バンクのほうを利用して移住された方につきましては、もし空き家の改修等がある場合には150万までの補助が出るようになっております。

以上です。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これは全部合算できるわけじゃないですね。空き家で150万というのが限度ということですね。ほかの方は、あくまで6歳以下の子どもがいるかないかとかそ

ういうことで決まってくるということなんですね。はい、分かりました。

それと、やっぱり企画でまとめられたあれ見えていますと、二地域居住ですか、ということが出てきていますが、実際にこの村で二地域居住をなさっている方、過去になさって移住された方と、そういう実績はありますか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

二地域居住につきましては、大変申し訳ありませんが、勉強不足でちょっと把握していないんですけれども、29年度に1人の方と、30年度に1人の方がそういう依頼があったんですが、最後までというか、二地域居住までには至らなかったというのだけは聞いております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 二地域居住のために造られているのかどうか分からないんですが、今、お試し移住みたいな形ですかね、季の里のところに1軒何か借りたんですかね、改築して住まいがあります。あれはどういう形の方に使っていただくためにあそこを設けているんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

今ご質問の、大里のそちらにあった短期滞在型のお試し住宅につきましては、一応目的といたしましては、いきなり移住するのではなく、ちょっと体験していただいて、気候なり、交通の不便さとかそういうのも全て知った上で移住していただくという形でお試し住宅をやっていたんですが、昨年度につきましては、ちょっと3月で契約のほうは更新できなくて、1年間は実施していない状況でございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 各周辺市町村も、こういったものを、どうもいろんなものを、新聞とか何か見えていますと、同じようなことをやって移住者を募集しているみたいですが、ちょっと天栄村ももう少し程度のいいところを、何であの山の下のところにあれしたのか私はちょっと理解できないですね、幾ら空いていたとしても。空き家でもどこか借り上げて、そんなに特別いいところではなくてもいいですから、もう少し程度のいいところを、同じ体験してもらうにしても用意すべきじゃないかと思うんですね。結局そういった一つ一つの積み重ねがやっぱり移住者一人一人を増やしていくということになるわけですから、ぜひこの辺は検討していただきたいと思います。特に契約にならなかったということなんで、私は幸いでないかなと、もう少しちょっと程度のいいところを用意すべきでないかなと思っていますんで、



村長、検討してください。

それで、先ほどちょっと答えられたかもしれないんですが、空き家バンクを利用されて移住された方、ここ令和元年度と2年度で何世帯ぐらいか分かりますか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

先ほど、移住された方のうち、内数に入りますが、空き家バンクを利用された方ですと、令和元年度が4世帯の9人、令和2年度につきましては、村内の方の利用でしたので、転入の形にはなりませんでした。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これいろんな、何ていうんですか、展示物とか何か、空き家のことをPRするために、1階のロビーのところいろんなものを、看板をつくってやっておられるようですが、これのPRですね、これはどういったPRの仕方をしているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

村のホームページ等に空き家バンクのサイトがございまして、そちらのほうに空き家バンクが利用できる物件を載せて、PRのほうは行っております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 移住者に対するPRというのは、特に企画政策課のほうでやられていることはあるんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

移住者向けのPRにつきましては、令和元年度までは移住相談会というのが首都圏でありまして、年5、6回行っていたわけなんですけど、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、そういうものが一切行えない状態でありました。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） いずれにしても、これ、PRが特にこれは大事なことで、頑張って、とにかくあらゆる機会をもって、コロナの件もあるんですが、力を入れていただきたいなと思います。

それで、今、先ほどお答えいただいた、いろいろ移住者に対する補助金ですか、子どもさんいる場合は170万とか260万とかという、このお金は、いわゆる村の予算から最低出すお金

ではないんでしょう。あるいは、空き家のほうはですか、空き家の150万というのも、村の予算から出しているお金ですか。それとも国・県からの補助で出すようになっているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 3時07分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時08分）

---

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お時間をいただき、ありがとうございました。

先ほど申し上げました新生活・住まいづくり応援成金につきましては、村の単独事業になります。それにプラス県の補助で最高90万円がプラスになるということで、合計260万円。住宅改修につきましては、村単独の事業でございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私、考えたのが、結局、何ていうんですかね、恐らくよその市町村も似たような金額で似たようなことをやっているように思うんですね、新聞とかいろんなものを見ると。ですから、何か村独自の破格な金額を出せとは言わないまでも、何かよそがやっていないようなそのことを付け加えて、もう少し魅力アップするようなことも考えてみてはどうかと思いますので、ぜひご検討ください。

それと、また話は企画の話じゃなくなるんですが、これは産業課だと思うんですが、婚活事業を担当されていると思うんですね。この婚活事業は何度か熊田議員なんかも質問されていたと思うんですが、最近はこの婚活事業はやっているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

婚活パーティーにつきましては、昨年度は実施しておりません。昨年度から、てんえい縁結び応援サポーターということで、世話焼き人、そういったものを設置しまして、登録制にしまして行っていました。

実績といたしましては、9月までに実績のほう聞いたんですけれども、5件ほどの組合せを行いまして、ちょっと1件は駄目になってしまったんですが、1件のほうは今、結婚を前提にお付き合いをしていただいているところで、1件は交際中ということで、なかなか進ま

ないんですけれども、少しずつ世話焼きの方が声かけをしてくださって、縁結びのほうを  
していただいている状況でございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私、産業課だとばかり思っていたんですが、いつの間にかこれ企画政  
策課のほうに移ったんですね。

どちらでもいいんですが、その世話焼きされる方というのは何名ぐらい頼んでいるんでし  
ょうか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

昨年で、登録された方が2名でございました。今後につきましては、社会福祉協議会のボ  
ランティアセンターの総会とか、あと奉仕団の総会とかの際に時間をつくっていただきまし  
て、そういうところで世話焼きの方を募集していきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 一度に聞けばよかったですけれども、参考までにお聞きしますが、  
何ていうんですか、お礼といたしますか、そういうお金はもちろん出しておられるわけですね。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

婚姻までに至った際には、1組当たり10万円を支給するような形で要綱のほうを定めてお  
ります。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私の感想ですが、10万ではちょっと安すぎるんじゃないかなと、婚姻  
まで至った場合は20万ぐらい出しても、私はそれぐらいの価値が今はあると思うんですね。  
ぜひそれ村長中心にご検討いただいて、もっとそういう人たちのやる気を持ってもらうため  
にも、もう少し金額をアップした方がいいんじゃないかなというふうなことを感じましたん  
で、ご検討ください。

1番目の質問は終わります。

2番目いきます。

2、新たな分譲地計画の進捗について。

人口減対策の一環として、新たな住宅団地を造成し分譲する計画をしていたと思いますが、  
その後、この計画はどうなっているのか伺いたい。

また、民間資本と連携したアパートの建設についても伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

新たな住宅分譲地計画につきましては、平成29年度において環境調査、委託を行い、この開発に生じる費用の概算額から、開発に必要な財源の確保やその手段について、様々な面から検討を行ってまいりました。

しかしながら、村が事業主体で対象となる補助制度がないことから、民間事業者が主体となった開発を検討するため、大手ハウスメーカーと協議を進めてまいりましたが、合意には至りませんでしたので、なるべく財政負担の少ない方法はないかなど、さらに検討しているところでございます。

次に、民間賃貸住宅建設事業につきましては、平成28年度に助成金制度を創設し、平成30年度までに5棟24世帯のアパートが建設され、現在、全室に入居している状況にあります。令和元年度以降、地元の事業者などによる新規建設の希望がない状況であることから、村外の業者にも対象を拡大することを検討しておりますが、1点目の住宅分譲地計画も含め、現在、この新型コロナウイルス感染拡大により、事業が進捗していない状況であります。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私はこのことについて、平成30年ですか、に質問し、そして、昨年3月ですか、今、議長席に座っています、当時、服部議員も同じようなことを質問されていましたが、先ほど言いましたように、この人口減に対する対処の仕方は、最も効果的なのは移住だということで、その続きみたいになるんですが、民間の力を利用してやるというのはもちろん一番いいことなんですが、私、考えてみたんですが、実はアパートを建てた業者で、というのはよく知っているものですから、おたくで農場を買って、農地転用して、宅地にして建てることできないのかという、要するに私、考えていたのは農地なものですから、どうしても地域的にいうと農地になるものですから、というのは、農地の売買が普通の建設屋ではできないんじゃないかというふうなことなんですが、産業課長、農業委員会ご所管しているから分かるかどうか分からないんですが、質問にはないんですが、普通、不動産屋さんが農地を扱って転用するなんていうことはあるんでしょうかね。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、農地を求めることなんですが、こちらについては、やはり議員おっしゃったとおり、農業を営んでいないと農地の取得はできないんですけれども、農地転用を目的として、何かを目的として、もう転用することを前提として、農地法の第5条申請というのを行っていた

できれば転用することは可能です。

〔発言する声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） すみません、ちょっと言葉が足らず申し訳ございませんでした。

転用して買うことができるんですね。農地法の第5条というような申請をしていただいて、目的以外に使用しますよという転用をして求めている申請が5条転用です。なので、求めることは、それが認められれば可能になります。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） それは、転用は、要するに、例えばAという不動産屋だったら、不動産屋さんが農地を購入してやるのか、それとも元の持ち主に転用させるのか、どちらなのでしょう。不動産屋さんが農地を、そういう目的でやるからという形で購入して転用できますか。どちらでしょう。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほど申し上げました、農地法第5条の転用の様式につきましては、様式に譲渡人、それから譲受人の記載欄がございます。ですから、転用したものを譲受する譲受人の申請をしていただければ大丈夫です。基本的には、普通の場合ですと譲受される側が申請するというパターンが多いんですが、譲渡人についても判子をいただくというような形になります。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ということは、そういうことで目的をあれすれば一般の不動産屋さん、建築会社でも可能だということですか。その辺が……

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、転用は要件によっては可能だと言ったんですが、ただ、誤解のないようにということなんですが、その農地については、農地の要件が1種、2種、3種と決まっております、やはりいわゆる基盤整備をしたようないい農地、こちらについては、その前に農振制度という農振法がありまして、まずそこを外していただかないとならないんですが、そこを外すのがちょっとやっぱりなかなかハードルはあるんですが、いろんな条件に合致していけばできないことではない。ただ、やはり地区によっては難しい地区もあるということを申し添えておきます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 前に3か所ほど企画政策課で造成地の候補地を挙げておられたその中

には、一番はやはり大山団地の南側付近、下松本・鏡石停車場線の南側の付近がというふうな話を聞いたように思うんですが、あの辺ですと、いわゆる畑地になるんですかね。あの辺も農振になっているのかどうか分からないんですが、とにかくそういうことがうまくできれば業者と組んでもできますし、いよいよとなれば、私、計算してみたんですが、私の計算が甘いかどうか分からないんですが、いわゆる役場が購入して宅地にしてということでもあれですし、持ち主にしても、役場が農地のまま購入したほうがいいでしょうね、安いですから。それでも畑地ですと役場高いですけども、恐らく10アール当たり120万ぐらい、季の里の購入金額からすると110万か120万ぐらいになるところなのかなと。仮に、いわゆる30区画の分譲地をつくるとしたら、計算してみますと、1ヘクタールあると30区画できるのかなと。道路とか何か全部取っても、いわゆる300坪、1反当たり3軒、50坪の家を3軒と計算すると、1町歩、いわゆる1ヘクタールあると30軒になるわけですね。そうすると地代が、購入したとすると、仮に1反当たり120万だったとすると1,200万で購入できると。それに造成費とか、あるいは水道を引っ張るとか、下水の問題があるかと思うんですが、その辺のことを加味しても、恐らく1億円ぐらいだったら何とかなるのかなと。いわゆる起伏の激しいところを造成してどうのこうのということでもない限り、そのぐらいだったら何とかな30区画ぐらいはできるのかなというふうな、私なりのそんな考えを一応持ったんですが、このことは以前、いわゆる服部議員も言っておられましたが、あの春日山団地がほとんど全部埋まって、北小屋ですか、あそこも本当びっしり家が建っているんですね。役場の職員の方も買われているんです、これ。それもその値段は、あそこたしか坪10万ぐらいするんですよ。大山団地の倍ぐらいして、それを購入しているんですよ。私、計算しますと、高く言っても、要するにそんな10万もしなくて、役場がやれば、今の値段で買って造成してやれば、もう5、6万だったら、分譲価格ね、ペイするというふうなことを考えるんですが、村長、どうですか、その辺。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当初は50区画というようなことで、ここについてはある程度見込みといたしますか、双葉地方から避難している方々がおりまして、ある程度もうこの中通り地区に住みたいというような情報を私もいただいたものですから、それについては近隣の市町村、特に町場よりも天栄に呼び込むにはどんなものが必要かというようなことで、大山団地が大体120坪ぐらいなんですよね。家族で住むとなる、なるべく子育て世代の方々を呼び込みたいという思いでおりました。それで、例えば駐車場も3台止められる、家庭菜園もできる、あとはガーデニングもできると、それは用途に応じてなんですけれども、それで町場よりも安い価格で購入で

きるようであれば、これはある程度、天栄であっても移住したい、住みたいというお話もいただいたので、その計画を立てようと今進めて、実際にしてきました。その中で、今ほど議員おっしゃったように、広戸地区がある程度移住するのにも、買物に行くのにも利便性がいいというようなことで進めてまいりました。当然農地になります。農地の中での50区画といいますと、そうすると1町歩を超えるものですから、やっぱりそこで調整地も必要になってきます。

それと、この下水道、農業集落排水、容量がもうマックスになっていると、広戸地区においてはマックスですよ。じゃ、この農業集落排水の処理場、増設をしたらどうだというようなこともいろいろと視野に入れて検討してきました。そうしましたらば、これを増設するなり改修するなり、まず長寿命化をする、いろいろ名称があるんですけども、その計画書、もうそれを策定してくださいと、今まさにその策定をしているところでございます。それで、50区画の場合だと、業者に見積りを出していただいたので、大体4億から5億というようなお話をいただきました。それでは村としてもなかなか厳しい状況にあるというようなことなものですから、今、議員おっしゃったように30、もしくは15とか20というようなことでいかなものかというようなところまではいきまして、なるべく財政負担を少なくいくと、それでハウスメーカーの方々ともやり取りもしてきたんですが、なかなかそこまでの合意には至らなかったというような状況ではございますが、今後、下水処理場、あとは合併浄化槽が、北小屋、あとは、春日山地区においては合併浄化槽を入れておりますが、これは個人管理になります。今後、やっぱり環境に配慮した中でいかなければならないのは、やっぱり集中管理をしなくちゃならない。そういった場合には、やっぱり農業集落排水、そういったところに放流できるようなことが重要ではないかというようなこともまた視野に入れて、そういうものも入れながら、今、検討をしているところでございます。

土地についてもなるべく、町場で買うんだったらば天栄の方がお得感が感じられるような、やっぱりそういう奇抜な発想でいかないとなかなか呼び込みも難しいのかと思っておりますので、そういったところ、総合的に判断しながら、今、検討をしているところでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 大山団地、分譲した頃は100坪とか70坪とかだったけれども、今、本当に大山団地でも2世帯、3世帯で住んでおられる方なんていうのはほとんどないと思うんですね。それで、もう1世帯ごとの、若い人たちはそういうふうな感じになっていると思います。だから、私は5、60坪あれば十分なのかなと。それで今、家庭菜園だとかなんとなんて若い人はやらないと思うんですね。分かりませんが。そのぐらいあれば十分ではないかなと。坪数のほうも、恐らくあの辺の春日山、北小屋ですか、あの辺だってせいぜいそんなものだと思いますよ。そんなに100坪も120坪もある区画なんていうのは、私、何軒か

歩いてみたことありますけれども、そんな区画はないと思いますね。だから、そのぐらいで十分だと思いますね。そんなふうに予算を絞りながら、土地は買っておいてもいいと思うんですが、とにかく、取りあえずは30区画ぐらいでやれば、私は当面、十分いいのかなというふうに考えています。

ぜひその辺、いろんな難しい点もあろうかと思いますが、力を入れて、このことはやっぱり、今の民間資本と連携したアパートの件も含めて、これ人口増の肝だと思うんですね。ですから、ぜひこのことに力を入れて、再度いろんなところといろんな業者を当たってほしいし、いろんな計画を練って前に進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 以上で7番、渡部勉君の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 3時33分)



9 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和3年9月天栄村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和3年9月8日（水曜日）午前10時開議

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について       |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて        |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて     |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 令和2年度天栄村一般会計決算認定について             |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について       |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 令和2年度牧本財産区特別会計決算認定について           |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 令和2年度大里財産区特別会計決算認定について           |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 令和2年度湯本財産区特別会計決算認定について           |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について   |
| 日程第12 | 議案第11号 | 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について     |
| 日程第14 | 議案第13号 | 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について       |
| 日程第15 | 議案第14号 | 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について       |
| 日程第16 | 議案第15号 | 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について     |
| 日程第17 | 議案第16号 | 令和2年度天栄村介護保険特別会計決算認定について         |
| 日程第18 | 議案第17号 | 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について       |
| 日程第19 | 議案第18号 | 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について      |
| 日程第20 | 議案第19号 | 令和2年度天栄村水道事業会計決算認定について           |

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北  畠	正  君	2番	円  谷	要  君
3番	大  浦	トキ子 君	4番	小  山	克 彦 君
5番	廣  瀬	和  吉 君	6番	揚  妻	一  男 君
7番	渡  部	勉  君	8番	熊  田	喜  八 君
9番	大  須  賀	溪  仁  君	10番	服  部	晃  君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村  長	添  田	勝  幸  君	副  村  長	揚  妻	浩  之  君
教  育  長	久  保	直  紀  君	参  事  兼 総  務  課  長	内  山	晴  路  君
企  画  政  策 課  長	熊  田	典  子  君	税  務  課  長	塚  目	弘  昭  君
参  事  兼 住  民  福  祉 課  長	小  山	富  美  夫  君	産  業  課  長	黒  澤	伸  一  君
建  設  課  長	櫻  井	幸  治  君	湯  支  所  本  長	星	裕  治  君
教  育  課  長	関  根	文  則  君	代  表  監  査  員	常  松	秀  夫  君

---

職務のため出席した者の職氏名

議  会 事  務  局  長	北  畠	さ  つ  き	書  記	小  針	陽  平
書  記	森	歩			

---

### ◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

---

### ◎報告第1号の上程、説明、報告

○議長（服部 晃君） 日程第1、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） おはようございます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

なお、これらの比率についての同法第3条及び第22条の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であるため算定されませんでした。実質公債費比率につきましては8.1%で、前年度比0.5ポイントの減、将来負担比率につきましては14.5%で、前年度比13.5ポイントの減となりました。

なお、いずれの比率につきましても、国の基準を下回っております。

次のページの資金不足比率でございますが、水道事業会計から最後の工業用地取得造成事

業特別会計までの全ての会計において資金剰余であったため、比率は算定されませんでした。  
説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） これをもって報告を終わります。

ここで、村代表監査委員から、令和2年度天栄村財政健全化判断比率並びに水道事業会計等特別会計資金不足比率に関する審査意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

代表監査委員、常松秀夫君。

[代表監査委員 常松秀夫君登壇]

○代表監査委員（常松秀夫君） おはようございます。

それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の審査意見のご報告を申し上げます。  
まず、財政の健全化判断比率でございますが、書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されませんでした。実質公債費比率につきましては8.1%となっており、前年度より0.5ポイントの減少であり、基準の25%と比較すると、これを下回り、良好でございます。

将来負担比率につきましては14.5%となっており、前年度より13.5ポイントの減少であります。基準の350%と比較すると、これを大きく下回り、特に指摘すべき事項はなく、良好と認めました。

次に、水道事業会計並びに他の特別会計の資金不足の比率でございますが、いずれも適正に書類は作成されているものと認められました。資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため算出されていませんでした。その他、特に指摘すべき事項はございませんが、引き続き経営の健全状態を維持されたい。

なお、審査意見書については別冊のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（服部 晃君） 大変ご苦労さまでした。

以上で報告を終わります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

[議会事務局長 北嶋さつき君登壇]

○議会事務局長（北嶋さつき君） 議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについて。

本村の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字大里字出田廻28番地。

氏名、小沼由喜枝。

生年月日、昭和37年9月25日生まれ。

○議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

提案理由をご説明申し上げます。

本村、教育委員会委員のうち、小沼由喜枝委員が、本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小沼由喜枝さんは、教育委員会委員を平成29年10月から務められており、人格、識見に優れ、また、教育に関する経験も豊かであり、本村教育委員会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は10月1日から4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は同意されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第3、議案第2号 大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。  
議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北嶋さつき君登壇〕

- 議会議務局長（北嶋さつき君） 議案第2号 大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の大里財産区管理会委員に次の者を選任したいので、財産区管理会条例（昭和31年天栄村条例第5号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字大里字丸山4番地。

氏名、添田辰夫。

生年月日、昭和27年4月6日生まれ。

住所、天栄村大字大里字丹下93番地。

氏名、宗方嘉廣。

生年月日、昭和23年1月7日生まれ。

住所、天栄村大字大里字沢邸36番地。

氏名、大木康男。

生年月日、昭和22年11月15日生まれ。

住所、天栄村大字大里字八雲山24番地2。

氏名、和田一男。

生年月日、昭和30年4月29日生まれ。

住所、天栄村大字大里字桑名邸59番地。

氏名、大野公子。

生年月日、昭和34年5月27日生まれ。

- 議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。  
村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

大里財産区管理会委員5名が、本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任を選任するに当たり、財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回、選任いたします方は、駐在員のご推薦をいただいた方々であります。

5名とも新任であり、いずれの方も地域の信望が厚く、大里財産区管理会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は10月1日から4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第3号 天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第3号 天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。



天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。  
令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いします。

天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例。

天栄村特定個人情報保護条例（平成27年天栄村条例第22号）の一部を次のように改正する。  
第29条中、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村特定個人情報保護条例の規定は、令和3年9月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されるとともに、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたことから、引用条文及び所管大臣の名称を改めるものでございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第4号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） おはようございます。

9ページをお願いいたします。

議案第4号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。

天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

天栄村手数料徴収条例（平成12年天栄村条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第17号を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村手数料徴収条例の規定は、令和3年9月1日から適用する。

提案理由をご説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード発行手数料の徴収を行うこととなったため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、説明資料の3ページのほうをお願いいたします。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

下の表が現行でございますが、これまで村は、この手数料条例に定めて個人番号カードの再交付手数料を徴収してまいりましたが、先ほど申し上げましたように、改正法律が施行される令和3年9月1日からは、地方公共団体情報システム機構が料金設定を行うこととなったため、手数料条例からその項目を削除するものでございます。

なお、この条例改正が行われた後でございますが、再交付の手数料は今までと同額で、また、その手続に関しましても同様に市町村が行いますので、体系的には変更はございません。説明は以上でございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号～議案第19号の一括上程、説明

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第5号 令和2年度天栄村一般会計決算認定について、日程第7、議案第6号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、日程第8、議案第7号 令和2年度牧本財産区特別会計決算認定について、日程第9、議案第8号 令和2年度大里財産区特別会計決算認定について、日程第10、議案第9号 令和2年度湯本財産区特別会計決算認定について、日程第11、議案第10号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、日程第12、議案第11号 令和2年度天栄村大山区排水処理施設事業特別会計決算認定について、日程第13、議案第12号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第14、議案第13号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、日程第15、議案第14号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、日程第16、議案第15号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、日程第17、議案第16号 令和2年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、日程第18、議案第17号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について、日程第19、議案第18号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第20、議案第19号 令和2年度天栄村水道事業会計決算認定について、以上15議案を一括議題といたします。

ここで、決算書の提案理由の説明に入るに先立ち、代表監査委員より、令和2年度決算審査意見書についての報告を求めます。

代表監査委員、常松秀夫君。

[代表監査委員 常松秀夫君登壇]

○代表監査委員（常松秀夫君） それでは、決算審査意見書について申し上げます。

決算審査意見書の1ページをお開きください。

令和2年度天栄村一般会計決算及び特別会計決算並びに定額運用基金の運用状況の審査意見

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

- (1) 令和2年度天栄村一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和2年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和2年度大里財産区特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和2年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和2年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (14) 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (15) 各会計に係る歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (16) 財産に関する調書
- (17) 定額運用基金の運用状況を示す書類

2の審査の期間であります。令和3年8月3日から令和3年8月5日の3日間でございます。

### 3 審査の手続

この審査にあたっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に行われているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果でございます。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果誤りのないものと認められた。また各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。

なお、次のページ以降は、お目通しをいただきたいと思います。

8ページをお開きください。

## 2 審査意見

### (1) 一般会計

財政力指数は前年度と同じであり、財政健全性の範囲である。

経常収支比率、実質公債費比率においても、前年度より比率が減少し改善がみられ、健全性を維持していると認められる。

しかしながら、自主財源は減少傾向にあり、義務的経費のうち人件費が増加する中様々な課題に対応しなければならず、中長期的な財政運営に更なる創意工夫が求められる。

歳入の根幹をなす村税は、前年度と比較すると徴収率並びに収納額も減少した。この主たる要因として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響での徴収猶予も挙げられるところであるが、村税の収入未済額は、1億3,864万6,398円と依然として高額であり、累積の傾向にあることが懸念される。負担の公平性の観点からも地方税法に基づく厳正な滞納処分並びに不納欠損処分により、収入未済額の縮減や更なる徴収率の向上を図るとともに、課税客体を的確に把握し、適正課税に努められたい。

次に公共施設関係では、白子のテニスコートや羽鳥湖畔浮棧橋について、未だに判断がされておらず、費用対効果のない予算が支出されていることなどから早期の対応が求められる。

また、農林水産物加工施設の利活用や墓地公園の区画販売促進など、その他にも施設関係の課題は山積していることから、個々の施設の対応方針や年次計画等を明確にし、村民に進捗を示しながら取り組みを進めていただきたい。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済の衰退を食い止め、人口減少・少子高齢化社会や様々な自然災害への対応に加え、公共施設の長寿命化対策など各事業について経費を的確に把握し、事業の重要性、有効性を検証し、効率的・効果的な財政運営に努められたい。

### (2) 各特別会計

各特別会計は、特定の事業を行う又は特定の歳入をもって特定の歳出に充てるため、国民健康保険特別会計など13の特別会計を設置して、その経理の明確性を図っているところである。

各特別会計とも、各種事業の執行は、全体的には良好なものとなっているが、収入未済額

の解消には、さらに積極的に努力をしていただきたい。

一部、一般会計からの繰入金よりも差引残高が多い会計があるため、予備費などを考慮し3月補正におけるさらなる精査に努めていただきたい。

今後も従来に増して歳入歳出両面にわたって財政運営に工夫をこらし、各種事業の推進になお一層努められたい。

次に、9ページの定額運用基金の審査意見書を申し上げます。

#### 審査意見

地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況は、関係帳簿等を審査した結果、その運用状況は適正であった。

次に、水道事業審査について申し上げますから、水道事業会計のほうの1ページをお開きください。

#### 令和2年度天栄村水道事業会計決算審査意見

##### 第1 審査の概要

###### 1 審査の対象

- 1 令和2年度天栄村水道事業会計決算書
- 2 令和2年度天栄村水道事業会計決算付属書類

2 審査の期間であります。令和3年8月3日から令和3年8月5日までの3日間でございます。

###### 3 審査の手続

この審査にあたっては、村長から提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表について、関係法令に準拠して調整されているか、経営状況及び財政状態は健全か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

第2 審査の結果でございます。

審査に付された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

なお、決算概要及び審査意見は次のとおりである。

8ページをお開きください。

##### 第3 審査意見

水道事業は、地方公営企業法に基づき、地方自治体が経営する企業として運営されており、常に効率的な事業運営と経営を目指すことが求められているところである。

令和2年度の経営状況の特徴として、前年度と比較し給水人口は減少したが、水道使用料について、4.1%の増（消費税抜き）となっている。これはコロナ禍により自宅での生活が増え、家庭用の使用水量が増加したことが要因の一つである。

全体的には、総収益・支出ともに前年比では減額となるも655万円の黒字決算となり、適正に執行されている。

しかしながら、未収金となっている水道使用料は、1,560万円と依然として高額であり、今後も水道料金の現年度分は勿論、過年度分についても粘り強く回収に当たり、収入率向上に努めていただきたい。

一方、長期的な運営では、各施設の老朽化に伴う更新費用の確保やこれまでの企業債返済等、長期的な収支バランスに留意し、健全経営の確保に努め、安心・安全な水の供給を継続していただきたい。

以上でございます。

○議長（服部 晃君） 大変ご苦労さまでございました。

令和2年度決算審査意見書の報告が終わりました。

これより、令和2年度天栄村一般会計決算書から順次提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 10ページをお願いいたします。

議案第5号 令和2年度天栄村一般会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、予算現額2億188万2,000円、調定額2億1,602万4,426円、収入済額2億509万2,297円、収入未済額1,093万2,129円。収入未済額の1節現年度分につきましては、均等割額が11万9,300円、所得割額が144万1,920円、合計156万1,220円でございます。

2 目法人分、予算現額3,563万7,000円、調定額3,713万4,500円、収入済額3,703万4,500円。収入未済額につきましては10万、均等割額2社でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、予算現額4億1,789万5,000円、調定額5億4,706万9,897円、収入済額4億2,202万2,883円、収入未済額1億2,504万7,014円。収入未済額の1節現年分につきましては、土地分が773万4,774円、家屋分が124万1,710円、償却資産分が870万8,716円、合計2,889万5,200円でございます。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、予算現額1,690万円、調定額、収入済額ともに1,690万700円。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割、予算現額66万4,000円、調定額、収入済額ともに65万4,500円。

2 目種別割、予算現額2,036万2,000円、調定額2,086万5,140円、収入済額2,054万4,000円。収入未済額は32万1,140円であります。収入未済額の内訳につきましては、1 節現年度課税分が10万6,700円、13名、2 節滞納繰越分が21万4,440円、9名でございます。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、予算現額4,048万8,000円、調定額、収入済額ともに4,041万2,779円。

5 項入湯税、1 目入湯税、予算現額747万6,000円、調定額1,007万8,265円、収入済額783万2,150円、収入未済額224万6,115円。収入未済額は全額滞納繰越分224万6,115円、2 社でございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、予算現額2,093万1,000円、調定額、収入済額ともに2,096万3,000円。

12ページをお願いいたします。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、予算現額6,066万円、調定額、収入済額ともに6,099万1,000円。

3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、予算現額280万9,000円、調定額、収入済額ともに596万8,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、予算現額41万8,000円、調定額、収入済額ともに42万9,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、予算現額146万1,000円、調定額、収入済額ともに145万3,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金、予算現額112万3,000円、調定額、収入済額ともに163万8,000円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金、予算現額319万円、調定額、収入済額ともに321万4,000円。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、予算現額1 億914万1,000円、調定額、収入済額ともに1 億2,093万8,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、次のページをお願いいたします。1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,062万7,000円、調定額、収入済額ともに1,324万4,717円。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、1 目環境性能割交付金、予算現額641万7,000円、調定額、収入済額ともに523万7,000円。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、



1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、予算現額802万7,000円、調定額、収入済額ともに802万7,000円。

11款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、予算現額571万6,000円、調定額、収入済額ともに571万6,000円。

12款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、予算現額18億722万2,000円、調定額、収入済額ともに18億4,702万8,000円。

13款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、次のページをお願いいたします。1 目交通安全対策特別交付金、予算現額80万3,000円、調定額、収入済額ともに86万1,000円。

14款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目衛生費分担金、予算現額6万8,000円、調定額、収入済額ともに10万2,000円。

2 目農業費分担金、予算現額51万8,000円、調定額、収入済額ともに31万9,926円。

3 目総務費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4 目教育費分担金、予算現額6万1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5 目消防費分担金、予算現額44万8,000円、調定額、収入済額ともに44万1,048円。

2 項負担金、1 目総務費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 目民生費負担金、予算現額815万1,000円、調定額、収入済額ともに814万4,670円。

3 目教育費負担金、予算現額50万8,000円、調定額、収入済額ともに51万680円。

次のページをお願いいたします。

4 目農業費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5 目衛生費負担金、予算現額10万4,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

15款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、予算現額225万2,000円、調定額、収入済額ともに225万1,068円。

2 目民生使用料、予算現額4万4,000円、調定額、収入済額ともに5万2,760円。

3 目農林水産使用料、予算現額58万円、調定額、収入済額ともに35万7,670円。

4 目土木使用料、予算現額1,061万2,000円、調定額1,129万221円、収入済額969万3,821円、収入未済額159万6,400円。収入未済額でございますが、こちら1 節住宅使用料のうち、村営住宅の現年度分が6万9,800円、過年度分が17万6,600円、定住促進住宅の現年度分が84万円、過年度分が51万円でございます。

次のページをお願いいたします。

5 目教育使用料、予算現額76万2,000円、調定額、収入済額ともに78万700円。

6 目衛生使用料、予算現額13万2,000円、調定額、収入済額ともに13万2,000円。

2 項手数料、1 目総務手数料、予算現額297万1,000円、調定額、収入済額ともに291万

1,530円。

2目民生手数料、予算現額7万7,000円、調定額、収入済額ともに7万162円。

3目衛生手数料、予算現額125万9,000円、調定額、収入済額ともに132万9,312円。

4目農林水産手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをお願いいたします。

5目商工手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

6目土木手数料、予算現額4万7,000円、調定額、収入済額ともに4万7,350円。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、予算現額1億1,265万5,000円、調定額、収入済額ともに1億1,420万5,717円。

2目衛生費国庫負担金、予算現額9万7,000円、調定額、収入済額ともに8万8,020円。

3目土木費国庫負担金、予算現額3,967万3,000円、調定額3,910万5,000円、収入済額2,843万3,000円、収入未済額1,067万2,000円。こちらは令和3年度へ繰り越すものでございまして、1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額8億9,101万9,000円、調定額8億9,072万3,832円、収入済額8億1,538万3,832円、収入未済額7,534万円。次のページをお願いいたします。収入未済額につきましては、総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金で、令和3年度へ繰り越すものでございます。

2目民生費国庫補助金、予算現額2,412万3,000円、調定額、収入済額ともに2,430万9,433円。

3目衛生費国庫補助金、予算現額3,616万5,000円、調定額3,772万5,000円、収入済額1,220万1,000円、収入未済額2,552万4,000円。次のページをお願いいたします。収入未済額につきましては、1節衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございまして、令和3年度へ繰り越すものでございます。

4目農林水産業費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目土木費国庫補助金、予算現額8,081万5,000円、調定額8,581万5,000円、収入済額5,338万3,000円、収入未済額3,243万2,000円。収入未済額につきましては、1節土木費補助金の社会資本整備総合交付金で、令和3年度へ繰り越すものでございます。

6目教育費国庫補助金、予算現額6,952万1,000円、調定額6,882万2,000円、収入済額2,872万5,000円、収入未済額4,009万7,000円。収入未済額につきましては、1節教育費補助金の学校施設環境改善交付金及び公立学校情報機器整備費補助金で、令和3年度へ繰り越すものでございます。

7目消防費国庫補助金、予算現額54万7,000円、調定額、収入済額ともに60万8,000円。

8目労働費国庫補助金、予算現額432万5,000円、調定額、収入済額ともに432万5,000円。

3 項委託金、1 目総務費委託金、予算現額24万6,000円、調定額、収入済額ともに24万6,000円。

2 目民生費委託金、予算現額158万8,000円、調定額、収入済額ともに182万3,511円。

次のページをお願いいたします。

17款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、予算現額6,866万9,000円、調定額、収入済額ともに6,934万3,805円。

2 目衛生費県負担金、予算現額4万8,000円、調定額、収入済額ともに4万1,565円。

3 目土木費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4 目消防費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金、予算現額121万6,000円、調定額、収入済額ともに120万9,000円。

次のページをお願いいたします。

2 目民生費県補助金、予算現額3,588万1,000円、調定額、収入済額ともに3,300万2,371円。

3 目衛生費県補助金、予算現額1億4,695万円、調定額1億4,144万3,982円、収入済額1億2,181万9,982円、収入未済額1,962万4,000円。収入未済額につきましては、4 節除染対策事業交付金を令和3年度へ繰り越すものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 目農林水産業費県補助金、予算現額4億7,404万6,000円、調定額4億7,347万9,301円、収入済額3億7,086万2,525円、収入未済額1億261万6,776円。収入未済額につきましては、2 節農業費補助金の農村地域防災減災事業交付金及び農業水利施設保全合理化事業交付金、また、3 節林業費補助金のふくしま森林再生事業補助金を令和3年度に繰り越すものでございます。

5 目商工費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、ちょっと。

議案説明の途中でございますが、暫時休議いたします。

(午前10時57分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時10分)

---

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 34ページをお願いいたします。

6目消防費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。  
7目教育費県補助金、予算現額100万円、調定額、収入済額ともに100万円。  
8目災害復旧費県補助金、予算現額1億568万3,000円、調定額、収入済額ともに1億16万5,073円。

9目労働費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。  
10目土木費県補助金、予算現額474万8,000円、調定額、収入済額ともに474万8,000円。  
3項委託金、1目総務費委託金、予算現額1,430万6,000円、調定額、収入済額ともに1,430万1,724円。

2目農林水産業費委託金、予算現額380万円、調定額、収入済額ともに380万円。  
3目土木費委託金、予算現額675万5,000円、調定額、収入済額ともに680万369円。  
4目教育費委託金、予算現額1,200万円、調定額、収入済額ともに1,212万1,610円。  
次のページをお願いいたします。

5目消防費委託金、予算現額1万1,000円、調定額、収入済額ともに1万1,900円。  
6目民生費委託金、予算現額1万1,000円、調定額、収入済額ともに1万1,000円。  
18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,452万8,000円、調定額、収入済額ともに1,452万7,414円。

2目利子及び配当金、予算現額14万4,000円、調定額、収入済額ともに14万4,588円。  
2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額554万9,000円、調定額、収入済額ともに669万4,378円。

2目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。  
3目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。  
4目除雪車売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。  
次のページをお願いいたします。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、予算現額2,274万円、調定額、収入済額ともに2,636万2,500円。

2目教育費寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。  
3目民生費寄附金、予算現額ゼロ円、調定額、収入済額ともに10万円。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、予算現額115万9,000円、調定額、収入済額ともに115万9,807円。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、予算現額2,460万9,000円、調定額、収入済額ともに2,460万9,000円。

3目風力発電事業特別会計繰入金、予算現額3億659万5,000円、調定額、収入済額ともに3億659万1,897円。

4目国保（事業勘定）特別会計繰入金、予算現額19万4,000円、調定額、収入済額ともに16万8,000円。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金、予算現額11万6,000円、調定額、収入済額ともに11万6,000円。

6目介護保険特別会計繰入金、予算現額180万2,000円、調定額、収入済額ともに180万1,033円。

次のページをお願いいたします。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額3,500万1,000円、調定額、収入済額ともに3,500万円。

2目人材育成基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目減債基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目地域福祉基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、予算現額400万円、調定額、収入済額ともに400万円。

6目東日本大震災復興基金繰入金、予算現額180万円、調定額、収入済額ともに180万円。

7目こども未来基金繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともにゼロ円。

8目公共施設整備基金繰入金、予算現額1,220万円、調定額、収入済額ともに1,220万円。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額1億4,573万1,000円、調定額、収入済額ともに1億4,573万1,178円。

次のページをお願いいたします。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額35万円、調定額、収入済額ともに35万9,532円。

2目加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額7,000円、調定額、収入済額ともに7,498円。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、予算現額12万8,000円、調定額、収入済額ともに15万6,784円。

4項雑入、1目弁償金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに660万4,915円。こちらから原子力災害損害賠償金でございます。

2目雑入、予算現額1,437万円、調定額、収入済額ともに1,537万4,776円。

次のページをお願いいたします。

3目過年度収入、予算現額331万9,000円、調定額、収入済額ともに341万2,961円。

23款村債、1項村債、1目総務債、予算現額2億1,994万円、調定額、収入済額ともに2億1,701万1,000円。

次のページをお願いいたします。

2目土木債、予算現額2,550万円、調定額、収入済額ともに2,330万円。

3目民生債、予算現額1,330万円、調定額、収入済額ともに1,330万円。

4目教育債、予算現額5,640万円、調定額、収入済額ともに1,600万円。

5目災害復旧事業債、予算現額2,680万円、調定額、収入済額ともに1,740万円。

24款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、予算現額ゼロ円、調定額、収入済額ともに1,554円。

歳入合計、予算現額58億8,064万4,000円、調定額60億3,680万49円、収入済額55億9,025万1,475円、収入未済額4億4,654万8,574円でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、順次所管課長より、支出額がゼロ、または不用額がおおむね10万円を超えた節、さらにその目における特徴的な支出などについてご説明をさせていただきます。  
歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算現額6,947万9,000円、支出済額6,931万5,505円、不用額16万3,495円でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額2億6,083万8,000円、支出済額2億5,495万6,911円、繰越明許費278万円、不用額310万1,089円。

不用額でございますが、1節報酬の中で、会計年度任用職員の勤務日数が見込みを下回ったものでございます。

また、3節職員手当等の中で、次のページの一般職退職手当組合負担金など各手当の積み上げによるもので、年度末の額の確定により見込みを下回ったものでございます。

また、10節需用費につきましては例規集の追録代、11節役務費につきましては郵便料が、それぞれ見込みを下回ったものでございます。

次に、主な支出でございますが、9節交際費で、福島県沖地震の災害見舞金を令和3年度へ繰越しをしております。

次のページをお願いいたします。

14節工事請負費、こちらは15か所の防犯灯設置工事を行いました。また、防犯カメラ設置として、高林地区に1か所を設置しております。

18節負担金、補助及び交付金のうち、次のページをお願いいたします。上から8番目の集会施設整備事業補助金につきましては、飯豊消防施設の改修等に関する補助でございます。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 2目文書広報費、予算現額431万9,000円、支出済額431万7,782円、不用額1,218円。こちらは毎月発行の広報てんえいに係る経費であります。予算につきましては、おおむね予算どおり執行でございます。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 3目財政管理費、予算現額552万6,000円、支出済額542万9,120円、不用額9万6,880円。10節需用費が見込みを下回ったものでございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

4目会計管理費、予算現額46万6,000円、支出済額35万4,864円、不用額11万1,136円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

5目財産管理費、予算現額5億7,389万5,000円、支出済額5億6,944万6,738円、不用額444万8,262円。

不用額につきましては、10節需用費のガソリン代、次のページの電気料、車輛修繕費などが見込みを下回ったものでございます。

また、11節役務費では電話料、損害保険料が見込みを下回ったものでございます。

12節委託料におきましては、財産台帳補正業務が生じなかったため不用となっております。次のページをお願いいたします。

13節材料及び賃借料では、複写機使用料、公用車賃借料が見込みを下回ったものでございます。

さらに、17節におきましては、中型バス購入に係る請差でございます。

次に、主な支出でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業としまして、14節工事請負費の役場庁舎網戸設置工事372万9,000円、役場庁舎トイレ改修工事2,348万5,000円、17節備品購入費の中型バス購入1,980万円を支出しております。

次に、24節積立金でございますが、財政調整基金積立金としまして3億4,500万円、天栄村公共施設整備基金積立金としまして1億200万円を積み立てております。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 6目企画費、予算現額1億3,368万5,000円、支出済額1億2,726万3,828円、繰越明許費101万2,000円、不用額540万9,172円。

まず、繰越明許費につきましては、テレワーク環境構築事業の経費を翌年度に繰り越したものでございます。

主な事業であります。7節報償費で、昨年度は新型コロナウイルスの影響で、体験型のこども未来応援事業を実施することができませんでしたので、代替事業としまして図書カー

ド発行を行いました。また、医療従事者への感謝のメッセージを募って、最前線で闘っている方々へ、子どもたちからのメッセージを届けました。

次に、10節需用費につきましては、下から2番目の施設修繕費ですが、大山団地の公園ベンチ及び水飲み場の修繕を行いました。

続きまして、12節委託料では、一番下段のホームページリニューアル業務委託としまして155万1,000円支出しました。昨年10月から村のホームページをリニューアルしまして、スマートフォンでも対応できるように改修をいたしました。

次のページをお願いいたします。

次に、14節工事請負費ですが、一番下の公衆無線LAN敷設工事費で420万2,000円を支出しました。こちらは、避難所等の通信環境整備やウェブ会議等に対応するため、臨時交付金を活用して整備したものでございます。

不用額の主なものにつきましては、18節負担金、補助及び交付金の地方バス路線対策事業補助金が当初見込みよりも減額となったものでございます。こちらは、新型コロナウイルス対応の事業者向けの事業所へ支援金が追加交付されたことにより、市町村から交付される補助金が減額となったものです。前年度よりも約400万円ほど減額となっております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 続きまして、7目支所及び出張所費、予算現額4,128万2,000円、支出済額4,086万5,875円、不用額41万6,125円。

次のページをご覧ください。

不用額の主な理由としましては、電気代が見込額より下回ったためと、なお、施設修繕、車輛修繕費がなかったためであります。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

主な支出でございますが、次のページをご覧ください。

14節工事請負費の支所非常用電源設備整備工事請負費で1,881万円を支出しております。

以上であります。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 8目交通安全対策費、予算現額277万4,000円、支出済額270万2,950円、不用額7万1,050円。おおむね予算どおりの執行でございます。

次に、主な支出でございますが、14節工事請負費のカーブミラー設置工事を7か所、大里中部、太多郎、児渡地区に各1か所、小川、大里南部地区に各2か所設置しております。

また、18節負担金、補助及び交付金におきましては、サポカー購入補助金31件で115万5,000円を支出しております。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕



○企画政策課長（熊田典子君） 9目地方創生費、予算現額1,098万9,000円、支出済額1,095万2,432円、不用額3万6,568円。

主な支出としましては、次のページをお願いいたします。

12節委託料で、移住定住促進事業委託ですが、主に空き家バンクの管理運営等を行ってまわっております。昨年は、コロナの影響で地方移住への関心が高まったことにより、相談件数などの増加に伴い、窓口の確立を行いました。また、コロナ禍の中で、可能な限りタブレット等を使いまして、リモートで空き家の案内等も行ったりしました。空き家の移住や空き家に関する相談の延べ件数は227件ありました。

10目ふるさと納税費、予算現額3,127万円、支出済額3,118万4,617円、不用額8万5,383円。こちらは、ふるさと納税事務に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

24節積立金ですが、昨年度のがんばれ天栄応援基金の積立では約2,100万円ほどでございました。予算につきましては、ほぼ予算のとおり執行となっております。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 11目特別定額給付金給付事業費、予算現額5億6,058万7,000円、支出済額5億6,058万3,832円。特別定額給付金の事業に係る経費でございます。

主な支出につきましては、18節の特別定額給付金としまして、村民1人当たり10万円、5,548人に交付いたしました。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 2項徴税費、1目税務総務費、予算現額6,763万2,000円、支出済額6,732万3,924円、不用額30万8,076円。

次のページをお願いいたします。

不用額の理由としましては、22節償還金利息及び割引料につきまして、年度末に確定する法人村民税などの過年度還付金が見込みより少なかったものであります。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目賦課徴収費、予算現額654万2,000円、支出済額630万9,522円、不用額23万2,478円でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであり、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 76ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、予算現額3,444万2,000円、支出済額3,409万6,405円、不用額34万5,595円。こちらは主に窓口業務に係る経費でございます。

不用額につきましては、79ページの18節負担金、補助及び交付金のうち、個人番号カード

関連事務負担金におきまして、マイナンバーカードの発行事務に要する負担金が予定より少なかったことが主な要因でございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費、予算現額42万9,000円、支出済額42万4,614円、不用額4,386円。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、予算現額2万7,000円、支出済額2万6,400円、不用額600円。

2目総務統計費、予算現額301万3,000円、支出済額301万528円、不用額2,472円。昨年度は5年に1度の国勢調査の統計がございました。1節の調査員報酬を含め、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次のページをお願いいたします。

3目商工統計費、予算現額2万5,000円、支出済額2万3,215円、不用額1,785円。こちらは毎年6月1日基準日で行う工業統計の経費でございます。ほぼ予算どおりの執行であります。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 6項監査委員費、1目監査委員費、予算現額51万5,000円、支出済額51万4,776円、不用額224円。予算どおりの執行でございます。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算現額1億1,770万6,000円、支出済額1億1,653万4,889円、繰越明許費20万円、不用額97万1,111円。こちらは福祉業務全般に要する経費でございます。

まず、繰越明許費でございますが、新生児臨時給付金の給付に関しまして、令和3年度に繰り越したものでございます。

不用額につきましては、まず3節職員手当等におきまして、時間外勤務手当が見込みを下回ったため、また、次に83ページのほうをお願いしたいんですが、18節負担金、補助及び交付金のうち新生児臨時給付金、これは昨年度、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施した子育て世帯への経済支援のために実施したものでございますが、その支給者が予定より少なかったことが主な要因でございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、2目老人福祉費、予算現額1億5,254万5,000円、支出済額1億5,241万2,570円、不用額13万2,430円。こちらは主に高齢者福祉に要する経費でございます。不用額につ

きましては、各節に積み上げによるものでございまして、各節ともほぼ予算どおりの執行で  
ございます。

86ページをお願いいたします。

3目老人福祉施設費、予算現額535万円、支出済額505万4,484円、不用額29万5,516円。こ  
ちらは主に老人福祉センターと高齢者コミュニティセンターの維持管理に要する経費でござ  
います。

不用額につきましては、まず、10節需用費において、灯油代及び電気料が見込みより少な  
かったため、また、12節委託料におきましては、高齢者コミュニティセンターの施設管理業  
務委託において、管理日数が予定より少なかったことが主な要因でございまして、そのほかに  
関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございまして。

4目福祉医療費、予算現額7,994万2,000円、支出済額7,993万9,906円、不用額2,094円。  
こちらは後期高齢者医療に係る費用でございまして、おおむね予算どおりの執行でございま  
す。

88ページをお願いいたします。

5目障害対策費、予算現額1億3,112万円、支出済額1億2,859万8,594円、不用額252万  
1,406円。こちらは障害のお持ちの方々への対策に要する経費でございまして。

不用額につきましては、12節委託料において、障害福祉システム改修委託料にて請差が生  
じたこと、また、19節扶助費の各事業におきまして見込みを下回ったことが主な要因でござ  
います。

続きまして、6目放射能対策費、予算現額404万5,000円、支出済額404万2,296円、不用額  
2,704円。こちらは職員の安全管理のため放射能の簡易分析装置を設置し、その運用に要す  
る経費でございまして。予算どおりの執行でございまして。

続きまして、90ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、予算現額5,045万2,000円、支出済額4,675万9,508  
円、不用額369万2,492円。こちらは主に子育てを支援するために要する経費でございまして。

不用額につきましては、93ページの18節負担金、補助及び交付金の中の施設型給付費、こ  
ちらは村内に住所を有する就学前の児童が入所している村外の認定こども園や保育所に対し  
て、その施設料に対して支給する給付費でございまして、見込みを下回ったこと、また、19  
節扶助費におきまして、こども医療費の支給で見込みを下回ったことが主な要因でございま  
す。

続きまして、2目児童措置費、予算現額7,013万4,000円、支出済額7,012万6,298円、不用  
額7,702円。こちらは児童手当の支給に関する経費でございまして。予算どおりの執行でござ  
います。

94ページをお願いいたします。

3目保育所施設費、予算現額6,466万円、支出済額6,448万9,315円、不用額17万685円。こちらは天栄保育所に要する経費でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるもので、ほぼ予算どおりの執行でございます。

96ページをお願いいたします。

4目放射能対策費、予算現額40万7,000円、支出済額40万1,072円、不用額5,928円。こちらは天栄保育所の子どもたちの食の安全を確保するための放射能測定に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、5目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、予算現額722万4,000円、支出済額717万2,922円、不用額5万1,078円。

こちらは昨年コロナ禍で子育て世帯に対し生活の支援を行う観点から、その対象者に対しまして、子育て世帯臨時特別給付金を支給する事業に要する経費でございます。具体的には、令和2年4月分の児童手当の支給を受けている者で、令和2年3月31日時点で天栄村に住所のあった方が対象として、対象児童1人当たり1万円を支給したものでございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、98ページをお願いいたします。

3項国民年金費、1目国民年金費、予算現額597万9,000円、支出済額590万4,661円、不用額7万4,339円。こちらは国民年金事務に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、4項災害救助費、1目災害救助費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。昨年度は支出はございませんでした。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算現額5,087万9,000円、支出済額5,062万645円、不用額25万8,355円。こちらは主に保健事業や自殺対策事業に要する経費でございます。

不用額につきましては、3節職員手当等の中の時間外勤務手当が見込みより下回ったことが主な要因でございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、102ページをお願いいたします。

2目予防費、予算現額5,398万3,000円、支出済額3,878万9,027円、繰越明許費1,424万円、不用額95万3,973円です。

まず、繰越明許費に関しましては、コロナ対策費として1,424万円を令和3年度に繰り越したものでございます。内容でございますが、こちらは主に母子の保健や各種予防接種に要する経費でございます。

不用額につきましては、まず、12節委託料におきまして、母子保健事業委託料がございま

すが、各健診とも受診者が見込みより少なかったこと、また、次のページ、18節でございますが、18節負担金、補助及び交付金の中の予防接種交付金において、接種者数が予定より少なかったこと及び19節扶助費の中で、養育医療費の支給がなかったことが主な要因でございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、3目環境衛生費、予算現額5,937万円、支出済額5,881万5,186円、不用額55万4,814円。こちらは主に村内の環境保全や狂犬病対策等に要する経費でございます。

不用額につきましては、27節繰出金の中の国保（事業勘定）特別会計繰出金におきまして、特別会計中の一般管理費分が見込みを下回ったことにより繰出金が減となったことが主な要因でございます。

続きまして、106ページをお願いいたします。

4目健康増進事業費、予算現額981万6,000円、支出済額961万5,890円、不用額20万110円。こちらは主に住民の健康を守るための各種健診等に要する経費でございます。

不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金の人間ドック費用助成交付金におきまして、予定人数より少なかったことが不用の主な要因でございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、5目保健センター施設費、予算現額1,878万円、支出済額1,802万2,979円、不用額75万7,021円。こちらは健康保健センターの維持管理に要する経費でございます。

不用額につきましては、10節需用費におきまして、灯油代が見込みより少なかったこと、また、12節委託料の中の施設管理業務委託料が見込みより少なかったことが主な要因でございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、108ページをお願いいたします。

6目墓地公園施設費、予算現額131万4,000円、支出済額128万3,291円、不用額3万709円。こちらは墓地公園の施設管理に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

○議長（服部 晃君） ただいま議案説明の途中でありますが、昼食のため、午後1時30分まで休みます。

（午前11時47分）

---

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後1時30分）

---

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 108ページをお願いいたします。

7目放射能対策費、予算現額1億4,513万8,000円、支出済額1億1,924万3,922円、繰越明許費2,400万円、不用額189万4,078円。

繰越明許費につきましては、丸山地区仮置場原形回復工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、不用額の主な理由といたしましては、14節工事請負費におきまして、仮置場原状回復工事の請差によるもの、18節負担金、補助及び交付金につきまして、公立岩瀬病院内部被ばく検査負担金が見込みを下回ったものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、12節委託料におきまして、除染事業進捗管理委託及び除染土壌等仮置場管理委託として、除染土壌等の仮置場の管理を行うとともに、翌年度に実施予定の仮置場原状回復工事に伴う測量設計業務を小川地区、上松本地区、土橋地区の3地区について行いました。

14節工事請負費では、安養寺地区、南沢地区、太多郎地区の除染土壌等仮置場の原状回復工事をいたしました。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 110ページをお願いいたします。

2項清掃費、1目ごみ処理費、予算現額9,990万4,000円、支出済額7,568万4,406円、繰越明許費2,324万9,000円、不用額97万594円。こちらは村内の一般廃棄物等に関する経費でございます。

まず、繰越明許費でございますが、2月に発生しました地震によります災害廃棄物の処理に関しまして、次年度、令和3年度に繰り越したものでございます。

また、不用額におきましては、18節負担金、補助及び交付金の須賀川地方保健環境組合負担金におきまして、負担額に変更が生じたことが主な要因でございます。その他に関しましては、予算どおりの執行でございます。

続きまして、112ページをお願いいたします。

2目し尿処理費、予算現額1,588万円、支出済額1,588万円、不用額ゼロでございます。こちらは村内のし尿処理に要する経費でございますが、予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、予算現額51万9,000円、支出済額49万8,300円、不用額2万700円。

こちらは合併処理浄化槽の普及整備に係る費用といたしまして、18節負担金、補助及び交付金において1件の補助金を支出、22節償還金利子及び割引料においては、合併浄化槽整備における国庫補助金の精算により27万8,000円を支出いたしました。おおむね予算どおりの

執行でございます。

続きまして、3項上水道費、1目上水道施設費、予算現額1,959万2,000円、支出済額1,959万2,000円、不用額ゼロ。水道事業会計への繰出金でございます、予算どおりの執行でございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算現額9,000円、支出済額9,000円。予算どおりの執行でございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算現額1,356万6,000円、支出済額1,335万1,724円、不用額21万4,276円。こちらについては、農業委員会の運営経費でございます。

不用額については、1節報酬において、農業委員それから最適化推進委員の活動日数が当初計画よりも減少したため、能率給が減少、減額となりました。それ以外は、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお開きください。

2目農業総務費、予算現額4,847万8,000円、支出済額4,837万3,263円、不用額10万4,737円。こちらにつきましては、生産組合長の報酬及び職員の人件費等でございます。不用額につきましては、人件費の各種手当等の積み上げによる不用でございます。それ以外につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページお開きください。

3目農業振興費、予算現額3億7,811万1,000円、支出済額3億7,738万2,350円、不用額72万8,650円。

不用額の主なものについてですが、121ページをお開きください。

こちらの一番上のところなんです、18節の地産地消の拡大応援補助金、こちらをコロナ禍における農業者、農家支援のために実施いたしましたが、申請件数が見込みより少なかったこと等によることが主な不用の原因でございます。

すみません、117ページにお戻りください。

1節、こちら報酬については、営農指導員1名の報酬でございます。

それから、10節需用費、施設修繕費、こちらにつきましては、オートキャンプ場の中継ポンプの交換や、コテージ内の設備の修繕、それから農業促進ハウスの冷水交換ポンプの修繕等に要した経費でございます。

12節委託料、こちらにおいては、次のページをお開きください。こちらは農業促進ハウス及び羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理料でございます。

続きまして、14節工事請負費におきましては、ふるさと公園の造成工事、第2期工事を実

施しております。こちらにつきましては、9,680万円の支出でございました。また、次に、道の駅「季の里天栄」の自動手洗い水栓工事請負費につきましては、コロナウイルス対策として、道の駅のトイレ等の手洗い場を自動手洗いに更新しております。

続きまして、18節、下から5番目になります。新規農産物の栽培実証事業補助金については、マカの栽培に係る施設の整備補助及び資材費の補助でございます。そこから2つ下に下がります。産地パワーアップ事業負担金につきましては、きゅうりん館の整備及びJA野菜協議会エコ園芸部会に対するキュウリのハウスの導入に係る負担金でございます。また、その下の産地生産基盤パワーアップ事業補助金につきましては、村内の花卉栽培事業者に対する生産施設の設置補助でございます。次のページをご覧ください。先ほど申し上げました地産地消拡大応援補助金につきましては、コロナ禍で消費が落ち込んでいる村内生産者の地産地消を促進するため、村内で生産されました農産物を村内の飲食、それから宿泊事業者が購入した場合、購入額の10%を補助したものでございます。延べ28件、49万8,000円の支出をしております。

それから、21節補償、補填及び賠償金につきましては、ふるさと公園造成事業に係る支障電柱の移設補償料及び村振興公社事務所の移設に係る負担金でございます。

22節償還金利子及び割引料につきましては、多面的機能支払交付金に係る協定の用地の面積変更等による4地区分の精算返納金が192万1,393円発生しております。

続きまして、4目畜産業費、予算現額44万5,000円、支出済額32万4,600円、不用額12万400円。不用額につきましては、畜産振興組合補助金のうち子牛の購入、導入の費用に係る補助が見込みを2件下回り不用になったものでございます。それ以外につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 5目農業施設費、予算現額1億8,917万2,000円、支出済額1億5,585万8,340円、繰越明許費2,841万7,000円、不用額489万6,660円。

繰越明許費につきましては、農業水利施設保全合理化学業において、鈴ヶ崎堰、飯白堰及び用水路の機能診断、評価を行い、機能保全計画の策定を行う業務委託事業並びに農村地域防災減災事業における飯豊地区北小屋ため池耐震性調査業務委託を翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、不用額の主なものにつきましては、14節工事請負費におきまして、維持工事などにおける請差や見込みを下回ったことによるもの、15節原材料費におきましても、原材料の購入が見込みを下回ったことによるもの、18節負担金、補助及び交付金につきましては、各行政区からの協働の里づくり交付金事業の申請が見込みを下回ったものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。



また、主な事業といたしましては、14節工事請負費におきまして、村単独事業による農道整備事業や用排水路整備事業の工事を行い、農道や用排水路の維持のため適切な管理に努めました。

18節負担金、補助及び交付金では、行政区が主体となり区内の整備等を実施する行政区協働の里づくり交付金事業において、10行政区への交付をいたしました。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、6目水利施設管理費、予算現額2,398万4,000円、支出済額2,387万2,598円、不用額11万1,402円。不用額につきましては、人件費及び光熱水費の積み上げによるものでございます。

こちらにつきましては、龍生ダムの維持管理費でございます。次のページお開きください。12節委託料においては、ダムの電気工作物の保守に係る費用を支出しております。

また、18節負担金、補助及び交付金においては、県営で実施しております防災ダム事業の村負担金1,060万円を支出しております。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 7目国土調査費、予算現額4,466万3,000円、支出済額4,454万1,053円、不用額12万1,947円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであります。おおむね予算どおりの執行でございます。

国土調査事業につきましては、牧本第26地区の測量調査及び本閲覧を行い、牧本第27地区につきましては、長狭物や各土地の一筆地調査を実施いたしました。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、8目水田農業構造改革対策費、予算現額864万5,000円、支出済額864万5,000円。

こちらにつきましては、水田利活用推進助成金として、飼料用米64.2ヘクタールに対して634万5,000円の支出をいたしております。また、経営所得安定対策等推進交付金230万円につきましては、地域農業再生協議会への運営補助の支出でございます。予算どおりの執行でございます。

続きまして、9目地域農政特別対策推進活動費、予算現額1,960万7,000円、支出済額1,960万6,295円、不用額705円。

次のページをお開きください。

18節、農業次世代人材投資事業補助金につきましては、新規認定就農者8名に対する補助金1,125万円の支出でございます。それから農業経営規模拡大支援事業につきましては、農地の集積を図った担い手7経営体に対する機械の購入補助559万3,000円の支出をしております。また、担い手づくり総合支援事業補助金については、担い手1経営体に対する農業機械

の購入の補助、こちら265万3,000円をそれぞれ補助しております。おおむね予算どおりの執行でございます。

続きまして、10目開発センター費、予算現額352万5,000円、支出済額348万7,142円、不用額3万7,858円。

こちらにつきましては、10節需用費の中の施設修繕費につきましては、玄関自動ドアの修繕、それから14節工事請負費においては、コロナの感染防止の観点から、トイレ等の手洗いを自動手洗いに更新しております。おおむね予算どおりの執行でございます。

続きまして、11目羽鳥湖高原交流促進センター費、予算現額1,001万5,000円、支出済額988万3,139円、不用額13万1,861円。こちらは羽鳥の交流促進センターに係る経費でございます。

不用額につきましては、電気料、ガス代、光熱水費等の不用額の積み上げになっているものでございます。

10節需用費で修繕、施設修繕費として屋根の雨漏り、それから非常灯の修繕に123万7,500円。次のページをお開きください。12節委託料におきましては、多目的広場の芝生の管理委託費79万9,700円、それから14節工事請負費につきましては、新型コロナウイルス対策として、自動手洗い器への更新工事に88万円、それから17節備品購入費においては、除雪機を198万円で購入しております。

続きまして、12目放射能対策費、予算現額68万2,000円、支出済額68万2,000円。11節役務費においては、放射能の測定器4台の校正を実施いたしました。予算どおりの執行でございます。

続きまして、2項林業費、1目林業総務費、予算現額2億2,993万7,000円、支出済額1億5,419万8,270円、繰越明許費繰越額7,548万円。こちらにつきましては、森林再生事業に係る次年度の繰越しでございます。不用額については25万8,730円。

こちらについての主な理由でございますが、次のページをお開きください。

こちらの18節の一番下なのですが、ワイヤーメッシュの設置補助というのをやっておりました。こちらにおきましては、執行が年度末であったため、執行残が精査に至りませんでした。

129ページにお戻りください。

12節委託料においては、湯本スキー場の指定管理料900万円。それからふくしま森林再生の大里字八石ほかの年度別実施計画作成業務委託料が2,700万9,400円。それから同意取得業務として844万5,800円。次のページをお開きください。続きまして、森林整備業務の委託料として、上松本字愛宕山約13ヘクタール、それから牧之内字東矢中入地区の約8ヘクタール、大里字八石地区の1ヘクタールの森林整備を実施いたしました。金額については8,215万700

円となっております。また、その下、有害鳥獣の生態調査としては、村内3地区で2月から3月にかけて、夜間ドローンを使用したイノシシや鹿の生態調査を延べ6回行ったところがございます。

それから、18節負担金、補助及び交付金においては、電気柵購入補助を72件、296万2,200円を交付しております。また、イノシシ捕獲管理事業として、イノシシ112頭に対し253万円、また、有害鳥獣防止緊急捕獲等対策補助金として、イノシシ322頭、ツキノワグマ33頭、鹿48頭、ハクビシン34匹に対し809万3,000円の補助金を交付しております。また、新規狩猟者育成事業補助金として、2名の新規狩猟者の猟銃所持に係る費用の一部10万1,300円を補助いたしました。また、ワイヤーメッシュの設置補助として、中郷区をモデル地区にしました有害鳥獣よけのワイヤーメッシュフェンスの設置補助金として27万7,350円を補助しております。

24節積立金につきましては、森林環境譲与税の基金への積立てでございます。596万8,280円を積み立てております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 2目林業振興費、予算現額2,427万2,000円、支出済額1,949万6,100円、不用額477万5,900円。

不用額の主な理由といたしましては、前年度から繰り越しました二俣地区の補助治山事業において、12節委託料と14節工事請負費に不用額が生じたもの、また、維持工事などにおける請差によるものがございます。

また、主な事業といたしましては、小規模治山事業として、12節委託料において中郷地区の測量設計業務委託、14節工事請負費では、中郷地区、飯豊地区ののり面工事を行い、治山、林道の適切な維持管理に努めたところでございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、3項水産業費、1目水産業総務費、予算現額7万7,000円、支出済額7万7,000円。予算どおりの執行でございます。次のページをお開きください。こちらにつきましては、南会東部漁協組合に対する活動補助金の支出でございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算現額7,000円、支出済額5,465円、不用額1,535円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目商工業振興費、予算現額6,991万5,000円、支出済額3,857万2,767円、繰越明許費繰越額3,120万9,000円。こちらは事業者に対するコロナの支援金の募集が年度末になったことによる繰越しでございます。不用額13万3,233円。

こちらにつきましては、まず、10節需用費及び11節役務費におきましては、新型コロナウイルス対策学生生活応援の事業として、村内出身の学生等に対して、米等の村特産品を26件

送付いたしました。

それから、12節委託料においては、ECサイト作成業務委託料として、インターネットによる通販サイト作成を行いました。

それから、18節負担金、補助及び交付金においては、従来の村商工会の活動補助、それから各種利子補給事業に加えて、新型コロナ対策として、まず、上から6番目、新型コロナウイルス感染症対策支援金といたしまして、こちらが1,400万円の支出、これはコロナ禍前から売上げが一定以上減少した140事業者に対して、定額の支援金の支給を行ったものでございます。続きまして、各種支援の相談窓口を商工会に設けた相談窓口支援事業として135万円の支出。続きまして、20%のプレミアムつき商品券の発行事業補助金として480万円の支出。それから次に、事業者が申請する雇用調整助成金の申請補助金として、7事業者に49万5,800円の支出。それから宿泊事業者支援として、1泊当たりの宿泊費等の一部を補助する泊まってエールキャンペーン補助金に710万円の支出。また、次に、感染症対策に取り組む事業者等に備品等の補助を行う備品等購入補助金として、48事業者に368万5,600円の補助などを行っております。不用額につきましては、各種補助事業の積み上げでございます。

次のページをお開きください。

3目観光費、予算現額578万3,000円、支出済額571万4,393円、不用額6万8,607円。

まず、14節工事請負費においては、御鍋遊歩道の木柵道の補修工事を行い、37万2,900円を支出いたしました。

それから、18節負担金、補助及び交付金におきましては、村観光協会への運営費補助金100万円、それから関東天栄ふるさと会運営補助金として23万1,000円を支出いたしております。

次のページをお開きください。

4目地域開発費、予算現額850万1,000円、支出済額832万7,766円、不用額17万3,234円。こちらについては、地域おこし協力隊の活動等費用に当たるものなのですが、不用額につきましては、主にこちらの協力隊の住居に係る光熱水費等の不用額による積み上げによるものです。

1節報酬におきましては、有害鳥獣に従事している地域おこし協力隊2名の報酬412万4,100円を支出しております。

それから、10節需用費、11節役務費については、地域おこし協力隊に係る活動費の計上でございます。

12節委託料におきましては、古民家の指定管理委託料10万円を支出しております。こちらについては、当初予算において50万円で計上しておりましたが、コロナ禍におきまして利用数が激減し、それに伴う経費等も減少したためというようなことで、指定管理事業者と協議

の上、10万円に減額して支出したところでございます。

次のページをご覧ください。

5目緊急雇用創出費、予算現額435万2,000円、支出済額435万2,000円。予算どおりの執行でございます。こちらは緊急雇用として観光産業振興促進事業の委託料として、夢学校において1名を雇用していただき、事業を推進いたしました。

続きまして、6目放射能対策費、予算現額190万円、支出済額190万円。予算どおりの執行でございます。

こちらは観光協会が行うサポーター事業補助金として150万円を支出しております。この事業は、村サポーターとなっていたいただいた会員延べ553組に村特産品を発送しております。また、滞在型誘客促進補助金につきましては40万円を支出しており、16団体、延べ257名の7泊の宿泊の実績でございました。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、予算現額973万円、支出済額963万5,087円、不用額9万4,913円。こちらは各期成同盟会及び協議会、職員の人件費等に要する経費でございまして、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、予算現額1億1,334万4,000円、支出済額1億378万9,482円、不用額955万4,518円。

不用額の主な理由につきましては、暖冬により降雪が少なかったことにより、10節需用費における車輛修繕費、12節委託料における除雪委託料、15節原材料費における凍結防止剤が見込みより下回ったものでございます。

14節工事請負費におきましては、維持工事などにおける請差や見込みを下回ったことにより不用額が生じたものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、除雪事業、舗装打ち換え工事や側溝敷設替え工事、道路区画線工事を行い、交通安全施設や生活関連道路の整備に努めたところでございます。

2目道路新設改良費、予算現額2億252万8,000円、支出済額1億4,112万1,094円、繰越明許費5,689万7,000円、不用額450万9,906円。

繰越明許費につきましては、黒沢2号橋橋梁補修工事並びに児渡滝田線道路改良工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、不用額の主なものといたしましては、3節職員手当等が見込みより少なかったこと、14節工事請負費において、前年度から繰り越した社会資本整備総合交付金事業における中小川橋、母子沢橋、布引4号橋の橋梁補修工事に不用額が生じたもの、舗装打ち換え工事、道

路改良工事などにおける請差のものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

主な事業といたしましては、12節委託料におきまして、橋梁長寿命化計画に基づき、年次計画で実施しております橋梁詳細点検を38か所行いました。

14節工事請負費では、橋梁補修工事、舗装打ち換え補修工事、落石防護網設置工事などを行い、主要村道の整備に努めたところでございます。

3項河川費、1目河川費、予算現額1,258万3,000円、支出済額1,157万75円、不用額101万2,925円。

不用額の主な理由といたしましては、14節工事請負費における請差によるものでございます。

また、主な事業といたしましては、河川の除草工事や緊急浚渫推進事業における測量設計業務委託及び河川浚渫工事を、後藤川と第二竜田川において実施いたしまして、河川の浄化に努めたところでございます。

4項住宅費、1目住宅管理費、予算現額941万9,000円、支出済額940万5,851円、不用額1万3,149円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な事業といたしましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、新生活・住まいづくり応援助成金へ7件助成金を交付しております。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 9款消防費、1項消防費、次のページをお願いいたします。

1目常備消防費、予算現額1億3,158万1,000円、支出済額1億3,158万1,000円、不用額ゼロ。須賀川地方広域消防組合分担金でございます。

2目非常備消防費、予算現額4,626万4,000円、支出済額3,914万5,011円、翌年度繰越額702万円、不用額9万8,989円。主に消防等に要する費用でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、防災備蓄倉庫改修工事に係るものでございます。

なお、主な支出につきましては、10節需用費の災害備蓄用資材としまして、新型コロナウイルス感染症対策に要する主にマスク、消毒液などの購入でございます。

次のページをお願いいたします。

14節工事請負費におきましては、防災備蓄倉庫改修工事としまして、屋外作業ヤードの整備を行っております。

また、18節の備品購入では、災害備蓄用資材としまして、スポットクーラーやサーマルカメラ、避難所用の区画を仕切りますワンタッチテントなどの購入を行いました。

3目消防施設費、予算現額1,156万3,000円、支出済額1,151万9,200円、不用額4万3,800

円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出でございますが、17節の消防ポンプ自動車につきましては、今坂地区の小型動力ポンプ付積載車を更新したものでございます。

また、18節の水道事業会計負担金につきましては、太多郎地区2か所、西郷地区、小川地区、上松本地区の各1か所、計5か所の消火栓更新の負担金でございます。

4目水防費、予算現額6,000円、支出済額1,300円、不用額4,700円。

5目防災行政無線管理費、予算現額788万5,000円、支出済額775万9,167円、不用額12万5,833円。不用額につきましては、各節の積み上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございます。主な支出でございますが、次のページ、14節の戸別受信機設置工事として、7か所実施しております。

6目災害対策費、予算現額1,713万8,000円、支出済額1,710万5,000円、不用額3万3,000円。こちらにつきましては、令和2年度の繰越事業により、避難所空調設備整備事業としまして、18地区の避難所となる集会所へのエアコン設置を行いました。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 続きまして、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算現額110万1,000円、支出済額94万3,026円、不用額15万7,974円。不用額につきましては、9節交際費を事業中止等により使用しなかったものでございます。

2目事務局費、予算現額2億342万6,000円、支出済額1億6,658万6,118円、繰越明許費3,151万5,000円、不用額532万4,882円。

1節報酬におきましての不用額は、結核対策委員会が中止となったことにより、医師報酬の支払いがなかったことによるものでございます。支出につきましては、ソーシャルワーカーを活用し、子どもや保護者への支援などを行いました。

次のページをお願いいたします。

7節報償費におきましては、天栄村立小中学校統合委員会を開催し、校舎等の整備や教育環境についての意見を取りまとめました。

10節需用費の消耗器材につきましては、コロナウイルス感染症対策として、補助金により各学校へ消毒用アルコールやマスクなどを購入いたしました。

次のページをお願いいたします。

12節委託料におきましては、下から2番目に記載の学習支援事業業務委託として、コロナ禍の中で学習面に不安を抱える中学3年生へ、民間塾から講師を派遣して補充学習を行いました。学校図書システム導入につきましては、広戸、牧本、大里小学校へ導入し、読書教育の充実に努めました。

次のページをお願いいたします。

14節工事請負費の不用額につきましては、公立学校情報通信ネットワーク環境整備工事におきまして、GIGAスクール構想に伴う各学校への校内ネットワークの整備工事による請負差額によるものでございます。

17節備品購入費の施設管理用器具につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、補助金により各学校へ空気清浄機やサーマルカメラ等を購入いたしました。繰越明許費につきましては、GIGAスクール構想による児童・生徒1人1台のタブレット端末の購入費を翌年度に繰り越したものであります。

続きまして、3目放射能対策費、予算現額25万8,000円、支出済額25万7,808円、不用額192円。こちらにつきましては、学校給食の食材モニタリングに係る経費でございます。各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、予算現額1億2,082万4,000円、支出済額6,733万3,218円、繰越明許費5,200万円、不用額149万782円。

主な不用額につきましては、1節報酬におきまして、次のページになりますが、会計年度任用職員の勤務日数が確定したことによる各職員の積み上げにより不用となったものでございます。

さらに、次のページをお願いいたします。

14節工事請負費の不用額につきましては、トイレの洋式化を図った工事の請負差額により不用となったものでございます。繰越明許費につきましては、広戸小学校及び大里小学校の空調機器改修工事を翌年度に繰り越したものでございます。

そのほか、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

2目教育振興費、予算現額2,344万円、支出済額2,332万2,388円、不用額11万7,612円。次のページをお願いいたします。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。17節備品購入費におきましては、教科書の採択替えがあったため、教師用教科書の購入費の教材備品であります。そのほかほぼ予算どおりの執行でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、予算現額2,448万6,000円、支出済額2,431万1,787円、不用額17万4,213円。次のページをお願いいたします。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。14節工事請負費におきましては、各中学校への網戸の設置を実施いたしました。そのほかほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2目教育振興費、予算現額933万7,000円、支出済額919万4,006円、不用額14万2,994円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであります。17節備品購入費におきましては、吹奏楽の管楽器を更新いたしました。そのほかほぼ予算どおりの執行でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額9,662万7,000円、支出済額9,585万6,133円、不用



額77万867円。

不用額につきましては、1節報酬及び3節職員手当等におきまして、それぞれの積み上げによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

12節委託料におきましては、さらに次のページ、170ページになりますが、天栄幼稚園児の通園の利便性と安全確保を図るため、通園バスを引き続き運行しております。

そのほか、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算現額3,844万6,000円、支出済額3,834万403円、不用額10万5,597円。こちらにつきましては、放課後子ども教室及び地域学校協働活動事業などによる支出でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであり、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2目生涯学習費、予算現額170万5,000円、支出済額169万6,353円、不用額8,647円。こちらにつきましては、各種講座を開催する経費及び文化祭による支出でございます。各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 3目湯本公民館費、こちらの経費は、文化祭、各種講座、公民館運営に関する経費でございます。予算現額85万6,000円、支出済額78万8,229円、不用額6万7,771円。不用額につきましては、主にガソリン代の残でありまして、節の積み上げでございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 続きまして、4目文化財保護費、予算現額65万2,000円、支出済額64万3,944円、不用額8,056円でございます。こちらは文化財保護に要する経費でございますが、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

5目伝統文化施設費、予算現額502万7,000円、支出済額501万9,738円、不用額7,262円。こちらはふるさと文化伝承館に要する経費でございます。こちらも、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

6目生涯学習センター費、予算現額1,056万6,000円、支出済額1,047万2,509円、不用額9万3,491円。こちらは生涯学習センターの管理運営に要する経費でございますが、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算現額316万3,000円、支出済額310万5,041円、

不用額 5 万 7,959 円。こちらは体育協会補助など各種体育事業に要する経費でございます。令和 2 年度の羽鳥湖畔マラソン大会は中止といたしました。各節ともおおむね予算どおりの執行でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 続きまして、2 目湯本保健体育費、こちらの経費は運動会、バレー大会、体育館の施設管理に要する経費でございますが、昨年度はコロナの影響で、運動会、バレー大会は中止となりましたので、体育館の施設管理に要する経費となっております。予算現額 75 万 5,000 円、支出済額 72 万 6,350 円、不用額 2 万 8,650 円。残金につきましては、節の積み上げでございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 182 ページをお開きください。

3 目学校給食センター費、予算現額 5,024 万 7,000 円、支出済額 4,997 万 6,687 円、不用額 27 万 313 円。令和 2 年度より、新たな給食センターの運用が始まり、そちらの管理運営に要した経費でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

12 節委託料及び 14 節工事請負費におきましては、以前の給食センターの解体に関する支出をいたしました。そのほかは各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

4 目天栄体育施設費、予算現額 6,140 万 8,000 円、支出済額 1,433 万 3,719 円、繰越明許費 4,700 万円、不用額 7 万 4,281 円。こちらは運動広場や体育館などの体育施設の維持管理に要する経費でございます。

12 節委託料におきましては、屋内スポーツ運動場の空調機器の設置及びトイレ設置に関わる設計を行いました。

次のページをお願いいたします。

14 節工事請負費の繰越明許費につきましては、屋内スポーツ運動場の空調機器設置及びトイレ設置に関わる工事を翌年度に繰り越したものでございます。

17 節備品購入費におきましては、スポーツトラクターの更新を行いました。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農業施設災害復旧費、予算現額 1 億 2,629 万 7,000 円、支出済額 1 億 700 万 1,400 円、繰越明許費 700 万円、不用額 1,229 万 5,600 円。繰越明許費につきましては、2 月の福島県沖地震で被災した大里地区深沢池のり面補修工事ほか農地等災害復旧事業を翌年度へ繰り越したものでございます。事業といたしましては、前年度からの台風 19 号災の繰越事業として、農地等災害復旧工事を

20件、単独災害復旧工事を25件行いました。不用額につきましては、前年度からの繰越事業における繰越し残でございます。

2目林業施設災害復旧費、予算現額1,500万円、支出済額1,265万2,200円、不用額234万7,800円。こちらも前年度からの繰越事業でありまして、台風19号災における林道施設災害復旧工事を3件行いました。不用額につきましては、前年度からの繰越事業における繰越し残でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、予算現額7,850万1,000円、支出済額5,072万1,500円、繰越明許費2,350万円、不用額427万9,500円。繰越明許費につきましては、2月の福島県沖地震で被災した村道沖内・久来石線ほか災害復旧工事を翌年度へ繰り越したものでございます。こちらも前年度からの繰越事業でありまして、台風19号災における公共土木施設災害復旧工事を8件、単独災害復旧工事を8件行いました。不用額につきましては、前年度からの繰越事業における繰越し残でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、予算現額178万3,000円、支出済額ゼロ、繰越明許費178万2,000円、不用額1,000円。14節工事請負費の繰越明許費でございますが、こちらも2月の地震により被害を受けた天栄中学校及び幼稚園の復旧費を翌年度に繰り越したものであります。

続いて、2目社会教育施設災害復旧費、予算現額486万1,000円、支出済額ゼロ、繰越明許費486万円、不用額1,000円。次のページにあります14節工事請負費の繰越明許費でございますが、こちらも2月の地震により被害を受けました生涯学習センター及び天栄村体育館の復旧費を翌年度に繰り越したものであります。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 続きまして、4項その他公共・公用施設災害復旧費、1目公共施設・公用施設災害復旧費、予算現額130万9,000円、支出済額100万1,000円、繰越明許費30万8,000円、不用額ゼロ。こちらにつきましても、2月に発生した地震によって被災した公共施設の復旧に要する経費でございます。

まず、健康保健センター災害復旧工事費にて100万1,000円を支出しました。こちらは健康保健センターの集団検診室の復旧工事に要したものでございます。また、こちらは新型コロナウイルスのワクチン接種の会場として使用予定であったために急を要しましたので、予備費より100万1,000円を流用させていただきまして執行したものでございます。

また、繰越明許費30万8,000円につきましては、同様の地震災害によりまして、消防施設として被災した防火水槽の復旧工事を令和3年度に繰り越したものでございます。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額3億5,494万1,000円、支出済額3億5,494万188円、不用額812円。

2目利子、予算現額2,159万1,000円、支出済額2,158万9,728円、不用額1,272円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

2目建物取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額387万3,000円、支出済額ゼロ円、不用額387万3,000円。

歳出合計58億8,064万4,000円、支出済額53億6,069万2,004円、繰越明許費4億3,246万9,000円、不用額8,748万2,996円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額55億9,025万1,475円、歳出総額53億6,069万2,004円、歳入歳出差引額2億2,955万9,471円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額9,649万3,000円、実質収支額1億3,306万6,471円。

一般会計の説明は以上でございます。

---

### ◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 2時31分）

9 月 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

# 令和3年9月天栄村議会定例会

## 議事日程（第3号）

令和3年9月9日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 5号 令和2年度天栄村一般会計決算認定について  
日程第 2 議案第 6号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について  
日程第 3 議案第 7号 令和2年度牧本財産区特別会計決算認定について  
日程第 4 議案第 8号 令和2年度大里財産区特別会計決算認定について  
日程第 5 議案第 9号 令和2年度湯本財産区特別会計決算認定について  
日程第 6 議案第10号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について  
日程第 7 議案第11号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について  
日程第 8 議案第12号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について  
日程第 9 議案第13号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について  
日程第10 議案第14号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について  
日程第11 議案第15号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について  
日程第12 議案第16号 令和2年度天栄村介護保険特別会計決算認定について  
日程第13 議案第17号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について  
日程第14 議案第18号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について  
日程第15 議案第19号 令和2年度天栄村水道事業会計決算認定について  
日程第16 議案第20号 令和3年度天栄村一般会計補正予算について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君

9番 大須賀 溪 仁 君 10番 服 部 晃 君  
欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	揚 妻 浩 之 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	内 山 晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田 典 子 君	税 務 課 長	塚 目 弘 昭 君
参 事 兼 住 民 福 祉 課 長	小 山 富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤 伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井 幸 治 君	湯 本 支 所 長	星 裕 治 君
教 育 課 長	関 根 文 則 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	北 島 さ つ き	書 記	石 井 大 輔
書 記	森 歩		

---

### ◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。
- 

### ◎議案第5号～議案第19号の説明

- 議長（服部 晃君） 日程第1、議案第5号 令和2年度天栄村一般会計決算認定についてから日程第15、議案第19号 令和2年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで、一括議題となっておりますので、昨日に引き続き議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

- 参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） おはようございます。

200ページをお願いいたします。

議案第6号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算現額1億2,746万3,000円、調定額1億7,795万2,451円、収入済額1億3,170万9,036円、収入未済額4,624万3,415円。収入未済の内訳でございますが、まず、1節の医療給付費分現年課税分と2節の後期高齢者支援金分現年課税分が61世帯分、3節の介護納付金分現年課税分が34世帯分、4節の医療給付費分滞納繰越分が99世帯分、5節の後期高齢者支援金分滞納繰越分が96世帯分、6節の介護納付金分滞納繰越分が72世帯分でございます。

続きまして、2目退職被保険者等国民健康保険税、予算現額6,000円、調定額、収入額ともにゼロ。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、予算現額5万円、調定額、収入済額ともに4万40円です。こちらは、滞納者から徴収いたしました572件分の督促手数料でございます。



3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目災害臨時特例補助金、予算現額11万5,000円、調定額、収入済額ともに68万6,000円。これは、東日本大震災による税の減税分と新型コロナウイルス感染症による税の減税分の補填のための補助金でございます。

202ページをお願いいたします。

2 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、予算現額144万3,000円、調定額、収入済額ともに144万3,000円。こちらは、国民健康保険システムをマイナンバーと連携させるための改修補助金でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、予算現額 4 億9,326万4,000円、調定額、収入済額ともに4 億8,400万9,602円。こちらは、保険給付に対する普通交付金と村の財政状況や事業等に応じた特別交付金の2種類となっております。

続きまして、2 目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、予算現額120万6,000円、調定額、収入済額ともに120万6,175円。こちらは、療養給付費国庫負担金の子ども医療助成分の減額調整に対する福島県の補助金となります。

2 項財政安定化基金交付金、1 目財政安定化基金交付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算現額7,000円、調定額、収入済額ともに1 万771円。こちらは、国保基金の利息分でございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額4,290万7,000円、調定額、収入済額ともに4,152万1,673円。こちらは、一般会計から事務費などの通常経費分、子どもの医療費の国保被保険者分、保険基盤財政安定分として繰入れされております。

続きまして、204ページをお願いいたします。

2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目その他繰越金、予算現額4,575万円、調定額、収入済額ともに4,575万590円。こちらは、前年度の繰越金でございます。

8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、予算現額 2 万円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目退職被保険者等延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 目一般被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 目退職被保険者等加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5 目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに40円。こちらは、高額療養費の基金の利息分でございます。

3 項雑入、1 目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目一般被保険者第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

206ページをお願いいたします。

3目退職被保険者等第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目一般被保険者返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目退職被保険者等返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

6目雑入、予算現額42万2,000円、調定額、収入済額ともに52万2,546円。こちらは、診療報酬等の過誤により336円、出産一時金の過誤により42万210円、また特定健康診査の負担金として10万2,000円の納付がされました。

続きまして、9款市町村債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額7億1,266万6,000円、調定額7億5,314万2,888円、収入済額7億689万9,473円、収入未済額4,624万3,415円。

続いて、208ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額528万9,000円、支出済額499万167円、不用額29万8,833円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目連合会負担金、予算現額98万円、支出済額94万4,450円、不用額3万5,550円。ほぼ予算どおりの執行です。

続きまして、2項徴税费、1目賦課徴収費、予算現額277万2,000円、支出済額276万9,777円、不用額2,223円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3項運営協議会費、210ページをお願いいたします。

1目運営協議会費、予算現額11万4,000円、支出済額3万7,800円、不用額7万6,200円。こちらは、国保運営協議会に要する経費でございます。

続きまして、4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額9万7,000円、支出済額8万3,542円、不用額1万3,458円。こちらは、国保事業の普及に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、予算現額4億57万5,000円、支出済額3億7,987万8,031円、不用額2,069万6,969円。こちらは、一般の国保被保険者が診療を受けた際の一部負担金を除いた医療費でございます。

2目退職被保険者等療養給付費、予算現額30万円、支出済額9,884円、不用額29万116円。こちらは、退職被保険者が診療を受けた際の一部負担金を除いた医療費でございます。

3目一般被保険者療養費、予算現額262万4,000円、支出済額233万8,355円、不用額28万5,645円。こちらは、一般の国保被保険者の柔道整復や補装具の費用から一部負担金を除い

た医療費でございます。

4目退職被保険者等療養費、予算現額4万2,000円、ゼロ、不用額4万2,000円。1目から4目までの不用額につきましては、各医療費等が見込みを下回ったことが主な要因でございます。

続きまして、5目審査支払手数料、予算現額142万円、支出済額134万2,395円、不用額7万7,605円。こちらは、各医療機関の請求を審査していただくための手数料でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、212ページをお願いいたします。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、予算現額5,476万9,000円、支出済額5,117万4,767円、不用額359万4,233円。不用額につきましては、療養費が見込みを下回ったことが主な要因でございます。

2目退職被保険者等高額療養費、予算現額10万円、支出済額ゼロ、不用額10万円。不用額につきましては、該当者がいなかったため、支出がなかったことが要因でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、予算現額2万円、支出済額1万9,541円、不用額459円。予算どおりの執行でございます。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算現額、支出済額、不用額ともにゼロ。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2目退職被保険者等移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。1目、2目ともに、該当者がいなかったため、支出がございませんでした。

続きまして、214ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算現額42万円、支出済額42万円、不用額ゼロ。こちらは、出産費用に対する一時金で、1件分の支出でございました。予算どおりの執行でございます。

2目支払手数料、予算現額1,000円、支出済額210円、不用額790円。こちらは、出産育児一時金の審査に係る手数料でございます。1件分の支出でございました。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算現額65万円、支出済額25万円、不用額40万円。昨年度は5件分の葬祭費を支出しました。

6項傷病手当金、1目傷病手当金、予算現額51万1,000円、支出済額ゼロ、不用額51万1,000円。こちらは、感染症に感染し、労務に服することができない期間のうち、労務につくことを予定していた日についての手当金に要する経費でございます。令和2年度は対象者がいなかったため、支出はございませんでした。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、予算現額1億2,050万1,000円、支出済額1億2,050万46円、不用額954円。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、予算現額3,814万円、支出済額3,813万9,060円、不用額940円。

216ページをお願いいたします。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、予算現額1,450万2,000円、支出済額1,450万1,416円、不用額584円。

この3款につきましては、県から提示された納付額を納付するものでございまして、予算どおりの執行でございます。

4款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5款保険事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、予算現額792万3,000円、支出済額665万2,611円、不用額127万389円。こちらの不用額につきましては、12節委託料において、特定健康診査の施設健診等の受診者が見込みを下回ったことが主な要因でございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、予算現額141万5,000円、支出済額119万2,445円、不用額22万2,555円。こちらの不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

218ページをお願いいたします。

2目疾病予防費、予算現額282万2,000円、支出済額260万7,196円、不用額21万4,804円。こちらの不用額につきましては、人間ドック委託料が見込みを下回ったことが要因でございます。

続きまして、6款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、予算現額1,001万6,000円、支出済額1,001万771円、不用額5,229円。

7款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2目利子、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2項財政安定化基金償還金、1目財政安定化基金償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、続いて220ページをお願いいたします。

1目一般被保険者保険税還付金、予算現額100万円、支出済額50万3,200円、不用額49万6,800円。こちらは、被保険者の資格を遡って喪失させた場合の保険税の還付金で、見込みを下回ったため、生じたものでございます。

2目退職被保険者等保険税還付金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

3目償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ。不用額1,000円。

4目小切手支払未済償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目一般被保険者還付加算金、予算現額3万円、支出済額1,500円、不用額2万8,500円。  
こちらは、保険税の還付した場合の加算金でございます。

6目退職被保険者等還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

7目保険給付費等交付金償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2項延滞金、1目延滞金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額19万4,000円、支出済額16万8,000円、不用額2万6,000円でございます。

222ページをお願いいたします。

2目診療施設勘定繰出金、予算現額1,256万7,000円、支出済額1,256万7,000円、不用額ゼロ。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額3,283万3,000円、支出済額ゼロ、不用額3,283万3,000円。

歳出合計、7億1,266万6,000円、支出済額6億5,110万2,164円、不用額6,156万3,836円。

224ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額7億689万9,473円、2、歳出総額6億5,110万2,164円、3、歳入歳出差引額5,579万7,309円、5、実質収支額、同額でございます。

続きまして、226ページをお願いいたします。

診療施設勘定、歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、予算現額256万円、調定額、収入済額ともに254万5,720円。こちらは、診療所で受診した方々のうち、国保に加入されている方々の診療報酬でございます。

2目社会保険診療報酬収入、予算現額178万円、調定額、収入済額ともに189万5,922円。こちらは、診療所で受診した方々のうちの社会保険に加入されている方々の診療報酬でございます。

3目後期高齢者診療報酬収入、予算現額1,056万9,000円、調定額、収入済額ともに1,100万3,923円です。こちらは、後期高齢者の方々の診療報酬でございます。

4目一部負担金収入、予算現額260万、調定額、収入済額ともに266万8,740円。こちらは、診療所で受診した方々の一部負担金でございます。

5目その他の診療報酬収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、予算現額67万1,000円、調定額、収入済額ともに78万2,282円。こちらは、主に保険適用しなかった方々の自費診療代と各種健診の受託費でございます。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、予算現額4万4,000円、

調定額、収入済額ともに6万5,850円。こちらは、診断書等の文書等を発行した際の手数料でございます。

3款寄付金、1項寄付金、1目寄付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1,516万5,000円、調定額、収入済額ともに1,504万5,023円。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、予算現額1,256万7,000円、調定額、収入済額ともに1,256万7,000円。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともにゼロ。

228ページをお願いいたします。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額362万4,000円、調定額、収入済額ともに362万4,146円。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額73万5,000円、調定額、収入済額ともに75万5,430円。こちらは、薬の容器代と任意のインフルエンザの予防接種代が入っております。

歳入合計、予算現額5,031万7,000円、調定額、収入済額ともに5,095万4,036円。

230ページをお願いいたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額3,369万2,000円、支出済額3,291万2,284円、不用額77万9,716円。こちらは、診療所の施設等に要する経費でございます。不用額につきましては、10節需用費の中の灯油代が見込みを下回ったこと、また14節工事請負費の各工事費に請け差が生じたことが主な要因でございます。

232ページをお願いいたします。

2項研究研修費、1目研究研修費、予算現額7万7,000円、支出済額4万5,910円、不用額3万1,090円。こちらは、医師の研修に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

234ページをお願いいたします。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、予算現額300万4,000円、支出済額20万3,500円、繰越明許費280万円、不用額500円。まず、繰越明許費でございますが、診療所の中で薬の袋詰めにする分包機等を購入するために、令和3年度に繰越しをしたものでございます。また、この目でございますが、診療所内の医療機器等に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目医療用消耗器材費、予算現額30万1,000円、支出済額29万9,436円、不用額1,564円。こちらは、診療所内で使用するレントゲンフィルムや注射器等の消耗器材を購入する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3目医薬品衛生材料費、予算現額940万円、支出済額784万2円、不用額155万9,998円。こちらは、患者さんに提供する薬剤等の購入に要する経費でございます。不用額につきましては、購入数が見込みを下回ったことが主な要因でございます。

4目委託料、予算現額30万円、支出済額25万230円、不用額4万9,770円。こちらは、血液等を検査等に委託するために要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額354万3,000円、支出済額ゼロ、不用額354万3,000円。

歳出合計、予算現額5,031万7,000円、支出済額4,155万1,362円、繰越明許費280万円、不用額596万5,638円。

236ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額5,095万4,036円、2、歳出総額4,155万1,362円、歳入歳出差引額940万2,674円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額280万円、5、実質収支額660万2,674円です。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 242ページをお願いいたします。

議案第7号 令和2年度牧本財産区特別会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項県委託金、1目県委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,000円。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,700円。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額134万4,000円、調定額、収入済額ともに134万4,907円。前年度の繰越金の確定によるものでございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額ゼロ円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額21万7,000円、調定額、収入済額ともに21万7,000円。こちらにつきましては、東京電力送電線下の接近樹木の伐採補償料でございます。

歳入合計、予算現額156万6,000円、調定額、収入済額ともに156万4,607円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額91万5,000円、支出済額86万5,804円、不用額4万9,196円。

2 目財産管理費、予算現額21万2,000円、支出済額11万168円、不用額10万1,832円。不用額につきましては、主なものが、伐採作業が見込みより少なかったものでございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額43万9,000円、支出済額ゼロ円、不用額43万9,000円。

歳出合計、予算現額156万6,000円、支出済額97万5,972円、不用額59万28円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額156万4,607円、歳出総額97万5,972円、歳入歳出差引額58万8,635円、実質収支、同額でございます。

以上でございます。

続きまして、252ページをお願いいたします。

議案第8号 令和2年度大里財産区特別会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,013円でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額8万9,000円、調定額、収入済額ともに8万9,246円。前年度の繰越金の確定によるものでございます。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額17万8,000円、調定額、収入済額ともに17万8,000円です。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

歳入合計、予算現額27万1,000円、調定額、収入済額ともに26万8,259円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額21万3,000円、支出済額19万2,816円、不用額2万184円。

2 目財産管理費、予算現額4万8,000円、支出済額3万168円、不用額1万7,832円。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。

歳出合計、予算現額27万1,000円、支出済額22万2,984円、不用額4万8,016円。



次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額26万8,259円、歳出総額22万2,984円、歳入歳出差引額4万5,275円、実質収支額、同額でございます。

以上でございます。

[湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長（星 裕治君） 262ページをご覧ください。

議案第9号 令和2年度湯本財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,720円でございます。これにつきましては、電柱用地の貸付収入でございます。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1円でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに8万7,302円でございます。こちらは、支線の立ち木補償料でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額137万4,000円、調定額、収入済額ともに137万4,000円でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額27万8,000円、調定額、収入済額ともに27万8,900円でございます。

歳入合計、予算現額166万円、調定額、収入済額ともに174万3,923円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額20万円、支出済額19万2,551円、不用額7,449円でございます。ほぼ予算額どおりの執行でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、予算現額4万円、支出済額3万7,710円、不用額2,290円でございます。ほぼ予算額どおりの執行でございます。

3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、予算現額116万円、支出済額115万9,807円、不用額193円でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額26万円、支出済額ゼロ円、不用額26万円

でございます。

歳出合計、予算現額166万円、支出済額139万68円、不用額26万9,932円でございます。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額174万3,923円、2、歳出総額139万68円、歳入歳出差引額35万3,855円、実質収支額、同額でございます。

以上でございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 決算書の272ページをご覧ください。

続きまして、議案第10号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款財産収入、1項財産収入、1目土地売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額2,937万4,000円、調定額、収入済額ともに2,937万4,000円でございます。こちらにつきましては、ハイテク大山工業団地内の企業への土地の貸付収入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額425万5,000円、調定額、収入済額ともに425万5,455円。こちらは、前年度の繰越金でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入の合計、予算現額3,363万3,000円、調定額、収入済額ともに3,362万9,455円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額2,689万3,000円、支出済額2,674万6,490円、不用額14万6,510円。こちらにつきましては、ハイテク大山工業団地の維持管理及び販売促進に係る費用でございます。10節需用費につきましては、企業訪問の際の食糧費やパンフレット印刷、それから施設の修繕を行っております。12節委託料においては、団地内の草刈りなど、環境整備等を実施いたしました。27節繰出金におきましては、一般会計に2,460万9,000円を繰り出しております。

なお、不用額につきましては、需用費の積み上げによるものでございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額674万円、支出済額ゼロ、不用額674万円。  
歳出合計、予算現額3,363万3,000円、支出済額2,674万6,490円、不用額688万6,510円。  
次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額3,362万9,455円、2、歳出総額2,674万6,490円、3、歳入歳出差引額688万  
2,965円、5、実質収支額、同額でございます。

以上です。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。

11時から再開いたします。

(午前10時45分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

---

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 282ページをお願いいたします。

議案第11号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目加入分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、予算現額968万円、調定額1,263万9,907円、収入済額1,006万3,410円、収入未済額257万6,497円。収入未済額の内訳につきましては、現年度使用料分9世帯分、過年度使用料分14世帯分でございます。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算現額7,000円、調定額、収入済額ともに7,918円。基金利子でございます。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額384万5,000円、調定額、収入済額ともに384万5,624円。前年度からの繰越金でございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに6万60円。原子力災害の損害賠償金でございます。

歳入合計、予算現額1,353万5,000円、調定額1,655万3,509円、収入済額1,397万7,012円、収入未済額257万6,497円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1,143万円、支出済額1,020万4,056円、不用額122万5,944円。不用額につきましては、10節需用費におきまして、緊急を要する施設修繕がなかったことから、不用額が生じたものでございます。また、27節繰出金につきましては、農業集落排水事業と事務を兼務しておりますので、職員の人件費分として、農業集落排水事業特別会計へ按分により支出しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額210万5,000円、支出済額ゼロ、不用額210万5,000円。

歳出合計、予算現額1,353万5,000円、支出済額1,020万4,056円、不用額333万944円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額1,397万7,012円、歳出総額1,020万4,056円、歳入歳出差引額377万2,956円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、292ページをお願いいたします。

議案第12号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、予算現額6,268万1,000円、調定額7,696万2,980円、収入済額6,333万4,676円、収入未済額1,362万8,304円。収入未済額の内訳につきましては、現年度使用料分58世帯分、過年度使用料70世帯分でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、予算現額1,300万1,000円、調定額1,300万円、収入済額ゼロ、収入未済額1,300万円。収入未済額につきましては、令和3年度への繰越分でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに1億3,721万5,000円。一般会計からの繰入金でございます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに162万2,000円。大山地区排水処理施設事業特別会計からの繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額1,491万8,000円、調定額、収入済額ともに1,491万8,767円。前年度からの繰越金でございます。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに186万

7,920円。

次のページをお願いいたします。

雑入につきましては、消費税が確定したことによる還付金及び原子力災害の損害賠償金でございます。

2項加入金、1目加入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

8款村債、1項村債、1目事業債、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

歳入合計、予算現額2億2,944万2,000円、調定額2億4,558万6,667円、収入済額2億1,895万8,363円、収入未済額2,662万8,304円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額8,924万円、支出済額8,576万5,025円、不用額347万4,975円。不用額につきましては、10節需用費におきまして、緊急を要する施設修繕がなかったこと、薬剤費及び電気料が見込みより少なかったものによることです。また、11節役務費においては、し尿・汚泥汲取り料が見込みより少なかったことにより、不用額が生じたものでございます。

次のページの22節償還金利子及び割引料におきましては、事業債の利子償還金でございます。また、26節の公課費におきましては、消費税及び地方消費税を支出したものでございます。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、予算現額1億2,938万8,000円、支出済額1億1,238万7,139円、繰越明許費1,700万円、不用額861円。繰越明許費につきましては、12節委託料における最適整備構想計画の策定業務委託を翌年度へ繰り越したものでございます。22節償還金利子及び割引料につきましては、事業債の元金償還金でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1,081万4,000円、支出済額ゼロ、不用額1,081万4,000円。

歳出合計、予算現額2億2,944万2,000円、支出済額1億9,815万2,164円、繰越明許費1,700万円、不用額1,428万9,836円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額2億1,895万8,363円、歳出総額1億9,815万2,164円、歳入歳出差引額2,080万6,199円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額400万円、実質収支額1,680万6,199円でございます。

続きまして、306ページをお願いいたします。

議案第13号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額54万6,000円、調定額76万8,111円、収入済額68万1,279円、収入未済額8万6,832円。収入未済額につきましては、過年度使用料分でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに54万8,000円。一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額87万9,000円、調定額、収入済額ともに87万9,572円。前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに4,002円。原子力災害の損害賠償金でございます。

歳入合計、予算現額197万5,000円、調定額219万9,685円、収入済額211万2,853円、収入未済額8万6,832円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額197万4,000円、支出済額125万7,763円、不用額71万6,237円。不用額につきましては、10節需用費におきまして、緊急を要する施設修繕がなかったことによるもの、12節委託料において、水質検査が見込みより下回ったこと、14節工事請負費において、漏水等の緊急を要する工事がなかったことから不用額が生じたものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

歳出合計、予算現額197万5,000円、支出済額125万7,763円、不用額71万7,237円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額211万2,853円、歳出総額125万7,763円、歳入歳出差引額85万5,090円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、316ページをお願いいたします。

議案第14号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、予算現額568万1,000円、調定額570万7,743円、収入済額552万7,009円、収入未済額18万734円。収入未済額の内訳におきましては、現年度分が6世帯分、過年度使用料が4世帯分となります。

2 項手数料、1 目施設手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目保健衛生費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに37万1,000円。一般会計からの繰入金でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額606万3,000円、調定額、収入済額ともに606万3,230円。前年度からの繰越金でございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額2,484万6,000円、調定額、収入済額ともに2,486万2,263円。原子力災害の損害賠償金及び国道118号道路改良における水道管移設に伴う補償金でございます。

7 款村債、1 項村債、1 目事業債、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

歳入合計、予算現額3,696万5,000円、調定額3,700万4,236円、収入済額3,682万3,502円、収入未済額18万734円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、予算現額956万6,000円、支出済額777万6,319円、不用額178万9,681円。不用額につきましては、14節工事請負費において、漏水等の緊急を要する工事が少なかったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2 款事業費、次のページをお願いいたします。

1 項簡易水道事業費、1 目簡易水道事業費、予算現額2,484万9,000円、支出済額2,484万6,800円、不用額2,200円。簡易水道事業費におきましては、国道118号道路改良に伴い、野仲橋における仮橋への水道管移設費用として、測量設計委託料並びに仮設水道管布設工事を実施いたしました。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額255万円、支出済額ゼロ、不用額255万円。歳出合計、予算現額3,696万5,000円、支出済額3,262万3,119円、不用額434万1,881円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額3,682万3,502円、歳出総額3,262万3,119円、歳入歳出差引額420万383円、実質収

支額、同額でございます。

続きまして、328ページをお願いいたします。

議案第15号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額61万9,000円、調定額、収入済額ともに62万7,000円。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額130万5,000円、調定額、収入済額ともに130万5,418円。前年度からの繰越金でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに70万8,000円。一般会計からの繰入金でございます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1万2,100円。原子力災害の損害賠償金でございます。

歳入合計、予算現額263万3,000円、調定額、収入済額ともに265万2,518円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額164万6,000円、支出済額136万9,681円、不用額27万6,319円。不用額につきましては、10節需用費におきまして、緊急を要する施設修繕がなかったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額98万7,000円、支出済額ゼロ、不用額98万7,000円。

歳出合計、予算現額263万3,000円、支出済額136万9,681円、不用額126万3,319円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額265万2,518円、歳出総額136万9,681円、歳入歳出差引額128万2,837円、実質収支額、同額でございます。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 続きまして、338ページをお願いいたします。

議案第16号 令和2年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、予算現額1億3,460万4,000円、調定額1億3,747万260円、収入済額1億3,420万9,980円、収入未済額326万280円。こちらは、65歳以上の被保険者から徴収する保険料でございますが、現年度の普通徴収分として15件分、滞納繰越しの普通徴収分として37件分が収入未済額となっております。



2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目督促手数料、予算現額 1 万8,000円、調定額、収入済額ともに 2 万円。こちらは、滞納者から徴収いたしました250件分の督促手数料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、予算現額 1 億465万4,000円、調定額、収入済額ともに 1 億465万4,200円。こちらは、介護サービスに要する経費のうち、国の負担分でございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、予算現額3,303万9,000円、調定額、収入済額ともに 3,303万9,000円。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額605万7,000円、調定額、収入済額ともに586万4,612円。

3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額314万円、調定額、収入済額ともに314万445円。

4 目保険者機能強化推進交付金、予算現額106万4,000円、調定額、収入済額ともに106万4,000円。

340ページをお願いいたします。

5 目保険者努力支援交付金、予算現額115万4,000円、調定額、収入済額ともに115万4,000円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、予算現額 1 億6,352万8,000円、調定額、収入済額ともに 1 億6,352万8,251円。

2 目地域支援事業支援交付金、予算現額533万2,000円、調定額、収入済額ともに550万4,659円。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、予算現額9,200万円、調定額、収入済額ともに9,200万円。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額 303万5,000円、調定額、収支済額ともに303万6,372円。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額157万円、調定額、収入済額ともに157万222円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産運用収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目利子及び配当金、予算現額 1 万円、調定額、収入済額ともに1,754円。こちらは、介護給付費準備基金の利息分でございます。

342ページをお願いいたします。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、予算現額7,635万8,000円、調定額、収入済額ともに7,635万8,000円。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額301万4,000円、調定額、収入済額ともに301万4,000円。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額157万円、調定額、収入済額ともに157万円。

4 目低所得者保険料軽減繰入金、予算現額619万1,000円、調定額、収入済額ともに619万2,000円。

5 目その他一般会計繰入金、予算現額530万円、調定額、収入済額ともに530万円。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、予算現額1,261万4,000円、調定額、収入済額ともに1,261万4,000円。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額1万7,000円、調定額、収入済額ともに1万7,466円。

344ページをお願いいたします。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目第1号被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項預金利子、1 目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 項雑入、1 目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 目返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額6億5,428万1,000円、調定額6億5,711万3,241円、収入済額6億5,385万2,961円、収入未済額326万280円。

346ページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額22万円、支出済額11万8,618円、不用額10万1,382円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、予算現額17万3,000円、支出済額15万5,170円、不用額1万

7,830円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、予算現額250万8,000円、支出済額248万4,000円、不用額2万4,000円。こちらは、介護認定審査会に係る経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目認定調査等費、予算現額192万4,000円、支出済額180万1,400円、不用額12万2,600円。こちらは、介護認定審査会に提出する介護申請者の状況を調査する経費でございます。不用額につきましては、調査対象者が予定より少なく、医師に作成していただく意見書が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額6万2,000円、支出済額6万1,542円、不用額458円。こちらは、介護保険の内容を周知、普及させるための経費でございます。予算どおりの執行でございます。

348ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、予算現額1億7,000万円、支出済額1億6,949万1,910円、不用額50万8,090円。こちらは、要介護の方が利用できるサービスのうち、主に在宅サービス等に要した経費でございます。不用額につきましては、各種サービス件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

2目特例居宅介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3目地域密着型介護サービス給付費、予算現額5,200万円、支出済額5,182万9,695円、不用額17万305円。こちらは、要介護の方が利用できるサービスのうち、主に村内の方に通所の介護等を提供するサービス等を要した経費であり、認知症の方々が共同生活を送るグループホームもこちらに入っております。不用額につきましては、各種サービス件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目施設介護サービス給付費、予算現額3億200万円、支出済額2億9,648万2,088円、不用額551万7,912円。こちらは、要介護の方が利用できるサービスのうち、日常的に介護が必要な方が施設等に入所して受けるサービス等に要した経費でございます。不用額につきましては、各種サービスの件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

6目特例施設介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

350ページをお願いいたします。

7目居宅介護福祉用具購入費、予算現額51万円、支出済額48万5,783円、不用額2万4,217円。こちらは、要介護の方が排せつや入浴などレンタルに向かない福祉用具を購入する際に補助する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

8目居宅介護住宅改修費、予算現額116万円、支出済額97万3,899円、不用額18万6,101円。こちらは、要介護の方の自宅での小規模改修に対して補助する経費でございます。上限を20万円と定め、その9割を補助するものでございます。不用額につきましては、実施件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

9目居宅介護サービス計画給付費、予算現額2,690万円、支出済額2,671万5,474円、不用額18万4,526円。こちらは、居宅介護支援事業所が要介護の方の介護サービスの計画を作成し、管理した場合に給付されるものでございます。不用額につきましては、実施件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、予算現額245万円、支出済額240万3,342円、不用額4万6,658円。こちらは、要支援の方が利用できるサービスのうち、主に在宅サービス等に要した給付費でございます。不用額につきましては、各種サービス件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

2目特例介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

352ページをお願いいたします。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目介護予防福祉用具購入費、予算現額27万円、支出済額21万6,551円、不用額5万3,449円。こちらは、要支援の方が排せつや入浴などレンタルに向かない福祉用具を購入する際に補助する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

6目介護予防住宅改修費、予算現額76万円、支出済額57万8,322円、不用額18万1,678円。こちらは、要支援の方の自宅での小規模改修に対して補助する経費でございます。不用額につきましては、実施件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

7目介護予防サービス計画給付費、予算現額74万円、支出済額73万3,460円、不用額6,540円。こちらは、地域包括支援センターが要支援の方の介護予防サービスの計画を作成し、管理した場合に給付されるものでございます。予算どおりの執行でございます。

8目特例介護予防サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

354ページをお願いいたします。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額42万円、支出済額41万3,482円、不用額6,518円。こちらは、1項の介護サービス等諸費や2項の介護予防サービス等諸費の請求が適正か国保連合会が審査をしておりますが、その手数料となっております。ほぼ予算どおり

の執行でございます。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、予算現額1,470万円、支出済額1,382万4,615円、不用額87万5,385円。こちらは、介護サービスを受けられた方で、利用者負担額が所得によって定められた限度額を超えた場合、申請によって後に支給されるものでございます。不用額につきましては、支給件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

2 目高額介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、予算現額205万円、支出済額204万3,697円、不用額6,303円。こちらは、介護保険と医療保険の上限を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担の合計額が一定の限度を超えた場合に、超えた分を支給する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2 目高額医療合算介護予防サービス等費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、予算現額32万4,000円、支出済額27万3,000円、不用額5万1,000円。こちらは、村内の寝たきりの方に行っているおむつ券を支給する事業でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

356ページをお願いいたします。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、予算現額3,440万円、支出済額3,250万3,567円、不用額189万6,433円。こちらは、施設に入所された方が負担している施設での居住費、食費等に要する経費の一部を、その所得に応じて保険者が負担するものでございます。不用額につきましては、負担件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

2 目特例特定入所者介護サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3 目特定入所者支援サービス費、予算現額1万5,000円、支出済額1万4,188円、不用額812円。こちらは、施設に短期入所された要支援の方が負担しているその施設での居住費及び食費等に要する経費の一部を、その所得に応じて保険者が負担するものでございます。予算どおりの執行でございます。

4 目特例特定入所者支援サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

358ページをお願いいたします。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、予算現額1万円、支出済額1,754円、不用額8,246円。こちらは、介護給付費準備基金の利子分の積立てでございます。

ます。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、予算現額1,800万円、支出済額1,661万382円、不用額138万9,618円。こちらは、主に要支援に認定された方や65歳以上の方、こちらの方々を総合事業対象者と称しますが、その方々が受けるサービスで、訪問型サービスや通所型サービスに要した経費でございます。不用額につきましては、利用件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、予算現額220万1,000円、支出済額192万1,710円、不用額27万9,290円。こちらは、総合事業対象者が訪問型サービスや通所型サービスを受けるための計画を事業者が作成し、計画管理を実施した際に要する経費でございます。不用額につきましては、利用件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、予算現額558万5,000円、支出済額558万5,000円、不用額ゼロ。こちらは、住民の方々の介護関係や医療関係等の総合的な相談窓口の機能を地域包括センターに委託しているものでございます。予算どおりの執行でございます。

2目権利擁護事業費、予算現額55万円、支出済額55万円、不用額ゼロ。こちらは、住民の方々の虐待等の相談窓口の機能を地域包括センターに委託しているものでございます。予算どおりの執行でございます。

360ページをお願いいたします。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、予算現額72万円、支出済額72万円、不用額ゼロ。こちらは、住民の方々の入退院時の医療機関との調整や関係機関との連絡調整を地域包括センターに委託しているものでございます。予算どおりの執行でございます。

4目任意事業費、予算現額3,000円、支出済額ゼロ、不用額3,000円。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、予算現額49万2,000円、支出済額49万820円、不用額1,180円。こちらは、在宅医療や在宅介護が必要な方に、その支援を受けることができるよう、医療機関との調整を岩瀬管内の3市町村が合同で須賀川医師会に委託しているものでございます。予算どおりの執行でございます。

6目生活支援体制整備事業費、予算現額50万円、支出済額50万円、不用額ゼロ。こちらは、社会福祉協議会へ委託している事業で、支え合う地域づくりを進めて介護予防につなげる事業で、生活支援コーディネーターによるボランティア育成を通して、生きがいの醸造やボランティア活動により、各地域での介護予防活動を進めている事業でございます。予算どおりの執行でございます。

7目認知症総合支援事業費、予算現額17万6,000円、支出済額16万6,000円、不用額1万円。こちらは、認知症初期集中支援チームの活動や自立支援地域ケア会議に要する経費でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額8万4,000円、支出済額5万9,044円、不用額2万4,956円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

4項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、予算現額3万円、支出済額1,727円、不用額2万8,273円。不用額につきましては、支給件数が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

362ページをお願いいたします。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、予算現額778万8,000円、支出済額778万6,885円、不用額1,115円。こちらは、令和元年度介護給付費の国及び県への償還金でございます。予算どおりの執行でございます。

2目第1号被保険者保険料還付金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額180万2,000円、支出済額180万1,033円、不用額967円。こちらは、令和元年度介護給付費の精算による一般会計への返還分でございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額274万円、支出済額ゼロ、不用額274万円。歳出合計、予算現額6億5,428万1,000円、支出済額6億3,979万8,158円、不用額1,448万2,842円。

364ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額6億5,385万2,961円、2、歳出総額6億3,979万8,158円、3、歳入歳出差引額1,405万4,803円、実質収支額、同額であります。

以上でございます。

○議長（服部 晃君） ただいま議案説明の途中であります。昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前 11時47分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 370ページをお開きください。

議案第17号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について、事項別明細書に

よりご説明申し上げます。

歳入、1 款国庫補助金、1 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算現額 3 万7,000円、調定額、収入済額ともに 3 万1,814円。こちらは、基金の利子でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額224万7,000円、調定額、収入済額ともに 224万7,688円。こちらは、前年度の繰越金でございます。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目新エネルギー導入等促進基金繰入金、予算現額 3 億625万8,000円、調定額、収入済額ともに 3 億624万866円。こちらにつきましては、基金廃止に伴う基金の繰入金でございます。

歳入合計、予算現額 3 億854万3,000円、調定額、収入済額ともに 3 億852万368円。

次のページをご覧ください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額 3 億854万2,000円、支出済額 3 億852万368円、不用額 2 万1,632円。27節繰出金につきましては、風力発電施設の廃止に伴い、新エネルギー導入等促進基金から繰り入れた 3 億659万1,897円を一般会計へ繰り出しております。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

歳出合計、予算現額 3 億854万3,000円、支出済額 3 億852万368円、不用額 2 万2,632円。

次ページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額 3 億852万368円、2、歳出総額 3 億852万368円、3、歳入歳出差引額ゼロ、5、実質収支額、同額でございます。

以上です。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 続きまして、380ページをお願いいたします。

議案第18号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款医療保険料、1 項医療保険料、1 目特別徴収保険料、予算現額2,990万8,000円、調定額、収入済額ともに2,993万5,100円でございます。こちらは、75歳以上の被保険者から徴収する保険料で、年金から徴収する保険料でございます。

2 目普通徴収保険料、予算現額684万1,000円、調定額、収入済額ともに667万5,170円。

2 款手数料、1 項手数料、1 目証明手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。



2目督促手数料、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに2,730円。こちらは、滞納された場合に徴収する手数料でございます。39件の徴収をいたしました。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、予算現額47万8,000円、調定額、収入済額ともに47万8,000円。こちらは、後期高齢者医療特別会計の一般管理分を繰り入れているものでございます。

2目保険基盤安定繰入金、予算現額1,530万6,000円、調定額、収入済額ともに1,530万6,169円。こちらは、保険基盤安定分の一般会計負担分でございます。

続きまして、3目広域連合分賦金、予算現額27万4,000円、調定額、収入済額ともに28万256円。

4目保健事業費繰入金、予算現額17万9,000円、調定額、収入済額ともに17万2,909円。こちらは、後期高齢者医療特別会計で行う人間ドック事業の補助を実施するために要する経費でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額12万3,000円、調定額、収入済額ともに12万3,223円。こちらは前年度繰越金でございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額1万6,000円、調定額、収入済額ともに1万4,500円。こちらは、保険料の延滞金でございます。

382ページをお願いいたします。

2目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、予算現額85万1,000円、調定額、収入済額ともに60万7,200円。こちらは、後期高齢者の保健事業、主に健診事業でございますが、この実施に関しまして、広域連合からその事業を受託して実施しているため、広域連合から、その事業に要する経費を収入として計上しているものでございます。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額14万4,000円、調定額、収入済額ともに14万3,600円。こちらは、過年度に多く徴収した保険料の還付を、広域連合から還付金として計上しているところでございます。

2目還付加算金、予算現額1万円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5項雑入、1目雑入、予算現額3万2,000円、調定額、収入済額ともに3万8,491円。こちらは、主に保健事業の人間ドックの、広域連合からの負担金分でございます。

歳入合計、5,416万8,000円、調定額5,377万7,348円、収入済額5,377万7,348円。収入未済額ゼロ円。

384ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、予算現額18万6,000円、支出済額

16万5,934円、不用額2万66円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目徴収費、予算現額29万2,000円、支出済額27万5,016円、不用額1万6,984円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額5,207万1,000円、支出済額5,199万239円、不用額8万761円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、予算現額131万円、支出済額100万9,138円、不用額30万862円。こちらは、後期高齢者を対象として健診と人間ドックを実施しておりますが、その委託料と広域連合への分賦金でございます。不用額につきましては、健診事業実施者が見込みより少なかったことが主な要因でございます。

386ページをお願いいたします。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額14万4,000円、支出済額14万3,600円、不用額400円。こちらは、保険料の過年度還付金でございます。予算どおりの執行でございます。

2目還付加算金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額11万6,000円、支出済額11万6,000円、不用額ゼロ。こちらは、前年度の保健事業の精算分でございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額3万9,000円、支出済額ゼロ、不用額3万9,000円。

歳出合計、予算現額5,416万8,000円、支出済額5,369万9,927円、不用額46万8,073円。

388ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額5,377万7,348円、2、歳出総額5,369万9,927円、3、歳入歳出差引額7万7,421円、実質収支額、同額であります。

以上でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第19号 令和2年度天栄村水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

別冊の6ページをお願いいたします。

令和2年度天栄村水道事業損益計算書によりご説明いたします。

1、営業収益、給水収益9,236万9,392円、受託工事収益305万2,500円、その他営業収益4万2,500円、合計9,546万4,392円。

2、営業費用、原水及び浄水費389万8,834円、配水及び給水費949万7,794円、受託工事費

277万5,000円、総係費1,501万839円、減価償却費8,171万2,637円、資産減耗費36万5,880円、その他営業費用14万9,437円、合計1億1,341万421円、営業損失1,794万6,029円でございます。

3、営業外収益、受取利息及び配当金5,967円、他会計補助金1,959万2,000円、雑収益17万8,184円、長期前受金戻入1,953万3,215円、合計3,930万9,366円。

4、営業外費用、支払利息及び企業債取扱費1,452万9,319円、雑支出28万3,098円、合計1,481万2,417円。

営業外利益2,449万6,949円、経常利益655万920円、当年度純利益、同額でございます。前年度繰越利益剰余金2億2,139万7,933円、当年度未処分利益剰余金2億2,794万8,853円でございます。

次のページをお願いいたします。

令和2年度天栄村水道事業貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部でございます。1、固定資産、有形固定資産といたしまして、土地1,266万3,356円、建物58万8,734円、構築物19億7,472万3,499円、機械及び装置1,757万2,414円、車両及び運搬具162万5,600円、工具器具及び備品33万2,196円、建設仮勘定ゼロ、有形固定資産合計20億750万5,799円、無形固定資産としまして、電話加入権38万3,300円、無形固定資産合計、同額でございます。固定資産合計20億788万9,099円でございます。

2、流動資産、現金預金1億2,983万68円、未収金2,023万1,320円、貸倒引当金△462万2,200円、未収金合計1,560万9,120円、貯蔵品13万9,760円、流動資産合計1億4,557万8,948円。

資産合計21億5,346万8,047円でございます。

次のページをお願いいたします。

負債の部でございます。3、流動負債、未払金としまして、営業未払金96万894円、営業外未払金336万7,100円、未払金合計432万7,994円。企業債といたしまして、建設改良費等の財源に充てるための企業債8,431万8,454円、企業債合計、同額でございます。引当金といたしまして、賞与引当金128万8,096円、法定福利費引当金23万5,050円、引当金合計152万3,146円、流動負債合計9,016万9,594円でございます。

4、固定負債、企業債といたしまして、建設改良費等の財源に充てるための企業債6億8,543万4,491円、固定負債合計、同額でございます。

繰延収益、長期前受金といたしまして、国庫補助金1億7,921万2,795円、他会計補助金1,480万円、その他長期前受金7億8,984万7,496円、長期前受金合計9億8,386万291円でございます。長期前受金収益化累計額といたしまして、国庫補助金△9,085万4,431円、他会計補助金△932万4,000円、その他長期前受金△3億3,713万745円、長期前受金収益化累計額合

計△4億3,730万9,176円、繰延収益合計5億4,655万1,115円。

負債合計13億2,215万5,200円でございます。

次のページをお願いします。

資本の部でございます。6、資本金、自己資本金といたしまして、固有資本金2,551万1,489円、出資金3億3,823万261円、組入資本金4,607万3,608円、自己資本金計4億981万5,358円、資本金合計、同額でございます。

7、剰余金、資本剰余金といたしまして、国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円でございます。次に、利益剰余金といたしまして、減債積立金8,466万8,507円、建設改良積立金700万円、当年度未処分利益剰余金2億2,794万8,853円、利益剰余金合計3億1,961万7,360円、剰余金合計4億2,149万7,489円でございます。

資本合計8億3,131万2,847円。

負債・資本合計21億5,346万8,047円でございます。

次のページをお願いいたします。

令和2年度天栄村水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。

初めに、資本金の当年度末残高でございますが、自己資本金4億981万5,358円、借入資本金ゼロでございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金の当年度末残高でございますが、国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円。

また、利益剰余金の当年度末残高でございますが、減債積立金8,466万8,507円、建設改良積立金700万円、未処分利益剰余金2億2,794万8,853円、利益剰余金合計3億1,961万7,360円でございます。

次に、11ページの下表になります。

令和2年度天栄村水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

未処分利益剰余金が出ておりますので、これを減債積立金として655万920円を積み立てたくご提案させていただくものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

令和2年度天栄村水道事業収益費用明細書によりご説明申し上げます。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、予算現額9,989万3,000円、決算額1億160万6,328円、増減額171万3,328円の増。水道使用料及び水道加入金であります。水道使用料が見込みより多かったものでございます。

2目受託工事収益、予算現額305万4,000円、決算額305万2,500円、増減額1,500円の減。消火栓の受託工事の収益でございます。

3目その他営業収益、予算現額4万1,000円、決算額4万2,500円、増減額1,500円の増。設計審査手数料の収益でございます。

4目負担金、予算現額2,000円、決算額ゼロ、増減額2,000円の減。存目計上でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、予算現額1万円、決算額5,967円、増減額4,033円の減。預金利子の収益でございます。

2目他会計補助金、予算現額、決算額ともに1,959万2,000円、増減額ゼロ。一般会計からの補助金であります。

3目雑収益、予算現額17万6,000円、決算額17万8,184円、増減額2,184円の増。原子力災害の損害賠償金でございます。

4目消費税還付金、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減。存目計上でございます。

5目長期前受金戻入、予算現額1,953万3,000円、決算額1,953万3,215円、増減額215円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、予算現額742万2,000円、決算額426万285円、不用額316万1,715円。不用額の主なものでございますが、5節修繕費におきまして、水源施設における漏水等の緊急を要する工事が少なかったことによるもの、また2節備消耗品費においては、残留測定薬品の購入を予定しておりましたが、在庫を使用したために支出がゼロとなっております。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目配水及び給水費、予算現額1,292万2,000円、決算額1,034万7,799円、不用額257万4,201円。不用額の主なものでございますが、6節修繕費におきまして、配水管等における漏水等の緊急を要する工事が少なかったことによるもの、10節材料費におきましては、漏水等の緊急工事に伴う継ぎ手等の材料購入が少なかったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

3目受託工事費、予算現額305万7,000円、決算額305万2,500円、不用額4,500円。4節修繕費におきまして、消火栓交換工事を5か所行いました。ほぼ予算どおりの執行でございます。

4目総係費、予算現額1,590万9,000円、決算額1,557万5,049円、不用額33万3,951円。不用額におきましては、各節の積み上げによるものでございまして、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

5目減価償却費、予算現額8,173万5,000円、決算額8,171万2,637円、不用額2万2,063円。

有形固定資産の減価償却費でございます。

6目資産減耗費、予算現額36万7,000円、決算額36万5,880円、不用額1,120円。石綿管の除却費でございます。

7目その他営業費用、予算現額21万円、決算額16万3,442円、不用額4万6,558円。口座振込手数料でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、予算現額1,453万1,000円、決算額1,452万9,319円、不用額1,681円。企業債利息でございます。

2目雑支出、予算現額34万1,000円、決算額28万3,545円、不用額5万7,455円。過年度使用料の還付及び受託工事分の過払い消費税でございます。

3目消費税、予算現額382万5,000円、決算額382万4,400円、不用額600円。消費税及び地方消費税でございます。

3項特別損失、1目固定資産売却損、予算現額1,000円、決算額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

2目過年度損益修正損、予算現額1,000円、決算額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

4項予備費、1目予備費、予算現額198万1,000円、決算額ゼロ、不用額198万1,000円。

次のページをお願いいたします。

令和2年度天栄村水道事業資本的収入支出明細書によりご説明申し上げます。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、予算現額、決算額ともに3,900万円、増減額ゼロ。石綿セメント管更新事業に伴う起債でございます。

2項負担金、1目負担金、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減。存目計上でございます。

3項補償費、1目補償費、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減。存目計上でございます。

4項国庫補助金、1目国庫補助金、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減。存目計上でございます。

5項出資金、1目出資金、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減。存目計上でございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、予算現額3,991万2,000円、決算額3,982万円、不用額9万2,000円。1節工事請負費におきまして、石綿セメント管更新工事事業を2件行いまして、工事費の差額により不用額が生じたものでございます。

2目固定資産購入費、予算現額9万3,000円、決算額2万9,800円、不用額6万3,200円。水道メーター9戸分でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、予算現額8,270万3,000円、決算額8,270万2,178円、不用額822円。企業債の元金償還金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりました。

---

### ◎議案第5号の質疑

○議長（服部 晃君） これより各会計決算ごとに質疑、討論、採決を行います。

日程第1、議案第5号 令和2年度天栄村一般会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 131ページの有害鳥獣生態調査業務委託料99万円。これは、3地区で6回やったということなんですけれども、成果のほうにも特に書いていないんですけれども、調査をやった結果というか、その報告が全くないので、どんな感じだったのかお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

有害鳥獣の生態調査、こちらにつきましては、令和3年1月から3月にかけて計6回、夜間、7時からドローンを飛ばしまして、おおむね12時までというようなことで、場所的には、牧之内の大徳坊ほか1か所ということで2ブロック、それから上松本で2回、そして大里の西沢で2回というようなことで、ドローンに熱を感知するカメラをつけまして、夜間に調査を実行いたしました。

調査についても、やはりタイミングとか、動物のいる時間帯というものもあるのかもしれませんが、確認できたところ、まず1回目のエリアである大徳坊周辺の部分の2回の調査におきましては、1回目の調査でニホンジカ33頭が各自発見されております。それから、2回目の調査では、やはりニホンジカが12匹。それから、上松本地区、こちらについては、たまたま時期が悪かったのかもしれないんですが、こちらについてはシカ1頭のみ確認されております。2回の調査でございます。最後に行いました大里の西沢地区、こちらにおいては、イノシシと類推されるものが合計で6頭と、2回目が7頭というようなことで、3回合計しますと、計59頭の有害鳥獣が確認されております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 確認されたということで、それをどういうふうに分けて、今後どういうふうにかさねようということなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

実際に飛ばしてみると、箇所箇所にイノシシ、シカがいるということで、そういった生態が調査されているわけでございます。こういった情報を有害鳥獣の捕獲実施隊、こちらのほうに情報を流したり、うちのほうで地域おこし協力隊員も2人おりますので、この地区を集中的に見回ったり、それから、確認されたところにわなをかけたというように、それから、例えば巻き狩りみたいな作業についても今後検討していきたいというようにございまして。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この調査なんですけれども、シカが結構見つかったところ等があるんですけれども、結局これは、どういうところにいるとか、こういうところにしやすいんだとかというのを調べるためのやつだったんじゃないんでしょうか。ただ単に、飛ばしたところに何頭いたから、そこにわなを仕掛けて、そこで捕ろうというだけの調査だったんですか。やっぱり生態調査ということだから、シカだったらこういう場所にいるんだとか、そういうところまで調査して、今後同じような場所を重点的にやるとかというふうなことまでは考えなかったんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今回の調査につきましては、基本的に、分布調査というようなことを第一の目的として考えて実行いたしました。また、実際に、そういった地形であるとか、例えば拓けたところにおるのか、それとも山のある程度茂みの中におるのか、そういったところも、ある程度、今回の調査の中で見えている部分もあるんですが、やはりドローンで空中から撮っているものですから、木がかぶっているところとかはどうしても発見されないという部分があるんですが、今後は、今回の調査の結果、そういったものも加味しながら、有効な、例えばどういうところに住みやすい、どんな行動範囲があるとか、そういった調査というか、そういったものにもつなげていければと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） これは去年のお話なんですけれども、今年、湯本地区に限っては、獣害がかなり少なくなっているんです。ただ、いなくなったかという、そうではないらしいんですけれども、ほかの地区も多分、話に聞くと、イノシシとかはかなり少なくなっているということなんですけれども、それは、どういうふう到现在思っていますか。というのは、何か要因があったとか、その辺は今どういうふう分析していますか。



○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、イノシシについてなんですが、まず捕獲の面から言えば、昨年については、イノシシについては約400頭というようなことで、大分、例年の2倍から捕ったということが実際の数字でございます。まず、一生懸命、有害捕獲隊の皆様にも捕っていただいたことが一番の要因かと思えます。

それから、もう一つですが、村内でも発生が認められたんですが、豚熱というような病気はやっております、全国的に。そういうことで、我々の見えないところで自然的に淘汰された部分もあるのかなということがもう一つでございます。

あと、私自身で調べたことなので、これは正確かどうか分からないんですが、イノシシ自体があまり、大雪が降ったときに越冬できないというようなことも確認されておるようです。ですから、昨年は、例年に比べると比較的雪が降ったために、イノシシが越冬できなかったことも原因にあるのかなというふうに思っております。

あと、それから、何かイノシシの疥癬病というんですか、そんなものはやっているような話も聞いております。

ですから、7月時点で、昨年のイノシシの捕獲頭数というのが322頭なんですが、今年は、100頭以上少ない、やっぱり193頭ということと、あと被害自体の、議員からおっしゃられたとおり、被害報告であるとか、わなをかけてくださいとか、そういった話もかなり少なくなってきました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

ただ、少なくなったからといって、今後、来年とか、今後に向けて、これは、増える可能性もあるというふうに考えたほうがいいんですか。このまま減っていくというふうに考えたほうがいいのか。

また、イノシシについてはそうですけれども、シカとかサルとかハクビシンとか、そのほかの獣害についてはどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、イノシシについては、これから、これを機にずっと減っていくのかというと、やはりそんなことは予想できなく、やはり最近、この秋口になって、イノシシが今まで出てこなかったけれども、出てき始めたよというような話を聞いて、うちの捕獲隊なり協力隊なり

に、またいろいろわなをかけていただいたり、動いていただいたりしているところです。

それから、今ほどシカの話が出たと思うんですが、シカに関しても、やはりちょっと、イノシシの数が少なくなった部分、特に湯本、牧本地区には、かなりシカが出てきておりました、実際に、シカが田んぼに入って稲を食べたなんていう食害の例も、今年も発見されました。なので、イノシシと併せて、シカのほうの捕獲に関しましても力を入れてまいりたいなと思っております。

それから、ハクビシンについては、湯本、本庁管内にかかわらず、全村内で、各所において悪さをしておるところなんです、そういったところには小型のわなを貸し出しまして、そういったものを地道に捕獲していくしかないのかなというふうに思っています。

それから、ニホンザル、こちらについては、数年前に、私どものほうでも、湯本の小学校だったのかな、サルが来ているなんていう話はあったんですが、今現在、サル自体の作物の被害等は多分確認されてはいないと思うんですが、ただサルに関しては、やはり人間とかが餌づけしてしまったり優しくしてしまうと、集団で押し寄せてしまって、取り返しのつかないことになってしまうということですので、湯本の捕獲実施隊、猟友会の方を含めて、サル追いというか、花火等で追い払っていただいて、来ないように対策したいなというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） よく分かりました。今後とも要注意ということでやっていくしかないということですね。

あと、もう一点なんですけれども、これは、決算書全体についてちょっと聞きたいんですけども、備考欄の記入の仕方は、何か申合せとか決まりとかを庁内でつくっているんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

決算書のほうの備考欄の記載の方法ですが、予算書と同様に記入している状況でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今質問したのは、備考欄に書いてほしい情報とかというのがあまり書いていなくて、逆に、一番分かりやすいのは11ページ、11ページを開けてもらうと分かるんですけれども、個人分の収入済額がありますよね。備考欄には、その3つに分けたやつが書いてありますよね。これは3つに分かれているからいいんですけども、その下のほうに、固定資産税の滞納繰越分とかとあるんですけれども、収入済額が886万、備考のほうに、全

く同じく886万と書いてあるんですけども、これは必要なのかな。それよりは、収入未済額の、上の156万幾ら幾らが、これが、どういうふうなのは何件でどのぐらいあるかとか、そういうものを我々は見たいなと思うんですよ。

全く、別に備考欄に書かなくても分かる項目は、ほかもみんな多いんですよ。これはそのとおりだというのがいっぱいあるんですよ。そういうのは別に必要ないので、その項目に、例えば補助金だったら、その補助金を使った件数が何名でどのぐらいとか、そういうのを書いてほしいなと思うんですよ。例えば、人間ドックであれば何名が使ったとか、そういうのを書いてもらうと、ここで説明するのももっと楽じゃないかなというふうに思うんですけども、もし備考欄に記載する申合せとか決まりがなければ、今後そういうふうなことを丁寧に書いていただければなと思うんですけども、どうですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

決算書等に関しましては、どうしても、システム等で入力する関係上、詳細について記載するというのがなかなかできないものがございます。お渡ししております主要施策の成果の中で、できれば記載していきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） システムがもうできているから直せないというのはちょっとおかしいと思うんですよ。だって、例えば次の13ページ、これ、全部、備考欄は収入済額がそのまま書いてあるんです。こんなのを備考欄にわざわざ書かなくてもいいでしょう、そのままで。そういませんか。例えば、13ページ、真ん中辺の株式等譲渡所得割交付金163万8,000円、これは、備考欄に同じことが書いてあるんですよ。こういうのがかなりあるんですよ。だから、こういうのじゃなくて、もっと知りたい情報を書くようにしたらいいんじゃないか。これは、システムを直せないんですか。

それと、今、主要施策の成果を見てくださいと言いましたけれども、書いていないやつも結構ありますよ、細かく。だから、それではちょっとおかしいんじゃないですか。きちんと細かく書いてあれば別ですけども、書いていないやつがありますよ。収入未済額とかは、何件で何人だとかというのは細かく書いてありますか。多分ないと思うので、じゃ、その辺を、システムがもうできているから直せないんじゃないじゃなくて、直す気がないんじゃないですか。どうですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

備考欄につきましては、予算書でいきますと説明ということで、同じような、今ご紹介いただいた株式等譲渡所得割交付金につきましても、当初予算でも、説明欄に同じ名称の交付金で112万3,000円というような説明で、予算書も作られております。これは、作っているシステムの関係で、このような形になっております。

今すぐに変えるということはなかなか難しいということで、先ほど総務課長がお答えを申し上げました。システムを変更、これも検討は進めてまいりますけれども、その対応策としては、システムを変更するまでの間は、今後、主要施策の成果のほうで分かりやすいような説明の記載に努めていくというようなことで対応させていただければというようなことで考えております。

全くシステムを変えないということではなくて、システムの変更も検討を進めつつ、それまでの間については、主要施策の成果などを用いて、皆様方に丁寧にご説明していきたいということで考えておりますので、当面それでご了解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） システムと今話されて、何か私も分かったような気がしたんですけども、システムは、要するにひな形ができていうことなんですか。この決算書とか予算書はもうひな形があって、そこに数字を入れれば、ばばばと出てくるというやつなんですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

おっしゃるとおりでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それは直せないのかな、私はその辺がよく分からないので、できるだけ、備考欄もより分かりやすく、同じようなことは別に要らない、見れば分かるやつは要らないので、その辺も直してもらって、説明が終わってからの質問のときに、例えば未収のやつは去年は何人で幾らとかというのを書いてもらえば、一々質問しなくてもいいので、それを成果で見てくれみたいな感じで言うよりは、これで分かるようにしてほしいなと希望を申し上げて終わります。よろしくをお願いします。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。

（午後 2時26分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

---

○議長（服部 晃君） 質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 11ページの未収額について、1億3,864万6,398円、これは、前年度に比べると2,074万8,929円が、未納者が、額が多いというんですけれども、この内訳を説明して。お願いします。

あと、前に質問したときに、3年か4年ぐらい前かな、質問したときに、別荘地の人が出て、その人のところを、結局は、別荘地があって固定資産税がもらえないんだと。それは、今度は東京に行って、副村長のとときかな、行って、そのときに、経費のほうがかかるからやれないんだと。その金額も幾らあるんだか。

あと、2,074万8,929円と増えた。これは、人数が増えたんだか、前年の。

○議長（服部 晃君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

収入未済額の増でございますが、各税目とも微増がございますが、その中で一番大きなもの、固定資産税についてですが、令和2年度におきましては、徴収猶予制度といったものを利用された方がおります。徴収猶予制度というのは、1年間の納期限を延長して、令和2年を令和3年度までの期間に納めるといった制度でございます。その方で、申請者が9名、9事業所ございまして……

〔「新型コロナウイルス」の声あり〕

○税務課長（塚目弘昭君） 新型コロナによつての徴収猶予制度といったものでございます。

それで、申請者9名、こちらは全て事業所でございますが、延べで25期分、徴収猶予金額で2,396万3,500円分、こちらについて徴収猶予されてございます。その分が丸々、令和3年度におきましては滞納額に上がってしまうといったことで、その分が特に増えているといった部分でございます。

それと、別荘地等の徴収でございますが、令和2年度におきましては、新型コロナによつて徴収に行けなかったといったことでございました。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、9名の方で、固定資産税、これは、法人は入っているんですか。2,300と言ったんですか、200、幾ら、その金額をもう一度詳しく。9名の方で、そして令和2年度に納めなくて、3年度に納める人が9名申請した場合、それは免除されて、3年度で払うということによろしいから、その額が、未収額に上がっている金額が2,000と言ったんですか、200と言ったんですか、9名で。

○議長（服部 晃君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

9事業所で25期分、2,396万3,500円、これが徴収猶予金額でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） それを引いたとしても、前年度からすれば、まだ未収額は1億1,000万ぐらいあるということですよ。私が引けば、その金額を、3年度に納めるとしても、まだ1億1,000万ぐらいの金額は残っている。この残っている金額は、別荘地とかそういうところ、あと個人の人が、今までの、令和元年度の滞納者をそのまま繰り越して、2,396万3,500円を上乗せした金額は、それは分かりましたけれども、前年度の未収額はまだそのまま未収額に残っているということなんですか。

その未収額には、前にも質問しましたが、別荘地の方々は、追いかけても、東京に行ったり、あちこちに行ったから、結局は、請求に行くのにも、簡単に言うと、維持管理の、維持費のほうがかかるから取れないんだと、そのような、前に答弁をもらったんですけども、今現在どうなっているんだか、そこをもう一度お聞きします。

○議長（服部 晃君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

令和2年度の滞納繰越額でございますが、主要4税目、国保税も入ってしまいますが、滞納額としましては、390名で……

〔「固定資産税」の声あり〕

○税務課長（塚目弘昭君） 固定資産税だけで申し上げますと、別荘地、この方で169件、7,881万8,000円ほどの滞納者がおります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、別荘地の滞納者が約7割ぐらいあるということですよ。村長、これをどのようにするんですか。このままずっと、未収額でそのままずっと置くんですか。これはどのように対応するんですか、今後は。このままにすると、私らが年中、未収額、未収額というの、前にも聞いたときには、別荘地の方々が滞納者が多くて、そして、前、副村長のときだと思えるんですけども、そうすると、結局は集金に行く旅費のほうが高くなるから、それはもう諦めたんだとは言わないけれども、大変なんですというのは聞いたんですけども、今でもそういう感覚でいるんですか。副村長でいいです。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、7,900万というような繰越額でございますが、個人のところも当然ありますが、あとは企業さん、そこがほとんどを占めているものでございます。事業所になります。

それと、先ほど税務課長も答弁しましたように、昨年、新型コロナウイルス感染で緊急事態宣言が出されたりというようなことで、東京には行きませんが、別荘地の回収には行きませんでした。毎年、年金の支払い時であるとか、そういう時期に合わせて、銀行に差押えには行っています。細かいところについては、差押えに行っています。

それと、その事業所については、これまで億の未払いがありました。ここまでは、私も同席しながら、いろいろと協議をして、支払いに応じていただいている。何もやっていないわけではありません。

昨年、また今年についても、なかなか、緊急事態宣言があったり、県をまたぐ移動ができなかったりというような状況ではございますが、これまでは何度も首都圏に行きまして、銀行の中の口座の差押え、それで徴収もやっておりますというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、別荘地の7,888万2,000円、7,800万って言ったのかな、下はどうでもいいですけども。その7,800万の、それが169件なんですか、この人数は。一般というのは、別荘地だけで169なんですか。それとも、村内の人の中にもいるんですか。

詳しく言うと、別荘地の中で何名の方が滞納して、その方々のために集金に行くのも大変です。一応、督促状なんか、そういうのは出していますけれども、もしその人が別荘地を売買するときには、結局は、滞納、差押えをしているから、それは売買できないわけですから、だから、そういうふうな手続を取っているということでも理解しましたけれども、そういう別荘地の戸数は何軒で、あとは、結局、別荘地以外の人は何名か、その辺もはっきり教えてください。

○議長（服部 晃君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

先ほどの別荘地の滞納者169名でございますが、村内に、別荘地に住んでいる方は数名でございます。大概が、関東とか、県外の方でございます。その中でも、会社がもう倒産していないとか、登記人がもう死亡して、相続する方を探し出せないとか、そういった方も大分おられます。その件数も169件の中に入っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、やっぱり別荘地の方々が滞納者が多いということなんです。

去年よりも2,070万、結局、それは、企業の場合は、来年度に払ってくれるという、企業の場合はあれじゃなかったかな。そういう貸付金とかがあったんじゃないかな、4,000万とか5,000万とかというの、企業は。そういう、国のほうでコロナの貸付金というのがたしかあったはずだと思います。事業者というのは、国から貸付金というのがあったと思うんだけど、それは、会社と村は関係ないからあれだけども、結局、来年度には、2,396万350円というんですか、これは来年度に払うということで理解してよろしいんですね。分かりました。

じゃ、次にいきます。

19ページ、定住促進住宅使用料、これも去年度とほとんど変わっていないんですよ。ということは、まだそのままずっと、滞納もそのままにしておくということなんですか。今現在は、家賃は、滞納者は何名いて、現在は何名から徴収、もらっているのか。金額は幾らなのか。その辺を教えてください。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

定住促進住宅の未納分でございますが、現在、現年、過年度分を合わせまして、延べ人数5名でございます。5名で135万円ほどでございます。このうち1名については、8月末現在までに完納しておりまして、それを合わせますと、8月末までに17万ほど納入をしております。ですから、実質、今のところ3名の方ということになります。

〔発言する声あり〕

○建設課長（櫻井幸治君） 分かりました。

決算時期、5月の決算を締めたときには、定住促進住宅未納者が延べ人数5名いました。5名で135万円でした。それ以降、8月31日末現在でございますが、そのうち1名は完納されておりまして、現在、滞納者は3名となっております。

なお、8月31日までには17万円ほど入っております。残りが118万円です。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） でも、これあれだよ。

そうすると、今現在は4名の方が滞納をまだしているということなのか。3名。計算が何か合わないんだけど。もう少し分かりやすく説明してくれないかな、こっちにも計算できるように。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。



説明がうまく伝わらなくて申し訳ございませんでした。

現在、実質は4名でございます。

〔「それは、滞納分はどのくらい」の声あり〕

○建設課長（櫻井幸治君） 現在、残りが118万円でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、前はたしか11件ぐらいあったと思った。そうすると、大分少なくなったということだね。一生懸命努力しているというのは認めますけれども、これは、私から言わせれば、結局は家賃なんですから、何か月も何か月も放置しておく事態がおかしい。前にも、一般質問でもやったし、決算でもやりましたけれども、その年にはたしか11名いて、金額も大分ありましたけれども、今忘れましてけれども、とにかく、結局は、今は4名まで減ったということですよ。金額も118万。

4名の方で一番滞納している方は何か月ですか。4名全部の滞納のあれを教えてください。

4名の方の、何か月、何か月、何か月と。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

一番多い方で95万円です。それから……。

〔「何か月で言ってもらえれば、その数字は出せるよ、とつくに。何か月、何か月というの」の声あり〕

○建設課長（櫻井幸治君） ちょっとお待ちください。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 3時01分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時23分）

---

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お時間をいただきまして、誠に申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

未納額のそれぞれの金額と月数について申し上げたいと思います。決算時期は4名の方がおりました。4名の方それぞれにお話ししたいと思います。

1人目が75万、月数にして19か月分。決算のときにも、月数にして、その前に1万円の納

入がありましたので、割れないんですけれども、75万円。そこから、8月までに1万円の納入がありまして、現在19か月分の74万円。

2人目。32万円、8か月分になります。こちらの方は、まだ納入のほうはされておられないので、そのまま8か月分の32万円が残っております。

3人目。こちらの方は、決算のときには5か月分で20万円ありましたが、2か月分の8万円を納入されて、現在、3か月分の12万円となっております。

それから、最後に4人目。決算時期に8万円、2か月分が残っていましたが、この方は8万円全て納入されておりまして、現在は未納がない状況でございます。

トータルにしまして、決算時期、34か月分、135万円ありまして、8月末までに17万円が納入され、8月末現在の未納者については、3名で30か月分、118万円となっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今みたく説明すれば分かるんですよ。

だから、1万入金したり、2万入金したり、そういう人がいるから、金額が合わなくなっちゃう。そして、後で入金した人が今度は4名の中に入ったりしているから、こっちがこんがらかるような答弁をしたからおかしくなっただけなんです。

とにかく、前はたしか11件の方が未納が、そうすると、今3件まで減ったということは、村の担当者の努力も認めます。また、コロナの事態で今は苦しい時期だから、まめに行けとか私は言えませんが、とにかく家賃なんですから、普通、一般では、10か月も家賃を払わなかったらば、大体、一般常識では通用しないことだから。ただ、これは村だから通用しているんだから。その辺は相手方にも分かってもらって、私から言えば、正直者がばかを見るような事態では困りますから。ずるい人間が大手を振って、家賃も10か月も払わないで、そして平気な顔をして、1万払えばいいとか、2万払えばいいぐらいの感覚でいる事態が大体おかしいでしょう、私から言わせれば。

それは、村の企画としてやったものだから、そのときに私は議会でも承認したから、それは別として、とにかく、そういう人らには、コロナが落ち着くまでは、無理に催促に行けとは言えません。恐らく、相手も今は収入減で大変だと思いますから。とにかく、聞いただけはおいたと今後とも粘り強く頑張ってください。

じゃ、次にいきます。

ふるさと納税のことなんですけれども、39ページかな、がんばれ天栄応援寄附金、これは、4、5日前のテレビで各市町村の番付のやつをやったんですけれども、何かふるさと納税が増えている市町村が多いんだね。天栄村は、見てみると、何か減っているような感じなんだけれども、どのように今対応しているのか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

令和元年度より令和2年度のほうが約200万円ほど下回ってしまったというのが結果でございます。私どもも、昨年度はコロナの関係で所得が下がったからかなというふうに感じていたんですが、上がっている市町村もあるというところで、今年度につきましては、インターネット上の寄附ができる窓口、サイトのほうを、今拡充を行っております。あと、寄附しやすい金額のところも絞り出して、その辺の返礼品の見直しや、あとは季節物の限定品など、そういったものを今考えておまして、10月から新しいサイトのほうが公開するようになりますので、後半の伸びに私たちも期待をしているところですので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今、担当課長が言ったとおりに、コロナで減っているのかなと思っていたの、どこの市町村も。そうすると、4、5日前のテレビで、ふるさと納税を各市町村は伸ばしているんですよ。だから、恐らくその市町村というのはそれだけの努力をしているんじゃないかなと思ったの。だから、今どういう努力をしているかという。だから、実際に、コロナでふるさと納税が減っているのかなと思ったんですよ。ところが、よその市町村は増えているんですよ。恐らく4、5日前のテレビでやっていると思いますけれども、見たらば、何億も増えている市町村があるんですよ。

たしか、天栄村は、あの当時、5番目ぐらいだと思ったね、天栄村のふるさと納税の金額が。今は何番目になっているんだか。調べてみたことはないですけども、須賀川なんかよりも天栄村のほうがふるさと納税は多かったですよ。

あの当時は、一般質問で何回もやって、厳しくやって、パンフレットを総務課長に作らせたり、いろいろしたり、あとパンフレットの作り方とかなんかを私も見て、ここはこういうふうにしたとかと、いろいろやりましたけれども、やっぱりそのぐらいに、担当課長がいろいろ考えてみて、そして見たときにすぐ分かりやすく、そして、あとは、ふるさと納税をすると、自分の住んでいる市町村でその金額は還付されるんですよ。そして、福島県の天栄村の地場産品をもらえるんですよ。その辺はまだ分かっていない人もいるけれども、またそれを悪用している人もいますよ、ふるさと納税を。結局、あちこちにふるさと納税をやって、ふるさと納税用の冷蔵庫を買って、そういうふうに、それを悪用している人もいますよ、ふるさと納税を。

ただ、今の総務省関係は、とにかくふるさと納税はふるさとの納税なんだからと。よその市町村ではないですよ。一番ひどいところなんか、土地をあげるなんていうところがあるんですよ、ふるさと納税で。あと、今度は電子製品をあげるとか、チケットをあげるとか

と。

それは別として、とにかく、ふるさと納税に対して、結局、よその市町村でふるさと納税が上がっているところがありますから、だから天栄村も努力して、もう少し頑張ってください。そして、相手方には、天栄村の産品とか、ゴルフ場をやりたいとか、あと二岐温泉とか湯本温泉に泊まれるんだぞと、そういうのをちゃんと分かるようにして、ふるさとに帰ってきたときには、お盆とお正月に帰ってきたときには、そういうことがあるんですよということを、そういうふうな分かりやすいような説明文も入れたと。そしてふるさとに帰ってきてください、ふるさとを思い出してくださいとかといろいろ。結局、私もインターネットで見るとは、いろいろなやり方がある。だから、そういうのもよく調べて、参考にしてください。

じゃ、次にいきます。

147ページ、須賀川地方広域消防の分担金、これは、前年度よりも1,614万円上がっているんですけども、前にも聞いたことがあるんですけども、この分担金の分母とか原資というの、分母というのはどうなっているの。これは、上がった分、前年度は1億2,996万7,000円だったよね。今年度は1億3,158万1,000円なんですよ。そうすると、1,614万円ですか、上がっているでしょう。そうすると、これはなぜ上がったとか上がるんだとかという説明は受けているんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

広域消防組合の分担金でございますが、広域消防で必要とされている費用として、建物の修繕費やそれ以外の経費であるとか、そういったものの経費を全て含めた部分で金額が昨年より増えているというふうな状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前回にも一般質問でやったと思うけれども、この割合というのはどういうふうになっているんですかと聞いたときに、後で聞きますからと言ったんですけども、調べておきますからって、何の返事もありませんけれども、今回、それで聞いたんですけども、それは調べてあるんですか、その割合。どういう割合で各市町村の割合が、金額が、戸数でやっているのか、地域でやっているのか、例えば分署があるから負担金の割合が多いとかと、そういうふうな分母というのはどうなっているんですか。割合がどうなっているのかと一般質問で聞いたんですけども、答弁できなかったもので、後で聞きますから調べておいてくださいと言ったんですけども、調べてあるんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

(午後 3時37分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時48分)

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、令和元年度でご説明したいと思います。須賀川広域消防組合の費用でございますが、22億4,250万9,000円が総額でございます。こちらの中で、天栄村は1億4,449万3,000円となっておりますが、これは、国のルールで決められた額ということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ以上質問しても、元の須賀川消防署の総務課長が返事できなかったんだから、村でできるはずもないんだけど、ただ結局、国の法務省から来たとおりに、それに対して各市町村が、各市町村の合計額を、それを今度は案分にして割っているという、それが通例でやっているということからも、村のほうで、それ以上は、どうのこうの、なぜ上がったとかと、そういうことに対しては調べようがないということですね。分かりました。

一生懸命、消防の人らもコロナ対策とかを頑張っているんですから、それ以上は別に追及はしませんけれども、ただ納得できなかったので質問しただけです。

じゃ、次にまいります。

163ページ、学力・知能検査手数料、これは何の学力・知能検査手数料なのか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

[教育課長 関根文則君登壇]

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

これは、福島県と全国学力とは別に、村独自で行っている知能テストと学力テストでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 全国統一で5月にやった、それではないんですね。これは、天栄村独自でやっている学力・知能手数料ということで、これはどこかに委託してやっているという、そういう意味でよろしいんですね。

あと、167ページ、英語検定手数料25万円というんですか、これはどのようなあれなんですか。例えば、英検の支給、3級とか2級とか、そういうのを受ける授業料の負担を村で出

しているということなんですか。

そして、年間に、これは恐らく、何名が受けて、どのぐらい村で効果があって、何級、何級というのを、クラス別とか、年齢別とか分かれば教えてください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらの検定手数料につきましては、中学生で英語検定の5級以上を受ける方に対して、昨年ですと1人1回の検定料の補助を、負担を村でしたものでございます。

昨年度の結果でございますが、昨年度の状況になりますが、全体、天栄中学校は中学生が136名いますが、5級の保有者数が46名、4級が27名、3級が22名、準2級が4名となっております。合計で99名の方が各それぞれの級を保有しています。

〔「準2級は何人」の声あり〕

○教育課長（関根文則君） 準2級が4名です。

〔「学年別」の声あり〕

○教育課長（関根文則君） 学年別ですと、これは全ての級でよろしいですか。まず、5級の数ですが、中学校1年生が30名、2年生が12名、3年生が4名。続いて、4級になります。

4級が、中学1年生が1名、2年生が14名、3年生が12名。続きまして、3級でございます。

3級が、1年生はゼロです。2年生が6名、3年生が16名。続いて、準2級になります。準2級、2年生が1名、3年生が3名という状況でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは、英語の村、天栄村ということで、やっぱり英語の検定を、試験を受けて、向上を図ってやっているということですよ。

英語検定の試験というのはたしか4,000円とか5,000円だと思ったけれども、年に2回あると思ったけれども、年に1回で、金額は1人幾らなんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 3時58分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時59分）

---

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

英語の検定の検定料でございますが、級によって違っておまして、5級は1人1回当たり2,000円、4級は2,600円、3級は3,900円、準2級は4,900円であります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは、級によって値段が違うんだ。だから計算が合わないんだ。何か計算が合わないと。だから、幾らと聞いたならば、5級、4級、3級、準2級と全部値段が違うということね。了解しました。

とにかく、英語の村、天栄村なんですから、英語のレッスン委託料とか中学校の異文化授業とか、いろいろ予算を組んでいましたので、とにかく英語の村、天栄村ですから、一生懸命頑張ってください、英語に関しては。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 157ページ、適応指導教室トイレ設置工事請負費の中身をもう少し詳しく説明願います。これは、教育長、お願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

適応指導教室のトイレ設置工事でございますが、こちらは、適応指導教室、昨年ですと役場の2階の以前、原子力対策室があったところですが、昨年は、こちらに通っていた人数が、ちょっと、5名ということで多かったものですから、それぞれ、やはり個別指導が必要だということで、部屋をもう一か所、役場の公用車を置いてある隣にプレハブがございまして、そちらに、適応指導教室ということで増設させていただいて、そちらの隣にトイレを設置しました。やはり、子どもが使いやすいようにということでトイレを設置した工事費で、338万9,100円となっております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） じゃ、これは中学生がですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

昨年度は、中学生5名が通っていたものでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） ここは、日中は、どのような授業の受け方をしたりとか、過ごし方をしているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

授業でございますが、やはり、それぞれ個性がありまして、それぞれの理由で学校に行けない。ただ、こちらの適応指導教室だったら通えるということで、それぞれの理由がございましたので、それぞれ個人に合った内容ということで、もちろん学習ドリル等とか、学習を進めながらももちろんありますが、あとは工作をしながらとかということで、それぞれ一人一人に合った内容で進めて、あとは、どうしても、勉強ばかりではなくて、来やすいような中身ということで指導のほうをしておりました。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 5名の生徒がいるということですが、これは、何人体制で請け負って担当しているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

昨年度は、5名の生徒がこの教室を活用しております。ソーシャルスクールワーカーや、あとは特別に村で雇った教員OB、時間給で、あとは中学校の先生方の空いている先生方に来ていただいて指導をする。さらには、パソコンを使ったドリル等で、必ず教員ないしそういう指導員がついて授業を行っているというふうな、実施してまいりました。なので、指導要録では出席扱いというふうなことにしてあります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。

いろんな悩みや様々な状況でそういう状態になっていると思いますので、しっかりとケアしてあげてください。

以上で質問を終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。



これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

議案審議の途中であります。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時07分）

9 月 定 例 村 議 会

( 第 4 号 )

## 令和3年9月天栄村議会定例会

### 議事日程（第4号）

令和3年9月10日（金曜日）午前10時開議

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 6号 | 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について       |
| 日程第 2 | 議案第 7号 | 令和2年度牧本財産区特別会計決算認定について           |
| 日程第 3 | 議案第 8号 | 令和2年度大里財産区特別会計決算認定について           |
| 日程第 4 | 議案第 9号 | 令和2年度湯本財産区特別会計決算認定について           |
| 日程第 5 | 議案第10号 | 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について   |
| 日程第 6 | 議案第11号 | 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第12号 | 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について     |
| 日程第 8 | 議案第13号 | 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について       |
| 日程第 9 | 議案第14号 | 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について       |
| 日程第10 | 議案第15号 | 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について     |
| 日程第11 | 議案第16号 | 令和2年度天栄村介護保険特別会計決算認定について         |
| 日程第12 | 議案第17号 | 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について       |
| 日程第13 | 議案第18号 | 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について      |
| 日程第14 | 議案第19号 | 令和2年度天栄村水道事業会計決算認定について           |
| 日程第15 | 議案第20号 | 令和3年度天栄村一般会計補正予算について             |
| 日程第16 | 議案第21号 | 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について       |
| 日程第17 | 議案第22号 | 令和3年度牧本財産区特別会計補正予算について           |
| 日程第18 | 議案第23号 | 令和3年度大里財産区特別会計補正予算について           |
| 日程第19 | 議案第24号 | 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について   |
| 日程第20 | 議案第25号 | 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について |
| 日程第21 | 議案第26号 | 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について     |
| 日程第22 | 議案第27号 | 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について       |
| 日程第23 | 議案第28号 | 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について       |

- 日程第24 議案第29号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について  
 日程第25 議案第30号 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算について  
 日程第26 議案第31号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について  
 日程第27 議案第32号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算について  
 日程第28 陳情審査報告  
 日程第29 各委員会閉会中の継続審査申出  
 日程第30 発議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
参 事 兼 住 民 福 祉 課 長	小 山	富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井	幸 治 君	湯 本 支 所 長	星	裕 治 君
教 育 課 長	関 根	文 則 君			

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 北 畠 さ つ き 書 記 小 針 陽 平  
事 務 局 長

書 記 森 歩

---

### ◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

---

### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第6号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それでは、234ページ、お願いします。

そこで、医療用機械器具費の中で、分包機の280万だと思うんですが、これはどのような理由で予算の執行ができなかったんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） おはようございます。

お答えいたします。

ただいまの診療施設勘定の280万の繰越明許費につきましてですが、まずこちらのほうの財源といたしまして、国の補助で発熱外来診療体制確保支援補助金というものがございました。こちらは、発熱外来に対しまして診療所等が対応した場合に補助金を頂ける事業ですが、これを3月の補正予算のほうに計上させていただきました。これは一般会計で受けまして、特別会計に出す形になりますが、その時点で納期等を確認しましたところ、3月の年度内に納めることができないということがございましたので、歳入歳出、両方3年度のほうに繰り越したというところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それじゃ、国の補助なんですが、どのくらい国の補助あったのかと、

この分包機と聞きましたが、これは粉薬を分ける機械ですか、それとも1日1日飲む薬をまとめてセットしてくれる機械ですか、どちらなんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

先ほどの補助のところでございますが、当初予定しまして令和2年度に入ったのが403万4,000円ございました。ただ、実績といたしまして258万円ほどになりましたので、令和3年度におきまして、144万円ほど返却をする予定をしております。ですので、実際的には258万8,000円ほどの金額になります。

今ほどの分包機でございますが、今の診療所が建ったときに分包機を購入したわけですが、やはり30年以上使っておりまして、非常に故障もちょっと多くなってきたというところもありまして、この補助を使いまして分包機等を新しく購入したところでございます。また、この分包機は、薬を入れまして、朝昼晩に分けて袋に詰める機械でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 薬を分けて、1日、朝昼晩に分ける、そのことはいいことなんで、これはサービスでやるんですか、お金取るんですか。普通の薬局に頼むとお金取られるんですが、診療所ではただでやってあげるんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

薬代はかかると思うんですが、分包の手間という形になると思うんですが、すみません、ちょっとそこ、私ども細かなところ承知しておりませんので、調べてご報告申し上げたいと思います。申し訳ありません。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） サービスならサービスでいいんですが、患者の方たち、診療所はそういうのを、サービスだったら、ほかは金取るんだよと、薬局屋は多分取るんだけども村では取らないんだよということを、サービスとすればです、お金取るんなら別なんです、やっぱりそういうことも周知して、患者というか、できるだけ、今、大分診療所離れしているというような話も聞いておったんですが、そういうこともサービスはしているんだよということも周知することも必要なのかなと。

患者の人数見ますと、大分、令和2年度増えています。大変増えているんですが、大変結構なことだと思います。一時より大分増えているというような、患者の数が増えているというようなことでもいいことだと思いますが、そこで、3目の医薬品衛生材料費、これ消耗品と

なっているんですが、不用額が155万9,000円ございます。これはどのようなことでこのような不用が出たんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

235ページの2款1項3目医薬品衛生材料費の155万9,998円の部分でございます。こちらのほうは診療所におきましての医薬品、薬代の残というところでございますが、今、私どもの診療所におきましても、できるだけ在庫は置かないようにということで考えておるところでございます。

また、今は昔と違って納品がある程度便利なものですから、足りない場合ですと約1日か2日で薬を持ってきていただけるということで、余計な在庫のほうは持っていないというふうに承知しております。そういった部分で、必要分だけを購入した際にこれだけの、金額的に150万ほど余ってしまいましたが、不用額が残ったということで承知しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そこで、薬の在庫については棚卸しをきちんとしている、前から言っていたことなんですが、今まで熊田課長のときは大分頑張ってやっていたようですが、今もきちんとした棚卸し在庫の現品確認はしているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

現在も毎日薬の出し入れのほうの数字は入れまして確認をしております、月1回の棚卸しをしているというところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これはパソコンか何かで管理しているんですか。パソコンに全部入れていて、それで出し入れをしているということではないんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、パソコンで買った数量、そしてその日出た数量、それを管理しまして、最終的に残った分を月締めで数を数えて、合わせると言ったら言葉悪いんですが、確認するという形を取っているところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。



○6番（揚妻一男君）　そこで、在庫と合わないと廃棄処分などもあると思いますが、使用期間の切れたものとかも含めて、そういった処理は前に何か出ていないという話を聞いていたんですが、今も出ていないんですか。

○議長（服部　晃君）　住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長　小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君）　お答えいたします。

以前そういったお話ありましたので、そういったところを改善させていただきまして、薬で期限が切れたものに関しましては、年度に1回、何日にこういった形の処分したということで報告をいただいております。

○議長（服部　晃君）　6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君）　じゃ、いつでも残高の、在庫の確認はできるということで進められているということですね。そういうことであれば何の問題もないと思いますので、了解いたしました。

以上です。

○議長（服部　晃君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部　晃君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部　晃君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部　晃君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（服部　晃君）　日程第2、議案第7号　令和2年度牧本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第8号 令和2年度大里財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第9号 令和2年度湯本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第10号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**◎議案第11号の質疑、討論、採決**

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第11号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**◎議案第12号の質疑、討論、採決**

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第12号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第13号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第14号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第15号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計  
決算認定について質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第16号 令和2年度天栄村介護保険特別会計決算認定  
について質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第17号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第18号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第19号 令和2年度天栄村水道事業会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決



○議長（服部 晃君） 日程第15、議案第20号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第20号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,477万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,820万9,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

第2表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的は避難所照明機器整備事業、限度額1,330万円。起債の方法は証書借入れ、または証券発行。利率は年1.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

次のページをお願いします。

続きまして、起債借入額の限度額の変更でございます。

臨時財政対策債につきましては、1億5,000万円から1億1,749万円、緊急浚渫推進事業につきましては、6,180万円から6,380万円、緊急自然災害防止対策事業につきましては、200万円から500万円に変更するものでございます。起債の方法、利率償還の方法につきましては、変更はございません。

地方債補正につきましては以上でございます。

32ページをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出予算につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額46万2,000円の減。減収補てん特例交付金額の確定によるものでございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額2億8,207万3,000円。普通交

付税の額の確定によるものでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額16万8,000円。子ども・子育て支援制度に係る保育所等の施設等利用給付費国庫負担金を見込んでおります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額526万9,000円。事業者支援分に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

2目民生費国庫補助金、補正額28万9,000円。子育て世代包括支援センター開設及び放課後児童クラブ事業に係る子ども・子育て支援交付金を見込んでおります。

3目衛生費国庫補助金、補正額894万5,000円。こちらにつきましては、母子保健事業に係る母子保健衛生費国庫補助金7万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金890万2,000円を見込んでおります。また、予防接種システム改修補助金3万2,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額9万円。子ども・子育て支援制度に係る保育所等の施設等利用給付費県費負担金を見込んでおります。

2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額28万9,000円。子育て世代包括支援センターの開設及び放課後児童クラブ事業に係る子ども・子育て支援交付金の交付を見込んでおります。

4目農林水産業費県補助金、補正額3万円。環境保全型農業直接支払交付金の額の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額1,420万3,000円の減。ハイテク大山工業団地への新たな企業進出に伴い、既存企業の駐車場の移転が生じることから、駐車場造成工事を行うための経費として工業用地取得造成事業特別会計繰入金を減額するものでございます。

5目介護保険特別会計繰入金、補正額71万7,000円。こちらは介護保険特別会計の介護給付費精算に伴う額の確定によるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額6,800万円の減。確定による減でございます。

7目こども未来基金繰入金、補正額570万円。こども未来基金からの繰入金でございます。

8目公共施設整備基金繰入金、補正額3,300万円の減。額の確定によるものでございます。

9目天栄村除雪車整備基金繰入金、補正額2,682万8,000円。天栄村除雪車整備基金からの繰入れでございます。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額5,306万6,000円。前年度繰越しの額の確定

によるものでございます。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額40万円。こちらにつきましては、下二俣地区の小規模治山事業に係る治山事業負担金30万円と多面的機能支払交付金返還金10万円でございます。

3目過年度収入、補正額78万8,000円。こちらにつきましては、前年度事業に係る国・県の負担金等精算によるものでございます。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額1,921万円の減。1節の臨時財政対策債につきましては、額の確定による減でございます。また、3節の緊急防災減災事業債につきましては、指定避難所としております天栄村体育館のLED照明機器の整備に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目土木債、補正額200万円。大里東部地区のため池の浚渫測量設計業務委託に係るものでございます。

4目農林水産業債、補正額300万円。飯豊地区のため池の堤体改修測量設計業務委託に係るものでございます。

続きまして、歳出でございます。

まず、今回の補正のうち、1節から4節までの人件費につきましては、4月の定期人事異動による職員の配置替えなどに伴いまして所要額の増減でございます。それぞれの目における説明は割愛させていただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額675万円の減。12節、例規整備等支援業務委託料33万円でございますが、地方公務員法改正に伴う定年給与制度対応するための業務委託でございます。

3目財政管理費、補正額153万5,000円。12節、現在使用しております総務省の地方公会計制度システムが令和3年度をもちまして廃止されることから、新たにシステムの導入を図るため、地方公会計制度システム構築業務委託料を計上しております。

5目財産管理費、補正額7,650万円。12節、庁舎ごみ収集委託料50万円を計上しております。24節、前年度繰越金の額の確定に伴いまして、財政調整基金積立金（元金）7,600万円でございます。

6目企画費、補正額432万5,000円。14節、265万円、こちらはハイテク大山工業団地内のNTT電柱移設に伴うイントラネット光ケーブル移設工事100万円、湯本地区の高齢者コミュニティセンター及び湯本体育館等の公衆無線LAN整備工事165万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

17節、パソコン等OA機器購入181万5,000円。18節、福島空港活性化推進協議会負担金14

万円の減。額の確定に伴うものでございます。

7目支所及び出張所費、補正額219万8,000円。

8目交通安全対策費、補正額45万円。カーブミラー設置工事45万円。

10目ふるさと納税費、補正額19万8,000円。13節、ふるさと納税システム使用料19万8,000円。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額86万2,000円の減。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額8万1,000円。

次のページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、408万8,000円の減。

2目老人福祉費、補正額554万2,000円。

14節、温水配管の水漏れ修理等のためデイサービスセンター修繕工事104万5,000円を計上しております。また、冬期間に係る湯量の確保対策のため、湯本デイサービスセンター給湯器設置工事396万円を計上しております。また、27節、介護保険特別会計に係る低所得者保険料軽減繰出金53万7,000円を計上しております。

4目福祉医療費、補正額22万5,000円。後期高齢者の人間ドック事業に要する費用としまして、後期高齢者医療特別会計繰出金22万5,000円を計上しています。

5目障害対策費、補正額326万1,000円。前年度、国・県負担金等の額の確定に伴いまして、精算返納金326万1,000円を計上しております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額180万4,000円。7節及び8節につきましては、会計年度任用職員の配置替えに伴いましての所要額の増減でございます。10節、大山地区の公園の遊具修繕費57万円、18節、子ども・子育て支援制度に係る保育所等の施設等利用給付費33万6,000円。

2目児童措置費、補正額16万7,000円。児童手当の額の確定に伴う精算返納金でございます。

3目保育所施設費、補正額461万4,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額115万円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額287万7,000円の減。

2目予防費、補正額930万7,000円。10節、新型コロナウイルス抗原検査キット購入としまして消耗器材25万9,000円、ワクチン接種に係るワクチン接種用消耗器材としまして100万円。22節、前年度の国・県負担金等の額の確定による精算返納金14万6,000円。27節、新型コロナウイルスワクチンの接種費としまして、国保（診療施設勘定）特別会計繰出金790万2,000円を計上しております。

3目環境衛生費、補正額144万6,000円。前年度の発熱外来診療体制確保支援補助金の額の確定による精算返還金でございます。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額35万5,000円。リサイクルハウスの修繕費でございます。

次のページをお願いいたします。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額208万8,000円。27節、職員の配置替え等による天栄村水道事業会計繰出金でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額139万円の減。

3目農業振興費、補正額1,182万2,000円。主な内容としましては、12節委託料の道の駅「季の里天栄」農林水産物直売所施設設計業務委託料689万4,000円、道の駅「季の里天栄」農林水産物直売所施設地質調査業務委託料484万2,000円を計上しております。

5目農業施設費、補正額720万円。12節、飯豊地区の北小屋池改修測量設計業務委託料300万円、大里地区の地蔵池浚渫測量設計業務委託料200万円。18節、行政区協働の里づくり交付金180万円、大里地区の水道補修等に係る土地改良施設改修事業補助金40万円を計上しております。

6目水利施設管理費、補正額120万円。龍生ダムの改修に係る防災ダム事業負担金を計上しております。

7目国土調査費、補正額1万円の減。

8目水田農業構造改革対策費、補正額240万円。飼料用米の取組面積が48ヘクタール増加したため、水田利活用推進助成金を増額計上しております。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額511万6,000円。18節、農業経営規模拡大を図る農家支援のため、農業経営規模拡大支援事業補助金としまして、6経営体に対しまして438万4,000円。また、大型特殊免許取得のための支援としまして、大型特殊免許取得費用補助金、対象予定者の増のため60万円。また、近年天候不順による農業災害が発生していることから、農業者の農業収入保険の加入促進を図るため、新たに農業収入保険加入促進対策事業補助金13万2,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

10目開発センター費、補正額931万4,000円。14節、現在使用していない機械室の利活用を図るための費用としまして、機械室修繕工事242万円。また、経年劣化しております調理室のさらなる施設の利活用を図るため、調理室修繕工事689万4,000円を計上しております。

2項林業費、1目林業総務費、補正額3万6,000円。

2目林業振興費、補正額300万円。こちら、下二俣地区小規模治山事業でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額2,198万6,000円。27節、ハイテク大山

工業団地への新たな企業進出に伴います既存企業の駐車場移転に伴い、駐車場造成工事費の一部負担分としまして計上しております。

2目商工業振興費、補正額20万円。18節、新型コロナ対策としまして、国の持続化補助金の採択を受け、販路開拓を目指す事業者に対しまして自己負担金の一部を補助し、新たなビジネスへの取組を支援するためのものがございます。新たに天栄村持続化等補助金を計上しております。

3目観光費、補正額60万6,000円。10節、浮棧橋の修繕費としまして37万5,000円。こちらにつきましては、現在、浮棧橋への立入りは禁止とされておりますが、施設の安全管理上、必要な修繕であるため計上するものがございます。14節、道の駅羽鳥湖高原の観光案内用看板設置工事23万1,000円を計上しております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額27万3,000円。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額6,308万円。10節、除雪車両等修繕費530万円。14節、維持工事請負費2,500万円。

次のページをお願いいたします。

17節では、除雪車327万8,000円、除雪車両の購入費として計上しております。

2目道路新設改良費、補正額190万円。

4項住宅費、1目住宅費、補正額80万円。10節の定住促進住宅及び村営住宅の修繕でございます。

次のページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額1,614万5,000円。18節、須賀川地方広域消防組合分担金の額の確定によるものがございます。

2目非常備消防費、補正額1,233万8,000円。3節から13節までにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、消防行事が一部中止となったことでの減額でございます。

14節、福島県防災テレビ会議システム移設工事117万1,000円。こちらにつきましては、近年の異常気象に伴う防災会議の開催や新型コロナウイルス感染症などの各種テレビ会議が増加したため、現在、総務課事務室内に設置しております防災テレビ会議システムを事務室から移設するものがございます。また、指定避難所の天栄村体育館につきましては、災害時における避難者の環境改善を図るため、現在の水銀灯から調光式のLED照明への整備を図るため、緊急防災減災事業債を活用しまして、避難所照明機器整備工事1,331万円を計上しております。

3目消防施設費、補正額25万円。18節、こちらは今坂地区の消火栓の更新に係る費用でございます。

次のページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額229万4,000円の減でございます。7節の講師謝礼でございますが、適応指導教室の設置に伴う謝礼としまして64万6,000円及び小中学校統合検討委員の報酬16万4,000円。12節、学校ICT支援業務委託料85万8,000円、こども未来基金を活用したこども映画学校業務委託料579万1,000円を計上しております。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額203万9,000円。10節、広戸小学校、大里小学校、牧本小学校の学校施設修繕費としまして190万円。14節、小学校特別教室内線設置工事13万9,000円。

2目教育振興費、補正額15万7,000円。自動車借上料としまして計上しております。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額104万9,000円。10節、天栄中学校の学校施設修繕費としまして56万1,000円。14節、天栄中学校相談室のエアコン設置工事40万3,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額29万6,000円。10節の幼稚園の照明等に係る施設修繕費でございます。

5項社会教育費、4目文化財保護費、補正額135万円。村指定文化財関連の修繕のため、天栄村文化財保存事業費補助金135万円を計上しております。

5目伝統文化施設費、補正額8万円。10節の光電話への改修費用でございます。

6目生涯学習センター費、補正額291万9,000円。教育課の執務室をワンフロア化しまして、様々な施設利用者に対応できる環境改善等業務連携を図るため、12節、基幹システム回線移設業務委託料31万9,000円、執務室の改修工事260万円を計上しております。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額20万3,000円。18節のスキー場リフト券購入助成事業補助金20万3,000円を計上しております。

2目湯本保健体育費、補正額84万8,000円。10節、湯本体育館の漏水修繕等としまして、施設修繕費84万8,000円を計上しています。

4目天栄体育館施設費、補正額290万円。14節、総合運動広場及び屋内スポーツ運動場周辺への防犯対策のための防犯カメラ設置工事155万円、運動広場利用者の日よけ、雨よけ対策施設としまして、運動広場ベンチ屋根設置工事135万円を計上しております。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額17万7,000円の減。

以上で説明を終わります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。

(午前10時49分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 05 分）

---

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番、渡部勉君。

○7 番（渡部 勉君） 53ページの10款の教育費の中の1目保健体育総務費です。この中の補正額20万3,000円、スキーリフト券購入助成事業補助金、これは、村のスキー場は休止するという事だと思えるんですけども、羽鳥湖スキー場とか他のスキー場で小中学生がスキーをやる場合の補助ということでしょうか。説明してください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらの今回のスキーリフト券購入助成事業補助金につきましては、あくまでも保護者のリフト券に対する補助金ということで計上させていただいております。今回、村のスキー場が休止するという事をお聞きしたもので、一応いろいろ教育委員会内でも協議しまして、村の子どもたちに対しては別途、補正予算取らなくても補助、リフト券に対してはサポートできるような予算にはなっておりますので、そちらのほうで対応して、子ども自身には費用かからないようにしたいと考えております。

今回の、ここで言う保護者に対する補助金に関しましては、やはり例えば違うスキー場に行ってしまうと、今まで安く滑っていたスキー場なものですから、ほかに行ってしまうとどうしてもリフト券が高くなってしまいうということで、今のところ考えておりますのは、リフト券に対して2分の1の補助を、やはり子どもと一緒に保護者も練習等に行くということも考えられますので、保護者に対する2分の1の補助ということで一応計画しております。これはグランディ羽鳥湖スキー場に行った場合での補助ということで考えております。

○議長（服部 晃君） 7 番、渡部勉君。

○7 番（渡部 勉君） 大体分かりましたけれども、これは、要するに親御さんが子どもに同行した場合に限ってですか、単独でスキーに行く人に対しても補助を出すという意味でしょうか。大人の人が単独でグランディ羽鳥湖スキー場に行く場合も補助を出しますか。あくまで子どもさんと同伴の場合だけ出すんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。



今回の保護者対象というのは、あくまでも湯本の小中学生に対しての、今までも湯本の小中学生の保護者はやはり子どもと一緒にいたということで、それで今度グランディ羽鳥湖になってしまうとどうしても負担が増えるという考え方に基づいての今回の補正でありますので、基本的に今回考えておりますのはグランディのシーズン券を買った場合の半額補助ということで検討しておりますので、一応今のところはシーズン券ですので、単独で行った場合もそれは使えるような券になるのかなというふうには考えております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私が聞きたいのは、じゃこのシーズン券を大人が単独で購入した場合は対象にならないんですか、なるんですか。子どもはいないと。子どもはいないで、大人の人が単独でシーズン券を買った場合も対象になるんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今回の補助は湯本の小中学生の保護者に対する補助でございますので、子どもがいる家庭のみの対象として考えております。

○7番（渡部 勉君） 了解しました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 除雪車の件なんですけど、ちょっとこれ聞きたいんです。天栄村の除雪車整備基金条例というのがあります。これで見ますと、電源立地地域対策交付金をもって積み立てるということになっているんですけど、電源立地地域対策交付金というのは、毎年この交付金というのはどのくらい来ているんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

電源立地地域対策交付金の額のことなんですけど、年によって一定ではないので多少前後はするんですけど、大体520万前後が毎年積み立てるような形で交付金とされております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうしますと、今回もこの除雪車買うときの約2,680万、これはそっくりそのまま全部使うということによろしいですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

除雪車購入に伴いまして、基金のほう、昨年度末までに2,682万8,000円が積立となって  
おります。ですから、その財源を活用させていただきまして、今回購入する予定でございま  
す。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、この範囲内で除雪車を買うということでもいいんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

除雪車の購入ですが、実は基金のほう活用するんですが、除雪車本体の機械の製作に1年  
ほど要するという事らしいので、今回補正で提案させていただいたわけです。今年も電源  
立地の交付金のほうを見込んでおりますので、来年度に支払うときにはその分も含めて考え  
ておりまして、一般財源は100万程度で収まるのではないかと予想しております。

○6番（揚妻一男君） 分かりました。了解しました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 45ページの負担金、補助及び交付金の行政区協働の里づくり交付金  
180万です。810万ほど当初予算で取ってあるんですが、もう、これ利用したということなん  
ですか。その辺詳しく説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

現在、行政区の交付金といたしまして、当初予算815万とあるんですが、その中で鳥獣対  
策と、あと行政区交付金というふうな形で予算が分かれております。それで、行政区のほう  
が7地区で315万、当初予算で予算化されておりますが、現在5地区活用されております。  
金額が180万程度です。それで、実は行政区からの相談等も今年は多く、またこれから台風  
のシーズンとなるものですから、その部分も見据えて、上限45万、1割受益者負担なので、  
今回45万円の4地区ということで180万のほうを計上させていただいたわけでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうしますと315万、その中で現在利用しているのが180万。そうす  
ると、130万ぐらい残ってるわけだね。それでも足りないということで、補正で180万出した  
と。主にこの180万利用したのはどんな、これは2月の地震とかそういうのには関係なく各  
行政区で、例えばU字溝だったら壊れているところを直したとかという感じですか。その辺、  
ちょっと詳しく教えてください。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

現在活用された内容でございますが、例年、定期的に毎年、農業用の水路改修とかをやっている行政区もございます。引き続きそちらのほうを活用したとか、あとは堰のゲートを設置した、それから側溝の土砂を撤去したなどで活用されております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 分かりました。

そうすると、昨年度は多分この行政区の協働の里づくりが、その交付金は100万近く余ったと思うんです。それ、今年はそれだけ利用が多いということ。その分、これ役場のほうで直接負担なくて、みんな協力して使っているということは大変よいことだと思います。

それともう一点、46ページの開発センターの工事請負費931万4,000円というの、これちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

開発センターにつきましては、大分老朽化が進んでおりまして、公共施設のあり方検討会などでも審議していただいているところでございます。それで、今後の在り方について意見がなされまして、有効に活用していただくようにというようなことでございました。

まず機械室なんですけど、こちらのほうを改めて確認したところ、天井部分と、それから煙突部分にアスベストが確認されてしまいました。この内容としては、天井部分のアスベストについては剥がす。そして、煙突部分、これについては撤去するわけにはいかないの、躯体を傷めてしまうということになりますので、こちらは煙突部分を塞ぐというような工事をさせていただいて、こちらの部屋も有効に活用させていただきたいというようなことでございます。

それから、もう一点は調理室でございます。調理室についても、今ほとんど水回りであるとか細かい部分が漏水したり、ほとんど使えない状況で、いろんな物の物置状態になっているところでございます。こちらのほうを当初の目的のとおり、改めて調理をしたり何か物を加工したりというようなこと、そういったものに使えるようにというようなことで、こちらをリニューアルするというようなことで今回、工事費を上げさせていただいております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、機械室は今まで使っていないということですか。

それともう一つ聞きます。そのほか調理室修繕に680万、漏水とかしていて、今までそれ

を使っている、今度は有効に使うということで700万近くかかるわけです。そうすると、現在開発センターに入っているのは、別によそから何か入るわけではなくて、商工会だけ今入っているんですね。その辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、機械室につきましては、荷物を入れるだけ入れて鍵を閉めておいたというような状況で、使っていなかったということでございます。

それから、山村開発の利用について、今現在あそこに入居しておりますのはまず商工会、岩瀬福祉会、それから天栄村の子ども夢学校、そして土地改良区は事務所がございまして。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、機械室は取り壊して再利用するということですか。機械でなくて何かの部屋として利用するわけですか。

それと調理室、商工会とそれだけのあれで、やっぱりそれだけの金額かけて利用するということは、そんなにかからないのかなと思うんですけども。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、機械室の今後の利用なんですが、安全に人が入れるようにしてということで、あそここのところを倉庫みたいな形で使わせていただければなというような構想でおります。

それからもう一つ、調理室のほうなんですが、今は調理台が大きなものが5台ほど並んでおりまして、そこで各自調理をしたり、各調理器具だったりが入っているんですが、その棚を全部取り外ささせていただいて、もうちょっとコンパクトな形で、シンクであったり調理台であったりをつけさせていただいて、例えばここで何らかのイベント等があるときに加工したり調理したり、そういったことに使えるようにというようなことで構想しております。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 53ページの14節の防犯カメラ設置工事請負費155万円です。これは何か所で、場所はどこなんだか説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

防犯カメラ設置に関してでございますが、今、運動広場の周辺にトイレが3か所ござい

す。季楽里の前に新設したトイレと東トイレという場所と、あと西側の倉庫のほうにあるトイレがございしますが、トイレの周りを中心にして4か所、防犯カメラの設置を今検討しております。トイレを中心にして、そこから駐車場が見えるような形で設置をしまして、防犯対策のほうをしたいと計画しております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長にお聞きしますけれども、ここ1か月か2か月ぐらい前に、よく農機具の窃盗事件があります。あれは、窃盗の事件は解決はしたんですか。それとも、まだ解決はしていないんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

窃盗の内容については私も聞きましたが、その後の状況については警察からも何も連絡来ていないので、全く承知しておりません。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうしますと、恐らく村内の人でないと思うのです。村内だったらすぐ分かりますから。ということは、私の言いたいのは、例えば天栄村の入り口、上から言えば八十内、あそこのところの信号とかセブンイレブンのところの信号とか、あと十文字の信号とか、ああいうところにも防犯灯を、今の防犯カメラをつけておくと、そうすると村外の人 came 場合に、重機を積んで運んだとか何かというのも防犯、抑止になるので、そういう考えはありますか。天栄村の入り口のところにそういうふうな防犯灯をつけるというのは、そういう考えは持っていないですか。

さっき言った泥棒とか犯罪抑止のために、そういうのも警察とか協力して、解決していないというから、解決する方法は、車に積んだところを防犯灯で見つけるとか、あと交通事故とかそういう問題にも抑止になりますので、そういう考えは村長、持っていないですか。運動公園とかにやるんじゃないかと、そういうところにもやったほうがいいと思うんですけれども、そういう考えがあるか、ないか、お聞きします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村全体とすれば、議員おっしゃったように防犯カメラは設置してきております。そして、また今回提案したのは、これは教育施設というようなことで、グラウンドとかその部分での補正でございますので、全体のものについては総務課が中心になって防犯カメラの設置を進めておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 設置しているということは、私が今言ったところは設置していると、そういう意味で取っていいんですか。それとも、前に大里地区に放火とかそういうのがあったので、そこにやったのは知っていますけれども、各村内に入ってくる箇所には設置はしていますというのは、そういうところにも設置しているということなんですか。私の知っているのは大里地区に火災が、放火事件があったので設置したというのは、それは知っていますけれども、そのほかに設置しているというのはどこどこ設置してあるんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

以前、予算の説明の際にもご説明したかと思いますが、天栄村に隣接する市町村境、こちらを中心に主な道路といいますか主要道路にということで7か所ほど今、設置を進めている状況でございます。

場所のほうでございますが、国道118号の下郷との境周辺、二俣のほうに入ってくる道路のところ。先ほど議員さんからも話がありました294号の大里と白河の境、あとは、郡山・矢吹線の周辺、場所は……

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午前11時35分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時35分）

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

大変失礼しました。先ほどの二俣線の入り口がまず1か所。2つ目が先ほど申し上げました大里と白河の境、南沢の入り口。あともう一つは、道の駅羽鳥湖高原の周辺。あとは294号線の八十内周辺になります。あとは、中学校の周辺と先ほどの郡山・矢吹線のコンビニの周辺の交差点。あとは矢吹との境の高林周辺、になります。こちらの7か所ということで、今、発注しておりまして、設置が完了する状況でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の、1個足りないところあったね。今の下松本のセブンイレブン、長沼から入ってくるところ、あの辺も必要と思うんですけども、そこ1個ぐらいは追加し

てもいいと思います。あとは、私が思っていたところは大体言ってくれましたので、今の長沼のセブンイレブン、その辺も検討して、お願いします。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 50ページの委託料、こども映画学校業務委託料。これどんな内容か、説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） こども映画学校についてご説明申し上げます。

東京にある映画制作会社、楽映舎が主催するものであります。現在の日本映画界で活躍するプロの映画人の指導を受けながら、子どもたちが天栄村を舞台としてふるさと天栄への思いや仲間を思う思いを1本の映画につくり上げるというものであります。子どもたちが3日間の日程で企画、立案、脚本づくりをして、子どもたちが監督になったり、カメラを操作したり、録音したり、役者となって、撮影、編集して、約10分間の短編映画をつくり上げます。最終日には試写会も行います。

教育委員会といたしましては、その道のプロの方々と接することによるキャリア教育、映画制作が天栄をさらによく知る機会となることによるふるさと教育にも大変有意義だと考えております。現時点では、湯本小中学校の児童・生徒の班を1つの班、大里、牧本、広戸、天栄中の児童・生徒の代表とする班を1つの班として、2つの班で2つの映画制作をする予定であります。

ただ、実施時期については、新型コロナの状況を見ながら、今年度中の実践を目指しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） これ、財源は特定財源の570万というものなんですか。財源的にはどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

補正予算資料の34ページに記載されております20款繰入金、2項の基金繰入金の中の7目こども未来基金繰入金の570万を利用して、制作のほうをしたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま会議の途中でございますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時42分)

---

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

---

### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第16、議案第21号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 54ページをお願いいたします。

議案第21号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）



第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,347万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億377万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,940万1,000円とする。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

57ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額2,243万5,000円の減。こちらは、令和3年度の現年課税分の賦課額が確定したことによる減でございます。今年度は昨年と同率の税率となっており、その税率で賦課し、徴収率を加味したため減となったものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、補正額1万2,000円の増。こちらは東日本大震災等の税の減免に対する補助金でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、補正額3,589万7,000円の増。前年度の繰越金であります。

58ページをお願いいたします。

歳出、2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金、補正額20万円の増。こちらは新型コロナウイルス感染症による療養のため、被保険者が労務に服することができない場合に支給する手当金の一月分を計上したものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、補正額174万2,000円の増。こちらは納付金額の確定による増でございます。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額78万8,000円の増。こちら納付金額の確定による増でございます。

59ページをお願いいたします。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、補正額212万2,000円の増。こちらにつきましても納付金額の確定による増でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、7目保険給付費等交付金償還金、補正額39万5,000円の増。こちらは特別交付金のうち特定健康診査等分の返還額確定による増でございます。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額822万7,000円の増でございます。

60ページをお願いいたします。

診療施設勘定。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額111万円の減。2目社会保険診療報酬収入、補正額47万5,000円の減。3目後期高齢者診療報酬収入、補正額320万円の減。4目一部負担金収入、補正額61万円の減。1目から4目につきましては、いずれも診療所における外来診療収入であります。今年度におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の業務に診療所にご協力をいただいております。ワクチン接種時には午後から外来を休診して当たっていただいております。そのため、外来収入が2割から3割減少すると思われ、減額の補正予算を計上したものでございます。

続きまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額790万2,000円の増。こちらにつきましては一般会計からの繰入金となります。これは新型コロナウイルスワクチンの接種業務の接種料金でございます。国から実施市町村である天栄村に接種回数に応じて支払われ、実施市町村がそれぞれの医療機関に支払うことになっております。本村においては主に診療所に接種をお願いしておりますので、その分の繰入金として歳入と見ているところでございます。

続きまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額600万2,000円の増。前年度からの繰越金でございます。

61ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額44万6,000円の増。こちらにつきましては、ワクチン接種業務に係る公用車のガソリン代及びワクチン接種に伴う医療用廃棄物、主にワクチン接種をした後の注射器等の処理の手数料を計上したものでございます。また、施設内の自動火災警報器の修繕に要する経費も修繕費として計上したところでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額806万3,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第17、議案第22号 令和3年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 62ページをお願いいたします。

議案第22号 令和3年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度牧本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ337万3,000円とする。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

64ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,000円。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金49万8,000円。財政調整基金からの繰入れでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、補正額50万円。こちらにつきましては、牧之内字大徳坊地内で倒木の危険性がある支障木がございまして、そちらのほうの除去費用としまして委託料50万円を計上したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第18、議案第23号 令和3年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 65ページをお願いいたします。

議案第23号 令和3年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度大里財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額32万1,000円のうちで、歳入を補正する。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

67ページをお願いいたします。

歳入予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,000円。こちら、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、2,000円の減でございます。こちら、財政調整基金からの繰入金でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第19、議案第24号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案書の68ページをお開きください。

議案第24号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,386万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,900万5,000円とする。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

70ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額2,198万6,000円。

こちらは一般会計からの繰入れの増でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額188万2,000円。前年度繰越金でございます。続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,386万8,000円。12節委託料は、ハイテク大山工業団地に新たな企業が進出するに当たっての嘱託登記委託料を240万6,000円計上しております。

14節工事請負費につきましては、工業団地内に駐車場を造成するという事で3,500万円を計上しております。こちらにつきましては、過日、株式会社フジ電科と立地協定を締結させていただきました。その際に、フジ電科のほうから一団の形状で土地を分譲してほしいという要望がありまして、既にこの土地の一部につきましては、工業団地に進出しておりますエムケー技工の駐車場として分譲しておったところでしたが、エムケー技工と協議したところ、西側に代替駐車場を用意することで了承を得たために、駐車場として造成するため、造成費を計上したものでございます。

21節補償、補填及び賠償金、こちらにつきましては、駐車場造成に係る支障電柱の移転補償料を66万5,000円計上しております。

27節、一般会計繰出金におきましては1,420万3,000円を減額して計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第20、議案第25号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業

特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 72ページをお願いいたします。

議案第25号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,385万3,000円とする。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

74ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額97万2,000円の増。前年度繰越金確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額97万2,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第21、議案第26号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 75ページをお願いいたします。

議案第26号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,081万1,000円とする。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

77ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額280万6,000円の増。前年度繰越金確定によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額180万6,000円の増。4節共済費におきましては、共済組合負担金の不足分。14節工事請負費につきましては、マンホール等の段差解消などに伴う維持工事費としまして175万9,000円を計上しております。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額100万円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第22、議案第27号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 78ページをお願いいたします。

議案第27号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250万6,000円とする。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

80ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額26万9,000円の増。前年度繰越金確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額26万9,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第23、議案第28号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 81ページをお願いいたします。

議案第28号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,143万3,000円とする。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

83ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額10万円の増。前年度繰越金確定によるものでございます。

歳出、3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額10万円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第24、議案第29号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 84ページをお願いいたします。

議案第29号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219万3,000円とする。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

86ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額48万2,000円の増。前年度繰越金確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額48万2,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第25、議案第30号 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 87ページをお願いいたします。

議案第30号 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,417万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,589万6,000円とする。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

90ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額8万4,000円の増。こちらは介護給付費交付金の過年度分の収入でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額53万6,000円の増。こちらは昨年度の低所得者保険料軽減分の負担金が少なかったため、国、県、村がそれぞれの負担区分により過年度分として負担するものでございます。一般会計にて国及び県の負担分を受けて繰出金として繰り出したものを特別会計で繰り入れるものでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,355万4,000円の増。こちらは前年度からの繰越金でございます。

91ページをお願いいたします。

歳出、2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス等費、3目特定入所者介護予防サービス費、補正額11万5,000円の増。こちらは、施設に短期入所された要支援の方が負担しているその施設での居住費及び食費等に要する経費の一部をその所得に応じて保険者が負担するものでございますが、利用予定者の方がいるために11万5,000円ほど計上するものでございます。

続きまして、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額600万円の増。こちらは基金の積立てに要する経費でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、補正額418万7,000円の増。こちらは令和2年度に交付された介護給付費の国・県の負担金分及び地域支援事業の国・県の負担金が確定し、令和3年度に返還するために計上したものでございます。

92ページをお願いいたします。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額71万8,000円の増。こちらにつきましても、令和2年度分の介護給付費の村負担分が確定し、返還するために計上したものでございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額315万4,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第26、議案第31号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 93ページをお願いいたします。

議案第31号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,476万5,000円とする。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

96ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、4目保健事業費繰入金、補正額22万5,000円の増。こちらは人間ドック受診者数の増に伴う一般会計繰入金の増でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額6万7,000円の増。こちらは前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入、3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額4万4,000円の増。こちらは広域連合から納付される保険料の過年度還付金でございます。

5項雑入、1目雑入、補正額4万5,000円の減。こちらは広域連合から健康増進事業繰入金の減でございます。

97ページをお願いいたします。

歳出、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2万9,000円の増。こちらは過年度保険料の納付に伴う広域連合交付金の増によるものでございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額18万円の増。こちらは保健事業の中の人間ドック事業におきまして、受診者の増に伴う委託料の増によるものでございます。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額4万4,000円の増。こちらは過年度保険料の還付金の増によるものでございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額3万8,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第27、議案第32号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 98ページをお願いいたします。

議案第32号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和3年度天栄村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、令和3年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額25万円。

第2項営業外収益、補正予算額208万8,000円。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額233万8,000円。

次のページをお願いします。

（企業債）

第3条、予算第5条に定めた起債の利率を次のとおり変更する。

変更前、利率、年4.0%以内。変更後、利率、年1.0%以内。

起債の目的、利率のただし書につきましては変更はございません。

令和3年9月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

101ページをお願いいたします。

補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

（収益的収入及び支出）

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、2目受託工事収益、補正予算額25万円の増。消火栓交換工事に伴う不足分によるものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額208万8,000円の増。一般会計からの繰入金で、人事異動による配置替えに伴う人件費の不足分及び漏水などの緊急工事に備え、水道管継ぎ手等の材料費分でございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正予算額42万円の増。漏水などの緊急工事に備え、水道管継ぎ手等資材の購入によるものでございます。

3目受託工事費、補正予算額25万円の増。消火栓交換工事に伴う不足分によるものでございます。

4目総係費、補正予算額166万8,000円の増。人事異動による配置替えに伴う人件費の不足分でございます。



説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎陳情審査報告

○議長（服部 晃君） 日程第28、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に総務常任委員会に付託となっていました事件2件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

〔総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和3年9月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、渡部勉。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果、委員会の意見、措置の順に申し上げます。

5。令和3年9月7日。辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情の提出について。不採択。米軍普天間基地の辺野古移設については、沖縄県と政府との対立が深刻化している状況であり、さらにこれらの国交・外交の課題でもあることか

ら、現時点で村として判断すべきではないため。

6。令和3年9月7日。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。採択。新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済的・社会的に甚大な影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている。このような状況の中、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠であることから、国に対し、その実現を求める意見書を提出する。地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上です。

○議長（服部 晃君） 報告が終わりましたので、受理番号5、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情の提出について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号6、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第29、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順により申出願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 令和3年9月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決

定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

〔総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和3年9月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。  
記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを  
ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決  
定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要君） 令和3年9月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し  
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。  
記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと

思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会広報常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 令和3年9月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

### ◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が1件ございますので、この際、日程に追加し、日程第30として日程の順序を変更し、先に議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題として日程を一部変更することに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 2時25分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時26分)

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第30、発議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、渡部勉君。

[7番 渡部 勉君登壇]

○7番（渡部 勉君） 発議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年9月10日。

提出者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 廣瀬和吉

賛成者 天栄村議会議員 北島 正

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼし、地方財政は、来年度も巨額の財源不足が避けられない厳しい状況にある。このような状況の中、地方自治体が地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠であることから、国に対し、その実現を求める意見書を提出する。

意見書提出先は下記のとおりです。また、意見書は別紙のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

---

### ◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和3年9月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、9月7日から本日までの4日間にわたりまして、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜るとともに、令和2年度決算につきましても認定をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日成立を見ました各会計補正予算、さらには会期中に賜りました貴重なご意見やご提言を踏まえ、引き続き第5次総合計画の実現に向け、各種施策に全力で取り組んでまいります。

秋の気配が感じられる時期となりましたが、くれぐれも健康に留意され、村政に対し、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

---

**◎閉会の宣告**

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年9月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 2時31分）



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年11月30日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 北 畠 正

署 名 議 員 円 谷 要

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について	9月8日	—
議案1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月8日	同意
2号	大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	9月8日	同意
3号	天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	9月8日	原案可決
4号	天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	9月8日	原案可決
5号	令和2年度天栄村一般会計決算認定について	9月9日	認定
6号	令和2年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について	9月10日	認定
7号	令和2年度牧本財産区特別会計決算認定について	9月10日	認定
8号	令和2年度大里財産区特別会計決算認定について	9月10日	認定
9号	令和2年度湯本財産区特別会計決算認定について	9月10日	認定
10号	令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について	9月10日	認定
11号	令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について	9月10日	認定
12号	令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について	9月10日	認定
13号	令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について	9月10日	認定
14号	令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について	9月10日	認定
15号	令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について	9月10日	認定
16号	令和2年度天栄村介護保険特別会計決算認定について	9月10日	認定

議案番号	件名	議決月日	結果
17号	令和2年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について	9月10日	認定
18号	令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月10日	認定
19号	令和2年度天栄村水道事業会計決算認定について	9月10日	認定
20号	令和3年度天栄村一般会計補正予算について	9月10日	原案可決
21号	令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	9月10日	原案可決
22号	令和3年度牧本財産区特別会計補正予算について	9月10日	原案可決
23号	令和3年度大里財産区特別会計補正予算について	9月10日	原案可決
24号	令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	9月10日	原案可決
25号	令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	9月10日	原案可決
26号	令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	9月10日	原案可決
27号	令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	9月10日	原案可決
28号	令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	9月10日	原案可決
29号	令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について	9月10日	原案可決
30号	令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	9月10日	原案可決
31号	令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月10日	原案可決
32号	令和3年度天栄村水道事業会計補正予算について	9月10日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
発議1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	9月10日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
5	令和3年 6月21日	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情の提出について	沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階 「新しい提案」実行委員会 責任者 安里 長従 東京都新宿区四谷二丁目8番地岡本ビル5階 (505号) 全国青年司法書士協議会 会長 阿部 健太郎	総 務 常任委員会
6	令和3年 8月2日	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	福島県福島市中町8番2号 福島県町村議会議長会 会長 小椋 眞	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
5	令和3年 9月7日	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・ 国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公 正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を 求める陳情の提出について	不 採 択
6	令和3年 9月7日	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源 の充実を求める意見書の提出について	採 択